1999年度修士学位論文要旨

所得税制度の検証

──支出税への転換──

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 伊 東 正 智

わが国の所得税は、消費税導入以前は最高税率60%、課税所得区分6段階であったが、1989年には最高税率50%、課税所得区分5段階に改正された。さらに1999年からは最高税率は37%に引き下げられて課税所得区分は4段階となり、税率のフラット化を伴う恒久的減税が行なわれている。一方、消費税は1989年に税率3%で導入され、1997年に税率が5%に引き上げられ今日に至っている。つまり、日本の租税体系は1988年前後の抜本的税制改革以降、所得税から消費税に徐々にウエイトを移してきたわけである。

政府税制調査会は、1997年1月に発表した答申『これからの税制を考える―経済社会の構造変化に望んで―』の中で「これまでの税制の歩みは『広く薄く中立的な税制』を目指したものでした。今後ともこうした検討の方向を維持していくことが適当ではないでしょうか。」と述べ、消費税導入以来、年々依存度を高めてきた消費税を今後―層強化していく方向性を打ち出している。

本格的な少子・高齢化社会を迎えるこれからのわが国では社会保障給付費を中心とした財政需要の増大は不可避である。同時に、少子・高齢化社会の到来に伴って家計貯蓄率の低下が予測され、財政赤字問題も顕著化してくるであろう。多額の税負担が強いられる本格的な少子・高齢化社会が到来する前に国民が納得できる課税システムを早急に構築しなければならない。確かに、少子・高齢化社会において予想される莫大な財政需要を若年世代や勤労世帯のみで賄うことは不可能である。しかし世代間の公平を理由に、納税者の個人的事情を配慮することのできない現行消費税への依存度を容易に上昇させるべきではない。

わが国の所得税制度は戦後税制の出発点となったシャウプ税制が包括的所得税に忠実な租税制度を構築しようとしたところから始まった。従って、本来は年間所得を基準とする公平を最も重視する租税制度であったのである。しかし、その後の特に経済成長の過程で、さまざまな特別措置の導入によってその実態は包括的所得税とは乖離してしまっている。特に、分離課税制度の適用によって資本所得に対する課税は軽課されており、高所得者層に有利な税制であるという感は否めない。

これからのわが国においては本格的な少子・高齢化社会の到来に伴って租税制度の公平性は一層重要となる。従来より租税理論においては2つの公平の基準が存在する。その一方が包括的所得税であり、もう一方が支出税である。課税の公平を考えた場合、両者とも非常に優れた概念である。年間所得か生涯所得かという公平の基準については両者は異なるが、いずれを採用した場合でもそれぞれの租税理論に忠実に従った課税システムを構築すれば、現実の租税制度は課税の公平を実現することになる。しかし年間所得を基準とした公平と生涯所得を基準とした公平は、それぞれ全く異なる租税制度に帰結することになる。これからのわが国における増税を考慮した場合、公平の基準は変わったとしても納税者が納得できる租税制度を確立することは非常に重要

である。

本格的な少子・高齢化社会に適合した公平な課税システムの構築を目的として現行所得税制度の改革案を検討することが本稿での研究課題である。なお議論の展開は以下のとおりである。

第1章においては包括的所得税について言及する。年間所得に対する公平と生涯所得に対する 公平という哲学的な側面から包括的所得税と支出税の比較を行うので,包括的所得税の理論について基礎的な部分にまで検討を加える。第1節ではサイモンズの租税政策とともに包括的所得概念の形成過程を概観する。第2節では包括的所得概念の意義を明らかにし,未実現のキャビタル・ゲイン及び帰属所得に対する課税のあり方及びその実行可能性について考察する。第3節では公平期間概念,インフレーション課税及び相続・贈与税という3つの観点から包括的所得税の特徴及び問題点を捉えていく。第4節では課税ベースの広狭,総合課税方式の採用及び年金課税の実態という側面から包括的所得税と現行所得税制度の乖離点を明らかにする。

第2章では支出税について検討する。第1節では、消費行為の社会的価値及び生涯所得に対する公平という2つの観点から支出税の本質を明らかにする。第2節では古典的支出税と現代的支出税という2つの支出税の仕組みを説明する。第3節では、資産所得課税、インフレーション課税、相続・贈与税及び年金課税に焦点をあて支出税の特徴を論じていく。第4節では、課税ベースの現実性、総合課税方式の採用及び租税回避の可能性という3つの点から支出税の現実性について検討する。

第1章及び第2章の議論をふまえて、第3章では現行所得税制の改革案として支出税への転換を検討する。第1節では、包括的所得税と支出税の理論的比較及び少子・高齢化社会に適合した租税制度を考察することによって支出税の優位性を明らかにする。第2節では、わが国の所得税制度を支出税に具体的に転換する方法及び問題点について論じる。

以上のような議論展開をふまえた上で、本稿での結論は現行所得税制度の改革案として支出税への転換を提起する。その理由として次の3つの点を挙げる。まず、資産所得に対する分離課税制度の適用によってわが国の所得税制度の現状が労働所得税化すなわち支出税化している点である。このことは、現行所得税制度を支出税へ転換することの現実性の根拠にもなる。

2つ目の理由は理論的比較における支出税の優位性である。包括的所得税の理論を現実に実行するには困難な点が多い。未実現のキャピタル・ゲインや保有財産から生ずる帰属所得に対する課税は現実には実行不可能である。また、年金資産に対する課税も租税理論に忠実に従った課税方法を採用することはできない。さらに資本と利益を区別する必要がある包括的所得税ではインフレの下で多くの問題が生ずる。これに対して支出税は資本と所得を区別する必要はなく、税額の算定はキャッシュ・フローに基づいて計算される。故に、未実現のキャピタル・ゲイン、保有財産からの帰属所得、年金資産及びインフレ課税の問題を支出税の理論では解決することができる。つまり、支出税はその理論を忠実に施行することができるのである。

3つ目の理由は支出税が少子・高齢化社会に適合している点である。なお,本稿において支出税を支持する最大の理由はこの点である。少子・高齢化社会に適合した租税の条件は①生涯の人生設計に適した租税であること及び②世代間の負担の公平に資する租税であることの2つである。支出税は「貯蓄の二重課税」という問題を排除することができる。あらゆる投資資産に対して公平に課税することも可能である。また,生涯という長期間におけるインフレの問題も解決するこ

とができる。これらの点を考慮すると、支出税は①生涯の人生設計に適した租税であると評価することができる。

また、支出税は消費支出を課税ベースとしているので適格勘定方式を採用した場合には、個人の生涯を通じて租税負担を求めることができる。本格的な少子・高齢化社会における膨大な財政需要に対して、あらゆる世代・世帯で負担することが可能となる。従って、支出税は本格的な少子・高齢化社会における②世代間の負担の公平に資する租税と評価することができる。

このように支出税を支持する根拠は、わが国の所得税制度の現状、支出税の理論的な優位性及び少子・高齢化社会に適合した租税という3つの点から主張することができる。そして、現実に現行所得税制度を支出税に転換するためには納税者番号制度の導入と支出税に関する国民の理解は不可欠な条件である。なお、納税者番号制度の導入については個人のプライバシーを保護する充分な対策も同時に行わなければならない。

本稿における税制改革案は短期間で実施可能なものではない。また,不況からの脱出を早急に可能にしたり,ベンチャー企業を活性化させたり,手っ取りばやく税収を増大させたりするものでもない。本稿での改革案は現行の租税制度を長期間かけて公平な課税システムへと改革することを意図したものである。わが国が避けて通ることのできない本格的な少子・高齢化社会の下で,国民が納得できる課税システムの構築を本稿では目指しているのである。従って,現行所得税制度を支出税へ転換することの目的は支出税の理論に従って生涯期間で課税の公平を実現する租税制度を確立することにある。国民に公平と認められる租税制度の確立は,21世紀のわが国が抱える少子・高齢化の問題や財政赤字の問題を解決するためには絶対に不可欠なことである。

[参考文献]

- 【1】 石弘光稿「課税の公平と課税ベースの選択―所得課税か支出課税か」『季刊 現代経済 59号』 日本経済新聞社(1984)
- 【2】 石村耕治著『納税者番号制と国民背番号』労働旬報社(1992)
- 【3】 岩崎政明稿「相続税を巡る諸問題」水野正―編著『21世紀を支える税制の理論 第5巻 資産課税 の理論と課題』税務経理協会(1995)
- 【4】 岡村忠生稿「所得分類論」金子宏編著『21世紀を支える税制の理論 第2巻 所得税の理論と課 題』税務経理協会(1996)
- 【5】 貝塚啓明稿「所得課税と消費課税―タックス・ベースの選択」『東京大学経済学論集 49巻2号』 (1983)
- 【6】 金子宏稿「所得税の理論と課題」金子宏編著『21世紀を支える税制の理論 第2巻 所得税の理論 と課題』税務経理協会(1996)
- 【7】 財政政策研究会編『平成11年度版 ―図表解説― 財政データブック―財政の現状と展望―』大蔵 財務協会(1999)
- 【8】 財政制度審議会編『財政構造改革白書』東洋経済新報社(1996)
- 【9】 佐藤進,宮島洋共著『戦後税制史〔第二増補版〕』税務経理協会(1991)
- 【10】 神野直彦稿「所得概念論」金子宏編著『21世紀を支える税制の理論 第2巻 所得税の理論と課題』税務経理協会(1996)
- 【11】 杉本和行編『図説 日本の財政 平成11年度版』東洋経済新報社(1999)
- 【12】 税制調査会編『これからの税制を考える―経済社会の構造変化に望んで―』(1997)
- 【13】 田近栄治稿「税制改革―支出税の視点―」宮島洋編著『21世紀を支える税制の理論 第6巻 消費

課税の理論と課題』税務経理協会(1995)

- 【14】 田中一穂編『図説 日本の税制 平成11年度版』財経詳報社 (1999)
- 【15】 知念裕稿「資産課税」大野吉輝編著『財政学』八千代出版(1995)
- 【16】 野口悠紀雄著『税制改革のビジョン―消費税増税を見なおす』日本経済新聞社 (1994)
- 【17】 八田達夫著『消費税はやはりいらない』東洋経済新報社 (1994)
- 【18】 馬場義久著『所得課税の理論と政策』税務経理協会 (1998)
- 【19】 藤田晴著『所得税の基礎理論』中央経済社(1992)
- 【20】 宮島洋著『租税論の展開と日本の税制』日本評論社 (1986)
- 【21】 宮谷俊胤稿「納税者番号制度論」金子宏編著『21世紀を支える税制の理論 第2巻 所得税の理論 と課題』税務経理協会 (1996)
- [22] Andrews, W. D., "A Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax," Harvard Law Review, Vol. 87, No. 6, 1974.
- 【23】 Kaldor, N., An Expenditure Tax, London, Allen and Unwin, 1955. [時子山常三郎訳『総合消費 税』東洋経済新報 (1963)]
- 【24】 Kay, J. and King, M. A., The British Tax System, 4th ed., Oxford University Press, 1986. [田 近栄治訳『現代税制の経済学―イギリスの現状と改革』 東洋経済新報社 (1989)]

中国の対外開放政策の推移とその問題点について

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 乾 有

1978年12月の中国共産党第11期中央委員会第3回全会の「工作重心転換」決議以来、中国は、改革・開放政策が進められることになる。本稿では、「中国の対外開放政策の推移とその問題点」を対象として考察する。

1978年以降は、改革・開放政策によって経済の発展や生産技術の近代化が進められることとなり、外国資本を積極的に導入する方針がとられ、外資が急増していくことになる。中国における外資の流入には、借款と外国直接投資という大きく分けて2つの方法があるが、当初から借款の割合が多く、実行ベースでは91年に至るまで過半を占め続けた。これに対して中国の直接投資受入は1978年以降、拡大基調が続き、実行ベースでは92年に過半を超え、93年からは70%を占めるようになった。(1)

本稿では、「中国の対外開放政策の推移とその問題点」として、上記のように1978年以降拡大 基調が続く中国への外国直接投資の受入を巡る、開放政策の推移とその問題点を中心に見ていき たい。

中国での外国直接投資のための開放政策は、①経済特区をはじめとする対外開放地域の設置、拡大・拡充政策、②外国直接投資導入の促進を目的とする外国直接投資優遇政策、③中国の産業政策(2)、④ GATT・WTO 原則との調和をはかるための経済政策の修正、を中心とした国内政策と国際環境によって形成されていくことになる。

改革・開放政策の開始から80年代前半の間は、①経済特区をはじめとする対外開放地域の設置、拡大・拡充政策、②外国直接投資導入の促進を目的とする外国直接投資優遇政策、を中心に外国直接投資の受入が進められたが、80年代の後半にはいると、新たに、③中国の産業政策、が外国直接投資の受入に影響を与える要素として加わり、90年代にはGATT・WTO 加盟交渉の進展と共に様々な経済政策が追加・修正され、それによって外国直接投資の受入を巡る開放政策も変化していくことになる。

これらの事柄を踏まえ、本稿では「中国の対外開放政策の推移とその問題点にについて」として、第1章では、①文化大革命の収拾、②国際的な緊張関係の緩和、③華国鋒政権の経済政策を検証することで、1978年以降の対外開放政策がどの様な性格と方向性を持つようになったのかを見てみたい。第2章は、1978~83年の対外開放政策とし、対外開放地域(経済特区)の設置と外国直接投資優遇政策の始まりを確認し、第3章は、1984~91年の間の、①対外開放地域の拡大とその多様化、②GATTの地位回復の申請と交渉の進展、③直接投資導入に際しての優遇政策の拡張・充実、を内容とし、第4章は、92年以降の対外開放政策の進展とGATT・WTO加盟のための経済政策の調整、第5章は、問題点と今後の課題を検討する。

[参考文献]

佐々木信彰『中国経済の市場化構造』世界思想社 1993

中兼和津次『中国経済発展論』有斐閣 1999

大橋英夫『米中経済摩擦』頸草書房 1998

王曙光『中国改革開放史』頸草書房 1996

石原享一編『中国経済と外資』アジア経済研究所 1998

石原享一編『中国経済の国際化と東アジア』アジア経済研究所 1997

加藤弘之『中国の経済発展と市場化』名古屋大学出版会 1997

岩波講座 現代中国 2巻『中国経済の転換』岩波書店等

内部留保所得課税の再考

---包括的所得税概念への接近---

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 上 田 恵一郎

本稿の目的は、以下のような問題意識から、法人税制の改善提案を行うことである。

一般に法人所得の全てが株主に分配されるのではなく、残余部分は法人内部に留保される(以下、内部留保所得という)。この内部留保所得は、株主への配当原資であると同時に株式価値の増価要因でもあり、二面性を有する特異な存在である。株主所得という観点では、前者は未分配所得であるが、後者は経済力の増加であり、所得と認識されるべきものである。しかし、これに対する課税には納税資金等の問題があり、現状では法人段階で法人税課税がなされた後、個人段階での精算課税は所得実現時まで延期される。この精算課税が延期された所得が年々累積しており、法人擬制説の是非が問われている状況にある。

この課税システムに我が国特有といわれる「株式の相互持合」構造はどのように作用するのであろうか。相互持合状態では相互に配当し合うことになり、実質的には内部留保と同様の経済効果がある。100%の相互持合でない限り、法人所得の全額分配という条件下では法人所得は究極的には個人株主に帰着するので、法人擬制説は論理的には支持される。しかし、現実社会は部分分配であり、この条件下では「実質的な内部留保」のうちの一部がさらに内部留保されることから、相互持合状態は所得の内部留保に対して促進的に作用するのである。我が国の市場一部上場企業の法人株主割合は約66%(平成8年)であり、複数の法人による実質的な相互持合状態にあるといえる。このことから、所得の内部留保促進的な市場構造であり、法人擬制説の適用は悲現実的との結論も導出され得る。

内部留保所得の増大には、大きくは、(1)課税上の公平性、(2)社会的総資産の配置、の問題がある。前者は①個人事業形態では所得の全額が課税対象となるのに対して法人事業形態では配当部分のみが課税対象となる、②留保部分は比例税率である法人税率による課税がなされる、③留保されたまま株式を譲渡すると比例税率によるキャピタルゲイン課税がなされる、④留保された部分は実質価値が減価するので留保期間が長くなればなるほど実効税率が低下する、といった要因によるものである。一方後者は、①内部資金は寡占・独占企業により多く発生するものである、②内部資金による投資は投資効率に鈍感になりやすい、③今日の成長産業は個人への小規模な投資でも飛躍的に発展する可能性がある、といった要因を勘案したものである。

上記の問題を解決する法人税制とは、法人内部に資金が留保でき、かつ、個人に所得を帰属させることにより課税の公平性が維持されうるシステムである。具体的には、法人段階で発生した所得に対して個人所得税の最高税率と同率の法人税率でもって課税を行い、個人段階で精算課税を行うという、カーター報告で提案された方式である。本方式を採用することにより、包括的所得概念に即した税制に接近することができる上、法人税法第67条「同族会社の留保金課税制度」や、所得税法第181条「源泉徴収制度」の廃止も可能となる。このような点から、本方式の採用は法人税制の改革になり得るものと確信する。

但し、本方式では間接的に株式を保有する法人の所得をも按分計算するが、これはわが国の法

人には非現実的である。そこで、所得の按分計算は直接株式を保有する法人所得のみを対象とすることを提案する。会計期間の変動はあるものの、この妥協案でも法人所得の全額が配当されたとみなすことができ、法人擬制説は論理的に支持しうるものとなる。

配当の利子化現象が指摘されて久しいが、本方式の採用により、個人の株式投資のリターンは 従来の利子化した配当や株価の値上り益の他、法人税額に相当する税額控除も加わる。従って、 法人事業に対する投資もその収益性にさらに敏感なものとなり得よう。経済活性化の効果も期待でき、本方式の採用は検討されるべきものである。なお、本稿においては法人税の転嫁の可能性を無視して検討を行っている。法人税の転嫁の可能性を視野に入れた検討も望まれるところである。

第1節「法人所得課税の理論と実際」では、「法人が稼得した所得は法人により消費されるものではなく、その株主に分配されるものである」との認識から、法人所得に対する課税は「法人の背後にある自然人である所有主の所得に対する課税」である旨を論証している。その上で包括的所得概念に触れ、法人の内部留保に対する課税には確固たる概念が無く、これが法人税制を不統一なものにしていることを日、米、英、独、仏の税制を通じて明らかにしている。これらのことから、内部留保所得に対する課税方法の改善こそが法人税制の改革に連なることがわかる。

第2節「株式の所有構造がもたらす問題点」では、まず、内部留保がない前提で2社間の相互持合モデルを検討し、持合状態でも法人擬制説が適合することを確認する。次に、この状態で所得の一部を留保するモデルを分析し、この場合には持合構造は内部留保の促進効果がある点を明らかにした。この原理を踏まえ、我が国の相互持合の実例を確認すると共に、一部上場企業の株式の60%程度は法人が所有している事実は、多数の法人による実質的な株式の相互保有となり、内部留保が促進される資本市場であるとの判断を示した。その上で、内部留保所得の増大に伴う税制上と社会厚生上の問題点を指摘している。

第3節「法人税制の改革案」ではこの問題を克服する法人税制の改革案の提案をしている。まず、対象となる法人税制として①法人独立課税方式(法人所得に単独に課税する方式),②支払配当控除方式(所得から支払配当を控除した残額に対して課税する方式),③組合方式(法人所得をすべて株主所得に帰属させて個人所得課税を行う方式),④配当グロス・アップ方式(配当所得に係る法人税を個人所得税から控除する方式)を列挙して比較検討し,①は内部留保促進的である点,②は内部留保所得に対する比例税率課税である上,資本が国際化している現状では税収減となる可能性がある点から不適であるとの結論を導いた。本稿は内部留保所得の株主帰属を重視しているので③の選択とし、かつ、カーター方式での税率構造を提案した。主に税率構造の面で実施が懸案されていたが、フラット化の潮流もあり法人税率30%,所得税最高税率37%と税率は接近している。前述の妥協は必要であるものの、本方式は実現可能な段階に来ているのである。

[主要参考文献]

〈単 行 本〉

石弘光『利子・株式譲渡益課税』,1993,日本経済新聞社 岩田規久男『土地と住宅の経済学』,1977,日本経済新聞社 木村弘之亮「法人税体系と所得税体系の統合」(武田昌輔編著『企業課税の理論と課題』, 1995, 税務経理協会)

小宮隆太郎・岩田規久男『企業金融の理論』, 1973, 日本経済新聞社

貝塚啓明『財政学』, 1988, 東京大学出版会

佐藤進『現代税制論』, 1970, 日本評論社

佐藤進「法人税原理の変遷」(西野嘉一郎・宇田川璋仁編『現代企業課税論』), 1977, 東洋経済新報社

島恭彦『財政学概論』, 1963, 岩波書店

八田達夫『直接税改革』、1988、日本経済新聞社

吉国二郎『法人税法「理論編]」, 1978, 財経詳報社

若杉敬明「株式持合の財務的意義」(日本経営財務研究学会編『日本的経営財務の解明』), 1982, 中央経済社

〈雑誌文献〉

江渕武彦「法人本質論の現代的課題―新擬制説の可能性―」『九州共立大学経済学部紀要』72号

金子宏「所得税と法人税の統合」『資本市場』, No. 73

倉澤資成「株式持合と企業価値」『ファイナンス研究』No.1, 1984

佐藤光夫「所得税と法人税の統合について」『税経通信』, 1992 11月号

西野萬里「租税政策における公平性―個人所得税の法人税との接点における問題点―」『明治大学商学論 争叢』、1975、3月

林栄夫「シャウプ勧告における統合課税案批判」『経済集志』51巻4号

二木雄策「株主の法人化現象について」『国民経済雑誌』131巻1号, 1975

〈洋書文献〉

Seligman, Essays in Taxation, 1911

Eheberg, Finanzwissenshaft, 18, Aufl., 1922

- W. Gerloff, Die Offentliche Finanzwirtschaft, 2. Aufl., 1948
- R. A. Musgrave and P. B. Musgrave, Public Finance in Theory and Practice, 2nd. edition, 1976
- R. M. Haig, The Concept of Income, Economic and Legal Aspects: Readings in the Economics of Taxation, 1959
- H. Simons, Personal Income Taxation, 1937
- R. A. Mugrave, The Theory of Public Finance, 1959

The Mead Report, The Structure and Reform of Direct Taxation, 1978

J. M. Buchanan, The Public Finance — An Introductory Textbook, 1965

Shoup Mission, Report on Japanese Taxation, 1949;シャウプ使節団「日本税制報告書」

- H. Simons, Federal Tax Reform, 1950
- J. K. McNulty, Reform of the Individual Income Tax by Integration of the Corporate Tax, Tax Notes, 1990

(木村弘之亮,西山由美訳「法人所得税の統合による個人所得税の改革」法学研究63巻12号, p. 381)

- C. E. Mclure, Integration of the Personal and Corporate Income Taxes: The Missing Element in Recent Tax Reform Proposals", 1975
- C. E. Mclure, Must Corporate Income Be Taxed Twice?, 1979

〈統計資料〉

『税務統計から見た法人企業の実態』

『株式分布状況調査』

『有価証券報告書』

中曽根・竹下税制改革に関する一考察

――所得税のフラット化と一般消費税の導入の検討――

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 太 田

聡

1987年の中曽根内閣,1989年の竹下内閣は,税制改革を実施した。2つの税制改革の方向性は同一路線上にあるため,本稿では中曽根・竹下税制改革(以下,「改革」)と一括する。「改革」では、以後の税制を方向付けた所得税のフラット化と一般消費税の導入,つまり消費税シフトが実施された。この「改革」の特徴を明らかにすることが本稿の目的である。

第1節の「中曽根・竹下税制改革の概要」では、改革内容をまとめた。①所得税率の累進構造が、税率10~50%の5段階にフラット化された。②法人税の基本税率が、留保分・配当分共に37.5%に引下げられた。③税率3%の一般消費税が導入された。④少額貯蓄非課税制度が原則的に廃止された(以下、マル優廃止)。⑤有価証券譲渡益が原則的に課税とされた。

第2節の「改革を推進した政策論理」では、税制調査会(以下、税調)の1986/88年の中期答申を検討することにより、「改革」を支えた論理を明らかにした。

まず、税調の基本的考え方について検討した。所得水準の上昇・平準化、消費形態の変化等の社会経済情勢の変化が、給与所得への税負担の偏り、消費形態に合わない物品税等の税制のゆがみを生じさせた。さらに、これらのゆがみは高齢化社会の進展、経済の国際化により深刻化すると予想された。これらのゆがみ是正のために打出されたのが、公平・中立・簡素と社会共通の費用を広く薄く分かち合う視点という基本理念に基づく、所得・消費・資産間のバランスのとれた税体系(以下、バランス体系)である。この論理は、消費税シフトのための論理であった。税調のいうゆがみとは、バランス体系から見てのゆがみである。給与所得への税負担の偏り等は、今に始まったことではない。これをゆがみとし、水平的公平の重視による所得から消費への課税ベース移行により是正を図ったのが、消費税シフトであった。

次に、個別税目に関する税調論理と、改革についての各論者の評価を検討した。

(1)所得税のフラット化は、給与所得への税負担の偏り等のゆがみ是正と、高い限界税率による 勤労・事業意欲の阻害の抑制等の経済活力維持を理由とした。これに対し、①国際的に中堅所得 者層の所得税率は低く、重税感には根拠がない、②1980年代にはジニ係数は悪化しており、所得 は平準化しているとは言えない、③垂直的公平を悪化させる、等の批判がなされた。つまり、フ ラット化の評価は、給与所得への税負担の偏りをゆがみと見るかどうか、また、経済活力確保と 垂直的公平のどちらを重視するかで分かれている。

(2)国際的に高水準の法人税率が、企業活力維持のために引下げられた。これに対し、①全ての 先進諸国で法人税率が低いわけではない、②引当金を認めない諸外国の税法を考慮すると、日本 の法人の租税負担自体は高いものではない、等の批判があった。法人税率引下げに関しても、経 済活力確保と垂直的公平のどちらを重視するかで評価が分かれている。

(3)一般消費税の導入理由は、①経済活動への中立性、②高齢化社会の財源確保、③消費形態の変化への対応等の社会経済情勢の変化への対応、④「クロヨン」問題の解消による、水平的公平の改善等であった。これに対し、①相続税・贈与税による節税・脱税は可能であり、消費税はク

ロヨン対策にならない,②世代間不公平が起こる消費税は高齢化対策にならない,等の批判があった。また,消費税自体に対し,①逆進性が生じる,②帳簿方式・簡易課税制度は不公平を生じさせる,等の批判があった。消費税の評価は,ゆがみ是正や社会情勢の変化への対応をどう見るか,水平的公平と垂直的公平のどちらを重視するかで大きく分かれる。

(4)マル優は、高額所得者ほど受益しているため廃止された。それに対し、課税最低限以下の者でも、50%の限界税率適用の者でも、利子においては一律20%となる等の批判がある。マル優も、垂直的公平をどう見るかで評価が分かれている。

(5)有価証券譲渡益課税は,原則非課税という不公平税制是正のためであった。だが,実質的には有価証券取引税の0.75%の引上げにすぎず,課税ベースの拡大は不十分という批判が強かった。評価は,税制のゆがみを改善できたかどうかで分かれている。

第3節「中曽根・竹下税制改革の背景」では、改革を制約した要因について検討した。

「改革」には、垂直的公平の観点からのゆがみ是正ではなく、経済活力確保の観点を重視せざ るを得ない様々な制約が存在した。「改革」を制約したものは,以下の4点である。①社会情勢 の変化により、垂直的公平を重視する所得課税中心型に限界が生じた。ブレトンウッズ体制崩壊 によるグローバル化・ボーダレス化により,フライトする資本への課税が難しくなった。そのた め、租税負担率と経済成長率に負の相関関係が生じ、所得課税から市場経済に対し中立的な消費 課税への重点移行が望まれた。また、高齢化社会の進展による、社会保障給付の増加等の潜在的 な財政赤字拡大に,勤労所得税中心型では対応できず,消費税シフトやマル優廃止等の課税ベー スの移行を必要とした。②国際関係を考慮する必要があった。ブレトンウッズ体制崩壊後,財政 赤字と貿易赤字に苦しむアメリカによる対米政策協調が要請されており,財政の財源的基礎を飛 躍的に強化するため、消費税が導入された。また、貿易赤字縮小のため自由化を要請するアメリ カとの間に貿易摩擦が生じていた。そのため,減税により政府部門を赤字にし,経常収支の黒字 を減らす必要が生じた。また,所得課税の自動安定装置によって,内需が抑制され,経常黒字が 増加することを避けるため、フラット化が行われた。③自由化が進展する中で、経済活力の維持 が重視された。所得税の高い限界税率による勤労・事業意欲の阻害等は,経済発展に悪影響を与 えるため,フラット化が必要であった。また,サラリーマン層の負担軽減も経済活力維持という 意図があった。④政治的な制約があった。自民党政権下の改革であったため、自民党支持層の 人々に不利となる課税ベース拡大は不可能であり,また,自民党支持基盤の中小事業者を考慮し, 帳簿方式・簡易課税制度を導入せざるを得なかった。さらに,自民党はサラリーマン層を支持基 盤に取り込むことを狙いとし,税制面での負担軽減を図った。また,予算裁量権を確保するため に、安定した財源を望む大蔵省の要請からも消費税の導入を行った。

様々な制約があった「改革」は、水平的公平とバランス体系を重視し、消費税シフトを行った。 垂直的公平重視の所得課税強化等の改革は、制約下では不可能である。ブレトンウッズ体制の崩壊を背景とした、財政状況の変化、国際情勢の変化の中で、自民党政権は経済の活力を維持する税制を構築するため、消費税シフトを実施せざるを得なかった。「改革」は、逆進性が生ずること等の欠点があることを承知で、経済活力優先の選択をしたのである。

[主要参考文献]

〈書籍〉

- 1. 井堀利広『日本財政赤字構造』東洋経済 1986年
- 2. 内山昭『「会社主義」と税制改革』大月書店 1996年
- 3. 遠藤三郎『現代日本の税制・財政改革』中央経済社 1995年
- 4. 片桐正俊『財政学』東洋経済新報社 1997年
- 5. 加藤睦夫『日本の税制』大月書店 1989年
- 6. 加藤淳子『税制改革と官僚制』東京大学出版会 1997年
- 7. 坂野光俊 加藤睦夫『現代日本財政論』ミネルヴァ書房 1988年
- 8. 静岡大学経済学・税法研究者の会『シミュレーション 税制改革』青木書店 1988年
- 9. 神野直彦「転換期の税制改革」『岩波講座 現代の法 I』 岩波書店 1997年
- 10. 税制調査会『今後の税制のあり方についての答申』 1977年
- 11. 税制調査会『財政体質を改善するために税制上取るべき方策についての答申』1980年
- 12. 税制調査会『今後の税制のあり方についての答申』 1983年
- 13. 税制調査会『税制の抜本的見直しについての答申』 1986年
- 14. 中村隆英『日本経済 その成長と構造』東京大学出版会 1995年
- 15. 八田達夫『消費税はやはりいらない』東洋経済新報社 1994年
- 16. 馬場義久『所得課税の理論と政策』税務経理協会 1988年
- 17. 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社 1986年

〈雑誌論文〉

- 1. 跡田直澄「竹下税制改革実施後の影響」『租税研究』 1989年10月
- 2. 石弘光「シャウプ勧告以来の抜本的税制改革」『日税研論集23巻』 1993年
- 3. 貝塚啓明「税制改革論」『経済学論集』 1987年7月
- 4. 税制調査会「税制改革についての答申」『エコノミスト』 1988年7月18日号
- 5. 田近栄治「税制改革の現状」『租税研究』 1989年7月
- 6. 野口悠紀夫「税の公平と税制改革」『経済セミナー』 1988年10月
- 7. 橋本徹「税制改正の評価」『経済学論究』 1989年10月
- 8. 八田達夫「中曽根・竹下税制改革の評価と今後の課題」『日税研論集23巻』 1993年
- 9. 古田誠司「竹下税制改革の意義と今後の課題」『日税研論集23巻』 1993年
- 10. 本間正明「いまなぜ税制改革が必要か」『経済セミナー』 1987年9月
- 11. 本間正明 宮島洋 宮知宗七「竹下税制改革の問題点」『経済セミナー』 1988年10月
- 12. 宮島洋「間接税優先でゆがみ残した税体系」『エコノミスト』 1988年6月28日

〈外国文献〉

1. Steinmo. S Taxation and Democracy Yale University Press 1993

フリンジ・ベネフィット課税の再検討

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 落 合 伸 弘

所得税において税負担の公平を保つためには、税率構造のあり方とともに課税ベースを広くとり、これが侵食されないように租税法が構築されていなければならない。しかし、過去の税制改革においては、所得税における税率構造の見直しとして、最高税率の引き下げ及び税率構造のフラット化は行われてきたが、課税ベースについてはほとんど手がつけられなかった。そこで、本稿においては課税ベース問題のうち未だ大きな改革がなされていない、給与所得者間又は高額所得者と低額所得者との間で実質的な所得格差が生ずるフリンジ・ベネフィット(以下FBと略す)と称する企業からの現物給与等の経済的利益について再検討を行うものである。

わが国の FB に関する税制上の取り扱いは相対的に穏やかであり、この点では、終身雇用型及び年功序列型を中心とする企業社会といわれる日本の経営風土の反映とみることができる。しかし、この経営風土により FB が急速に増大し節税手段としてますます利用されるようになり、課税の公平、資源配分の歪み、税収の減少等の弊害が強まってきている。

本稿はこのような問題意識をもって、FB 課税の基本問題を整理し、その実態を経済的に分析するとともに、将来における実行可能性のある FB 課税の改革の方向を示すものである。

第1節「所得税における FB の位置付け」では、わが国の所得税についての理論的考察と FB の概念を考察し、FB の所得税における位置付けを明らかにした。

所得税に関する理論的考察は、所得概念からスタートしなければならず、FBの課税根拠は包括的所得概念における純資産増加説に依存している。この包括的所得概念において留意しなければならないのは、常識的には必ずしも所得とは認識されていないFB、帰属所得、未実現キャピタル・ゲインなども課税ベースに算入されることになる。つまり、課税ベースに算入される所得とは、個人の経済力の増加に寄与するものすべてであり、発生時点、実質価値概念および純収益概念での把握・評価が必要となるのである。

第2節「FBの経済分析」では、労働経済学の視点から FBを捉え、労働省の調査『賃金労働時間制度等総合調査』に主として依拠しつつその実態を分析し、FBの形成過程と経済に与える影響を考察した。

実態分析から得られた事実を次の3つの論点で考察した。第1に、時系列比較において明らかとなった事実は、企業は景気変動に伴う人件費の調整を現金給与よりもFBによって行っていることである。つまり、FB給付の増額は退職金などへのはねかえりがなく、賃金と違って産業間・企業間の「横並び」に拘束されにくいメリットがあるからである。第2に、FBの業種間・企業規模間格差は、賃金格差よりもはるかに大きいことである。特に公益事業や政府規制産業の給付額はきわめて大きい。公益企業の場合もともと競争圧力が不足しているわけであるが、FB化の進展によって、ますます経営努力を通じてコストを削減しようとする誘因が薄れ、資源配分上の無駄が生じるとともに、規制による利潤の恩恵を享受できる者とできない者との間に不公平が生じる。つまり、同じ所得階層内の租税負担問題である水平的公平が確保されていないことを

意味する。第3に,所得水準間の公平である垂直的公平が阻害されている実態が存在する。企業内部における FB 給付の格差の実態は,従業員の職階級や雇用形態に大きく依存していることを 社宅や社内融資制度等のデータを根拠に明らかにした。

また、FBの経済に与える影響として、転職抑制効果があることを多数の実証分析をもとに考察した。FBは労働市場における資源配分の効率性をも阻害しており「会社人間」化を促進している大きな要因となっている。

第3節「FBの課税強化の根拠」では、①課税ベースの侵食問題、②課税における公平性、③ 課税における中立性と資源配分の効率性、の3つの観点から課税強化の根拠を明らかにし、FB 課税の現状と問題点を租税論の観点から指摘した。

第4節「将来における FB 課税」では、OECD 報告書等を参考に FB の①評価方法(受給者価値基準法・コスト基準法・時価基準法・標準価値法)、②課税方法(ポジリスト方式・ネガリスト方式)、 ③徴収方法を検討し、わが国において最適な FB 課税を模索し、実行可能性を有した個別的改正案も提示した。

そして、FB 課税の改正による効果と意義について、税収増加効果と公平性・効率性の改善の 観点から、年収別のモデル分析を行うことにより数値的根拠を得ることができた。このモデル分 析によって得られた結論は、FB 課税による税収増加効果は予想以上に大規模であり(約3,570億 円)、高額所得者ほど FB の受給が多く、さらに累進税率の適用により節税効果が著しく二重の 恩恵を受けていることである。

また、このモデル分析により示されたもう一つの重要な事実として、FB 課税の改正により得た税収を再分配(定額減税) することにより、給与所得者の82.5%(年収700万円以下)が減税の恩恵を受けることである。つまり、この FB 課税の改正は、給与所得者に対して FB の捕捉についての納得を得ることができ、所得税の持つ所得再分配効果を高めることは間違いない。

にもかかわらず、これまで FB 課税が改正されないのは、多くの理由が存在する。本稿では次の5つの論点を挙げて分析した。①認知度の低さ、②社会的勢力の不足、③所得税制の不整備、④可処分所得の減少と勤労意欲の低下、⑤税務行政上の問題。これらの問題点を踏まえて実行可能性に向けての具体的提案を示した。

以上の考察から、わが国の FB 課税は、その経済的利益の所得概念が不明確であることを理由に、課税に消極的であることは許されず、所得税制全体として FB を位置付け、その適正化を図る環境を早急に整えなければならないと考える。

[主要参考文献]

一雑誌文献-

- 1. 跡田直澄「日本型給与外所得の功罪」『季刊アステイオン』 1993年冬号 (no. 27)
- 2. 石島 弘「わが国のフリンジ・ベネフィット課税の問題と課税方法の検討」『税経通信』1994年12月
- 3. 石島 弘「租税法からみたフリンジ・ベネフィット課税」『税経通信』1990年11月
- 4. 石島 弘「フリンジ・ベネフィットの課税問題」『税経通信』1989年5月
- 5. 石島 弘「フリンジ・ベネフィット―現物給与の検討を中心として―」『租税法研究』1989年10月
- 6. 伊藤稔博「従業員に対するフリンジ・ベネフィット」『税経通信』1990年11月
- 7. 内川澄男「福利厚生費の調査と隣接税務」『税経通信』1994年12月

- 8. 大浦一郎「諸外国の実施状況 ニュージーランド・オーストラリアの場合」『税経通信』1995年11月
- 9. 菊地幸雄「カフェテリアプランの税務上の取扱いについて」『税経通信』1996年12月
- 10. 吉良 実「経済的利益の供与課税を巡る最近の動向とその行方」『税理』1990年3月
- 11. 小島 昇「フリンジ・ベネフィットについて―給与所得にかかる経済的利益を中心として―」『租税 研究』1992年1月
- 12. 五嶋陽子「アメリカにおけるフリンジ・ベネフィットと税制」『三田学会雑誌』1996年10月
- 13. 杉尾充茂「フリンジ・ベネフィットを巡る事実認定事例」『税経通信』1990年11月
- 14. 鈴木 章「フリンジ・ベネフィットについての若干の考察」『税制研究』1995年1月
- 15. 鈴木一水「課税所得の再検討―福利厚生費」『税務会計研究』1999年10月
- 16. 武田昌輔「フリンジ・ベネフィット課税を巡る問題点」『税経通信』1990年11月
- 17. 武田昌輔「交際費課税のあり方」『税経通信』1985年7月
- 18. 田中嘉昭「資産の賃借・譲渡等を巡るフリンジ・ベネフィット」『税経通信』1995年11月
- 19. 中村義人「渡切交際費・寄付金」『税経通信』1992年10月
- 20. 沼田孝道「フリンジ・ベネフィット課税の研究」『税研別冊』1993年10月
- 21. 畠山武道「追加的給付 (fringe benefits) に対する課税の動向」『ジュリスト』1985年
- 22. 馬場義久「フリンジ・ベネフィット課税」『租税研究』 1993年11月
- 23. 平石雄一郎「オーストラリアの税制―93年度改正を含めて」『租税研究』1993年10月
- 24. 平石雄一郎「フリンジ・ベネフィット課税の概念と課題」『税経通信』1990年10月
- 25. 平石雄一郎「フリンジ・ベネフィットの課税強化の理論」『税経通信』1985年12月
- 26. 平川忠雄「交際費を巡るフリンジ・ベネフィット」『税経通信』1995年7月
- 27. 平山 昇「旅費・交通費等・海外渡航費」『税経通信』 1992年10月
- 28. 藤田 晴「フリンジ・ベネフィット課税の基本問題」『税経通信』 1992年4月
- 29. 升本和美「外国人におけるフリンジ・ベネフィット」『税経通信』1995年11月
- 30. 松川 滋「福利厚生費支出と労働者の定着率との関係」『一橋経済研究』1978年4月
- 31. 宮野 清「旅費・交際費等を巡るフリンジ・ベネフィット」『税経通信』1995年11月
- 32. 山内直人「フリンジ・ベネフィット課税の経済分析」『日本労働研究雑誌』1995年12月
- 33. 山内直人「会社人間脱出を阻むフリンジ・ベネフィット」『エコノミスト』1993年1月
- 34. 山下和久「日本企業とフリンジ・ベネフィット課税」『経済研究』1994年3月
- 35. 山本守之「従業員社宅を巡るフリンジ・ベネフィット」『税経通信』1995年11月
- 36. 山本守之「役員に対するフリンジ・ベネフィット課税」『税経通信』1990年11月
- 37. 横山茂晴, 山本守之「フリンジ・ベネフィット課税の現状と課題」『税経通信』1995年11月
- 38. 吉牟田勲「フリンジ・ベネフィット課税制度化論」『税経通信』1995年7月
- 39. 吉牟田勲「諸外国のフリンジ・ベネフィット課税の現状」『税経通信』1990年11月
- 40. 米原淳七郎「オーストラリアの税制」『租税研究』1997年6月
- 41. 『旬刊 福利厚生』 労務研究所 1999年 No. 1619~1667

一単行本--

- 1. 飯野邦彦『所得課税の理論と政策課題』税務経理協会 1998年
- 2. 猪木武徳・樋口美雄編『日本の雇用システムと労働市場』日本経済新聞社 1995年
- 3. 内田 実『企業における福利厚生と税務』新日本法規 1991年
- 4. 海野安美『経済的利益の税務』日本税理士会連合会編 ぎょうせい 1981年
- 5. 金子 宏『租税法』弘文堂 1993年
- 6. 金子 宏編『所得課税の研究』有斐閣 1991年
- 7. 金子 宏編『所得税の理論と課題(改訂版)』税務経理協会 1999年
- 8. 北野弘久編『現代税法講義 (三訂版)』法律文化社 1999年

- 9. 桐木逸朗編『変化する企業福祉システム』第一書林 1998年
- 10. 桐木逸朗『中小企業の福利厚生』日本労働協会 1987年
- 11. 菅原眞理子編『ワークスタイル革命(日本型雇用の崩壊)』大蔵省印刷局 1994年
- 12. 武田隆二『法人税法精説』森山書店 1998年
- 13. 西久保浩二『日本型福利厚生の再構築』社会経済生産性本部 1998年
- 14. 日本大学経済学部産業経営研究所『給与住宅(社宅)の現状と展望』1996年
- 15. 野水鶴雄『要説所得税法』税務経理協会 1998年
- 16. 馬場義久『所得課税の理論と政策』税務経理協会 1998年
- 17. 兵庫県立労働経済研究所『新たな福利厚生制度のあり方に関する調査研究報告書』1996年
- 18. 藤田 晴『所得税の基礎理論』中央経済社 1992年
- 19. 藤田至孝・塩野谷祐一編『企業福祉と社会保障』東京大学出版社 1997年
- 20. 本田正明・跡田直澄編『21世紀旧本型福祉社会の構想』有斐閣 1998年
- 21. 宮島 洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社 1986年
- 22. 宮島 洋『企業福祉と税制』日本税務研究センター 1991年
- 23. 八代尚宏『日本的雇用慣行の経済学』日本経済新聞社 1997年
- 24. 山本守之『租税法要論(三訂版)』税務経理協会 1998年

--外国文献--

- Carter Commission "Report of the Royal Commission on Taxation Volume 3 Taxation of Income" 1966.
- Irish Commission on Taxation, "First Report of the Commission on Taxation: Direct Taxation" 1982.
- 3. J. A. Kay and M. A. King "The British Tax System fourth edition" 1986. 田近栄治訳『現代税制の経済学―イギリスの現状と改革』東洋経済新報社 1990年
- 4. OECD "The Taxation of Fringe Benefits" 1998.
- 5. Sargent. M. & Sargent. J. "Taxation of Fringe Benefits" 1988.
- 6. Simon James and Christopher Nobes "The Economics of Taxation fourth edition" 日向寺純雄監訳『課税の経済学』勁草書房 1996年

税効果会計導入の財政学的考察

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 小 野 尊 史

税効果会計は、本来会計的な問題として扱われてきた。しかし、バブル崩壊以降の長引く不況の解決策としての金融システム安定化を目的としてその導入が注目された。本稿では、会計的な問題であった税効果会計が、なぜ金融システム安定化策として導入がなされ、そのことが、財政にとってどのような意味をもつのかを分析することを目的とした。

第一節「日本の金融構造の変化とバブル経済」では、高度成長期から1975~1985年の金融構造の変化がバブルを誘発した経過とバブル経済、バブル崩壊後の長期的な不況の原因を分析した。その結果、不況の原因としての金融機関の「貸し渋り」は、BIS 規制と巨額の不良債権の問題に原因があり、不況の解決策としてこの問題を解決する必要があることを明らかにした。

第二節「金融機関再生の必要性と政府の金融機関救済政策」では、第一節で述べた「貸し渋り」の原因としてのBIS 規制と巨額の不良債権問題を分析し、不良債権の金額的規模や金融機関の経営状況から問題解決には政府の金融機関救済政策が必要であることを明らかにした。さらに、現在までの政府による金融機関救済政策の位置づけを検討した。その中でも効果の大きい政策は、①公的資金注入、②税効果会計である。①はBIS 規制対策として自己資本比率改善策として、②は不良債権処理問題の解決策として注目されたと位置づけた。また、位置づけの実証として都銀の有価証券報告書(1998年度)を分析した。平均自己資本の約3分の2は政府からの貸与(公的資金)もしくは会計基準の変更(税効果会計等)による増加で上記①②の占める割合が大きく、自己資本比率は公的資金注入により「貸し渋り」解消の目安とされる10%をクリアーしており、税効果会計導入により不良債権償却がこれまでと比べ進んでいることを明らかにした。

第三節「日本における税効果会計」では、税効果会計について、日本での導入までの変遷、会計的な意味、必要性、導入の障害とされた問題点、期待された効果を考察した。

税効果会計は、「税務上と会計上の益金・損金、収益・費用の認識時点のズレ」(以下ズレで示す)の調整である。従って、税法自体が不変であれば税額計算に直接影響をもたらさないので税額は変化しないのが原則である。ただし、実体的影響として税法規定が有税による引当金の繰入れを阻害するインセンティブになっており、導入により税金の前払いとしての有税償却がし易くなることが期待された。この場合には税額が増加する。従来とられてきた視点はこのズレを出来るだけ一致させることを目的としていた。しかし、税務会計と財務会計の本来の目的は異なるものであり両者の間にズレが生じるのは必然的である。そして、このズレは近年の事業活動の多様化、財務活動の国際的調和を背景として無視し得ない状況になってきていた。税務会計は従来から会計諸原則に依拠した財務諸表をもとに、ズレの部分を税法に依拠して税額計算を行っており、導入により新たな問題は生じない。しかし、財務会計上の問題点として、①法人税の費用性、②繰延税金資産の資産性、③商法、証券取引法との関係があり、導入は見送られてきた。①は会計制度上、法人税を利益処分項目と扱ってきた慣習や税金に対する見解の相違があったこと、②は繰延税金の実現可能性は課税所得との大小関係に依存し配当可能利益計算が不確実であるため、

③は①②の問題の解決後でなければ商法,証券取引法上の問題として扱われないものとして会計的見地から解決策を見出すことは困難とされた。しかし、今回の導入に際して、これらの問題については、1998年6月の法務省と大蔵省の共同による「商法と企業会計に関する研究会」で税効果会計が会計基準として認められたことを受けて、商法上も商法32条「公正なる会計慣行を斟酌すべし」の拡大解釈によりその適用を認め、問題点をはっきり解決しないまま法律上認められ会計処理面の整備も急激に進んでいった。このことから日本では税効果会計導入が本来の目的以外の理由で急がれたと推測できる。

第四節「税効果会計導入効果の考察」では、1998年度の有価証券報告書より東証一部上場企業の金融機関103社と他の業種1151社のデータから、導入の実際の効果について①金融機関救済政策とする根拠、②繰延税金資産の回収可能性問題、③財政的影響を分析した。

①金融機関と他業種の税効果会計の採用率は金融が94.1%に対して他業種12.0%と金融がほとんど採用に対し、他業種では採用しているほうが稀である。金額の規模も、金融が一社あたり平均約898億円に対し、他業種は約173億円であり金融の5分の1に満たない、このことから金融機関の税効果会計に対する依存度は高く、金額的規模も大きい(金融機関全体で約8兆7千億円)ことは明らかである。採用理由も不良債権処理にほとんどが使用(金融機関全体で約5兆7千億円)されており、第二節で述べたことを明らかにした。金額的な大きさからは、税効果会計の財政的影響を検証する上でもこの分析は意味がある。さらに、1997年度の都銀の有価証券報告書から、税効果会計を導入しなかった場合、1998年度において不良債権処理の原資が無く、欠損企業となるため不良債権処理が行えない状態にあったことを分析し、1年前倒しして導入したのは、金融機関救済として不良債権早期処理が目的であるということを明らかにした。

②現在金融機関の抱えている不良債権の金額(約20兆円)と不良債権処理の原資としての各資産含み益と業務純益のバブル以降の推移を分析することで考察した。その結果, 現段階において回収可能性は無く, 再編, リストラの必要があることを明らかにした。

③金融機関の納税額の変化等から,有税償却は税効果会計の導入によりし易くなり,税金の前払いが行われ,税引前損失が約2倍増加に対して納税額は増えている。このことは短期的に景気低迷による税収の減少をカバーし,さらに不良債権処理により景気が回復すれば,長期的にも税収は増加すると予測され,課税当局にとってメリットがあると分析した。国家財政としても,公的資金注入と異なり財源を必要とせず,会計的処理のみで不良債権処理の原資としての意味を有し,巨額な不良債権額を考えれば,財政的にも意味をもつと分析した。問題点として前述のような繰延税金資産の回収可能性が否定されれば,金融機関に巨額の損失が計上される。その場合には,日本経済が後退し長期的税収減の恐れがあり,公的資金注入も優先株等の購入という形で行われており,その回収も困難となることから財政的に大きなマイナスとなる。

[参考文献]

- 1. 伊藤 誠著『現代資本主義のダイナミズム』お茶の水書房 1999
- 2. 今井 澂著『ペイオフとマネー大移動』東洋経済新報社 1999
- 3. 今宮謙二著『金融不安定構造』朝日新聞出版社 1995
- 4. 井堀利宏著『日本の財政改革』三松堂印刷 1997

- 5. 小此木潔著『財政構造改革』岩波書店 1998
- 6. 経済理論学会編『現代経済と金融危機』青木書店 1999
- 7. 榊原英資著『国際金融の現場』PHP 新書 1998
- 8. 佐伯啓思著『アダム・スミスの誤算』PHP 新書 1999
- 9. 重原久美春編『金融理論と金融政策の新展開』有斐閣 1992
- 10. 新藤宗幸著『日本の予算を読む』筑摩書房 1995
- 11. 神野直彦著『システム改革の政治経済学』岩波書店 1998
- 12. 手塚仙夫著『税効果会計の実務』清文社 1998
- 13. 中田信正著『税金配分計算』中央経済社 1973
- 14. 平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社 1988
- 15. ポール・シェアード著『メインバンク資本主義の危機』東洋経済社 1997
- 16. 堀内昭義著『金融システムの未来』岩波新書 1998
- 17. 水谷研治著『赤字財政の罠』PHP 新書 1998
- 18. 宮崎義一著『複合不況』中公新書 1992
- 19. 営崎義一著『国民経済の黄昏』朝日選書 1995
- 20. 弥永真生·足田 浩著『税効果会計』中央経済社 1997
- 21. Sheard, Paul, Bank Executives on Japanese boards, Monetaly and Economic Studies 1994
- 22. Accountants Innternational Study Group, Accounting for Income Taxes, 1971

参考雑誌論文

- 1. 磯貝 明著「税効果の会計処理基準についての考察」名古屋大学『経済科学』第46巻1号
- 2. 磯貝 明著「繰延税金資産の認識についての考察」名古屋大学『経済科学』第45巻3号
- 3. 梶原 晃著「税効果会計」神戸大学経済経営研究所 1995
- 4. 久保淳司著「税効果会計の適用」北海道大学『経済学研究』48-2
- 5. 中田信正著「税効果会計と長期納税引当金」『経理情報』682号 1993
- 6. 中田信正著「税効果会計の現状と本格的導入への課題」『企業会計』48巻1号 1996
- 7. 中田信正著「税効果会計の検討課題」『租税研究』1997-12
- 8. 弥永真生・足田 浩著「税効果会計導入の必要性と導入に伴う問題点について」『金融研究』第14巻 第3号 1995

ユーロの国際通貨としての可能性

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 川 畑 剛 史

1999年1月1日から欧州連合のうちイギリス,デンマーク,スウェーデン,ギリシャを除く11カ国によって単一通貨ユーロが導入され,EMU体制がスタートした。通貨統合プランを最初に明確に提示した1970年のウェルナー報告以来,30年の試行錯誤ののちに誕生したこのユーロは,世界経済,国際通貨システムに大きな影響を与えるものと考えられている。

欧州は1960年代以降,ドルに翻弄されてきた歴史をもつ。第二次大戦後にポンドが国際基軸通貨の地位から降りて以来,国際通貨・金融市場ではドルが中心的な役割を果たしてきた。1971年のニクソン・ショックによってブレトン・ウッズ体制が事実上崩壊して,1973年春までに主要国が変動相場制へ移行してからも,ドルは基軸通貨としての地位を維持し,国際通貨・金融市場はドルを中心に回っている。この間,欧州通貨はアメリカの国際収支不安やドルの信認問題が起こるたびに為替市場の動揺の影響を受けてきた。ユーロ導入の背景の一つには,こうしたドル中心の国際通貨体制に対する欧州の不満があった。

また、これまで ERM (為替相場メカニズム) の下でブンデスバンクの金融政策に追随してきた他の諸国にとっては、ECB への金融政策委譲によって部分的にでも金融政策に参画できるということもユーロ導入のインセンティブになっている。

しかし、もう少し高い視点から見れば、欧州統合の最終的な目標は政治統合によって平和な欧州を建設することにあり、経済通貨統合はその一過程として位置付けられているといえよう。そういう思いがあったからこそ、厳しい経済収斂条件のクリアに向けて各国が努力し、通貨統合を実現できたといえる。

欧州通貨統合によって、ユーロがドルに並ぶ国際通貨となりうるのかという点について、経済 規模から見た場合、人口、GDP、貿易額ではアメリカに匹敵する、或いはしのぐほどのものを EU はもっており、その可能性は十分あるといえる。しかし、通貨圏という観点から見た場合に はドルの占めるシェアは依然大きく、特に短期金融市場規模や株式時価総額で見た規模の格差は 大きい。

また、ドルがマルクや円に対して減価しているという事実にも関わらず、国際基軸通貨であり続けている背景には、ドルの利用・保有には規模の経済性、ネットワーク外部性が働いており、それが慣性によって支えられているという面もある。

更に、アメリカが最先端を行く情報技術革新が軍事面にも広がり、「核の傘」が「情報の傘」 へと変貌を遂げることによって、同国が世界のリーダーシップを取りつづけることになれば、ド ルの強さが一層強化されることも考えられる。

したがって、ユーロが今後、数年でドル並みの国際通貨となる可能性は高くはないと思われる。また、単一通貨ユーロの導入が成功するには、欧州中央銀行(ECB)の信認、域内各国間の経済格差の調整、最適通貨圏理論が示唆する労働力移動の活発化、賃金の弾力化、など労働市場の改革の課題があるだけでなく、ユーロ圏の金融・資本市場の拡大・統合、流動性と利便性の追求も、

今後の課題となってくる。

特に,EU全域にわたる労働市場の流動化は,文化,言語,といった生活の基本に関わる問題でもあり、それだけに、課題への取り組みの効果が現れるのには相当の時間がかかるであろう。

しかしながら、EUができるだけ早く金融・資本市場を統一し、ドルが弱みを見せている価値保蔵手段の機能において、そのシェアを広げていくことができれば、支払手段としてユーロが利用・保有される規模も増え、その利便性を増すことができよう。そうすれば、ユーロはいずれドルと並ぶ国際基軸通貨としての地位を占めることになろう。

このことは、ジスカールデスタンの言っていた、「新たな国際秩序」の実現にほかならないだけでなくコール前ドイツ首相がかつて語ったような「外交・安全保障政策の共通化や、司法・警察面での協力強化と合わせて、最終目標である欧州政治統合へつながる」という、大きなステップとなるはずである。

ただし、ドルとユーロの二極通貨体制が誕生するということになれば、国際通貨体制にとって、リスクが生じる側面があることも無視できない。投資家や資金調達者にとっては、投資対象の選択肢が増し、為替リスクの分散が容易になるなどメリットが大きいが、このことはまた、ドルからユーロへ、ユーロからドルへという資金の大量移動を引き起こし、国際金融市場不安定化の原因にもなりうる。

[参考文献]

邦語文献

- 1 荒井耕一郎『ユーロの国際通貨としての将来性』金融ジャーナル12月号 1998年
- 2 岩田健治『欧州における取引所統合の新たな動き』国際金融1025号 1999年
- 3 内海 孚『ユーロと日本経済』東洋経済新報社 1999年
- 4 小川英治『国際通貨システムの安定性』東洋経済新報社 1998年
- 5 小川英治『基軸通貨としてのドル論上~下』国際金融 1997年
- 6 河合正弘『国際金融論』東京大学出版会 1994年
- 7 小林 博,中沢靖史『新通貨ユーロの始動』経済法例研究会 1999年
- 8 佐久間潮, 荒井耕一郎, 糠谷英輝 国際通貨研究所編『欧州単一通貨ユーロのすべて』東洋経済新報 社 1997年
- 9 佐久間潮『欧州単一通貨ユーロは国際基軸通貨たりうるか』国際金融 1997年
- 10 桜井錠治郎『EU 通貨統合-歩みと展望』社会評論社 1998年
- 11 篠崎彰彦『情報革命の構図』東洋経済新報社 1999年
- 12 ジョセフ・ナイ、ウィリアム・オーウェンス『情報革命と新安全保障秩序』中央公論 1996年
- 13 田中素香『EU 通貨統合の道のり』経済セミナー1月号 No. 528 1998年
- 14 糠谷英輝『ユーロ誕生後の欧州金融・資本市場を巡る動向』国際金融1033号 1999年
- 15 萩原 洋『欧州通貨統合の現状と課題』国際金融1018号 1998年
- 16 藤田誠一『EMU と最適通貨圏』国民経済雑誌178巻2号 1998年
- 17 藤田誠一『ユーロの誕生と EU の金融システム』経済セミナー 1 月号 No. 528 1998年
- 18 フレデリック・ドルーシュ、花上克己訳『ヨーロッパの歴史』東京書籍 1998年
- 19 B・アイケングリーン,高屋定美訳『グローバル資本と国際通貨システム』ミネルヴァ書房 1999年
- 20 B・アイケングリーン、藤井良広訳『21世紀の国際通貨システム』岩波書店 1997年
- 21 星野 郁『EU 通貨統合の基本構造』世界経済評論 8 月号 1998年

- 22 真木嘉夫『ユーロ誕生後の国際通貨体制』国際金融1018号 1998年
- 23 益田安良『ユーロと円』日本評論社 1998年
- 24 宮腰秀治『通貨統合成功のカギを握る EU の労働移動』 国際金融1026号 1999年
- 25 村上直久『ユーロの挑戦』日本経済評論社 1998年
- 26 山本栄治『国際通貨システム』岩波書店 1997年
- 27 山本栄治『国際通貨ユーロの地位』経済セミナー 1月号 No. 528 1998年
- 28 ロバート・ソロモン、佐久間潮訳『マネーは世界を駆け巡る』東洋経済新報社 1999年

外国語文献

- 29 Board of Governors of the Federal Reserve System, "The Location of U. S. Currency", Federal Reserve Bulletin 1996. 10
- 30 Ed Stevens, "The Euro", Federal Reserve Bank of cleveland 1999
- 31 European Commission, "Growth and Employment in the stability oriented Framework of EMU", Annual Economic Report 1998
- 32 European Commission, "The 1999 Annual Economic Report" 1999
- 33 EMI, "The European Monetary Institute", 1997
- 34 Federal Reserve Board, "Treasury and Federal Reserve Foreign Exchange Operations", Federal Reserve Bulletin 1997
- 35 Fred Bergsten, "The Dollar and The Euro", Foreign Affairs Vol 76. No. 4 1997
- 36 I. Angeloni & L. Dedola, "From the ERM to the Euro", ECB working paper 1999
- 37 IMF, "Characteristics of the Euro", IMF working paper 1997
- 38 Martin Feldstein, "The case against EMU", THE ECONOMIST JUNE 13th 1992
- 39 Michael W Klein, "European Monetary Union", New England Economic Review 1998
- 40 Michael D Bordo, "The Future of EMU", NBER working paper 1997
- 41 OECD, "EMU, Facts, Challenges, Policies", 1999
- 42 OECD, "Economic Outlook 1999"
- 43 Patricia S Pollard, "The Euro: New Currency and New Data", Federal Reserve Bank of St. Louis 1999
- 44 Paul Krugman, "Who's afraid of the Euro?", FORTUNE, April 27 1998
- 45 Robert N McCauley, "The Euro and European Financial Markets", BIS working paper 1997
- 46 Robert N McCauley, "Euro and The Dollar", BIS working paper 1997
- 47 Robert Solomon, "The Birth of the Euro and Its Effects", The Brown Journal of World Affairs Vol 6 1999

移転価格税制

――利益分割法における経済理論からの接近――

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 木 村 圭 吾

グローバル市場での多国籍企業(MNEs)の活動は経済面に大きなインパクトを与え、もちろん国家の根幹である税収に対しても「所得流出」という形で影響を与えている。この税財源流出を阻止し、課税の適性・公平を達成することが移転価格(TP)税制の目的である。しかしMNEs 独特の性質—「無体資産の国際的な活用」、「製造工程や地理的な分業・分散による規模の経済の享受」が重要視されるにつれ、従来の取引法による「価格」を中心とした独立企業間基準(ALP)では対応が困難になっている。すなわち比較対象が見出せないことにより「リターンとリスクの関係」に着目した利益法が注目されたのである。

そこで本稿では、MNEs 独特の性質により従来の TP 算定方法である取引法では対応が困難な状況を前提とし、取引法の適用困難性を解決するために利益法の検討を行う。そして利益法(なかでも利益分割法(PS法))が完全競争市場を前提とする経済理論を用いて合理的に TP を算定できることを証明する。また MNEs は海外子会社を設立しグループ全体で活動行うので、MNEs の海外子会社戦略は経営戦略のなかでも重要な位置を占めると考えられ、経済理論がどの海外子会社戦略に対応できるか位置付けを行う。

第 I 章「移転価格税制の背景」では,一般的な TP 税制導入における背景を述べる。多くの場合導入の理由としては,「行政サービスの対価の獲得(所得流出の阻止)」や「課税の適正性・公平性の達成」などが挙げられている。また実際に MNEs による所得移転が恣意的に行われているかどうかをアメリカ GAO のレポートを参考に明らかにし,その結果同一市場で経済活動を行っているにもかかわらず,合衆国支配法人に比べ海外支配法人の納税額が低いことが明らかになっている。

第Ⅱ章「利益分割法の位置付け」では MNEs 独特の性質に対応するために導入された「利益法」について、1980年代後半から1990年代前半にかけてアメリカや OECD を中心に行われた議論を検証する。具体的には利益法のうち利益比準法(CPM)と PS 法を取りあげる。CPM は主にアメリカの1988年「移転価格税制に関する白書」で基本的アームス・レングス利益比準法(BAIRM)として初めて登場した。その後、1992年規則案で利益比準幅(CPI)として規定され、1993年暫定規則では有体資産に限って適用可能と規定されている。最終的に1994年最終規則では「最適方法ルール」の条件付であるが、独立企業間価格を求める最後の手段として定められた。一方 OECD 新ガイドラインのなかでは取引単位営業利益法(TNMM)が最後の手段の一つとして CPM に近い方法を規定している。

PS 法は従来の TP 税制でも「第四の方法」の一つと規定されていたが、分割基準等の客観性が曖昧なため取引法が優先されていた。しかし MNEs の活発化により再び注目を集め、当初PS 法に懐疑的なアメリカにおいても最後の手段とされるに至った。OECD の新ガイドラインにおいては最後の手段として規定され、TNMM より PS 法が合理的な結果が得られるという位置付けとなっている。

結果として両方法—CPM と PS 法とも利益法であるが、納税者の予測可能性と実務や訴訟での利便性の高さを比較基準とし、所得創造のリスクや無体資産への配慮、MNEs の持つ内部取引の複雑化への順応性から PS 法が有用と考えられる。

第Ⅲ章「利益分割法の経済理論」では「完全競争市場」を前提として PS 法の経済理論—シャドウ・プライス法(S/P)と経済的投下資本利益分割法(ECEM)について論じる。まず S/P はラグランジェ乗数法を用いて連結利益の最大化を果たすような TP を求めており,このとき S/P で前提となるモデルは本国親会社が全生産を担い,そして海外子会社が全生産物の販売を担うというものである。次にラグランジェ乗数法とは変数の対称性を維持した状態で制約条件付の最適化問題を解く方法で,目的関数を S(x,y),制約条件を S(x,y) にとしたとき,ラグランジェ関数は,

 $h(x, y, \lambda) = f(x, y) + \lambda \{c - g(x, y)\}$

となり、このラグランジェ関数を各変数で編微分したものをゼロとして最適解を得る。すなわちここでの λ が連結利益を最大化する TP で、これを在庫を考慮する場合と、そうでない場合に分けて考える。

次に ECEM についてである。まず前提となるモデルは、本国親会社も海外子会社も生産・販売を担っているが、その関係は垂直的なものである。次に具体的な手順は、

- (1) 垂直に統合された企業グループを各付加価値段階に分ける
- (2) 分割対象となる営業利益を各付加価値段階で求める
- (3) (2)でもとめた営業利益を各付加価値段階の投下資本総額によって分割する

となる。ECEM は上記にもあるようにリターンとリスクの関係で利益分割を行うのであるが、ここでいうリスクを表わしているのが投下資本であり、投下資本は総資産額から利子の発生しない債務を除いたものと定義されている。要するに ECEM は投下資本の額に比例してリターンが配分されるという方法である。

次に本論でなぜ完全競争市場を前提に PS 法を理論的に説明するのかについて考える。TP 税制が修正基準としている ALP は,定義からも分かるように関連者間取引と非関連者間取引との 乖離を調整し,両取引間の「公平性の達成」を目的としている。そう考えると,独占・寡占理論は MNEs の恣意的な内部取引を認めることになり,ALP がこれらの理論に依拠していたのでは 公平性を保つことはできない。それ故に経済学的には完全競争市場を理論的背景として修正することが必要で,PS 法の経済理論においても完全競争市場を前提条件として ALP を適用しているといえる。

同時に S/P から ECEM への発展がなぜ必要なのかに関しても検討を行っており、これは取引法から利益法への変遷と似て、原因は MNEs 独特の性質への配慮等が S/P では困難だからである。その結果 ALP として注目する点を、完全競争市場という概念を維持しながらも「価格」から「リターンとリスクの関係」へと変えてきたのである。

最後にS/PとECEMをMNEsの採る海外子会社戦略への適用可能性により類型化を行う。なぜ海外子会社戦略への適用を考えるのかについては、MNEsの発生要因の一つに取引コストの削減一取引の内部化によるリスク回避一ができることが考えられるからで、特に無体資産の内部取引はMNEsの大きなメリットとなる。Stephen Young, Neil Hood and James Hamill

(1988) によれば海外子会社戦略として①マーケティング・サテライト,②ミニチュア・レプリカ,③合理化された製造業者,④製品スペシャリスト,⑤戦略的独立子会社の5つに分けられる。これらを両理論が前提としているモデルへの適用可能性から考えると,S/Pは①,ECEMは②,③という MNEs の戦略に対応可能と考えられる。

しかしS/PとECEMを利用して利益分割を行うのであるが、海外子会社戦略との対応関係からも分かるように全ての戦略に対応しているわけではない。またS/PもECEMも垂直的な関連企業の関係を前提としているが、現在は先進国への進出も多く必ずしも垂直的関係となっているとはいえない。よって今後は残された戦略に適用するため、そして本論での前提に当てはまらない状況に対応するために理論の精緻化を図ることが必要である。

[参考文献]

- 1. 中里実「国際取引と課税―課税権の配分と国際的租税回避」有斐閣 1994年2月
- 2. 亀井正義「多国籍企業の研究―その歴史と現状」中央経済社 1996年10月
- 3. 藤枝純「解説 米国移転価格最終規則」日本機械輸出組合 1995年3月
- 4. 矢内一好「移転価格税制の理論」中央経済社 1999年4月
- 5. 岡田至康監修「OECD 新移転価格ガイドライン―多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針―」日本租税研究協会 1998年 9 月
- 6. 小林威「移転価格税制の理論・実証研究」多賀出版 1998年2月
- 7. 中村雅秀「多国籍企業と国際税制」東洋経済新報社 1995年6月
- 8. 山川博樹「プロフィット・スプリット法―その適用に関する論点整理と展望(下)」国際財務 Vol. 16 No. 2. **P**8
- 9. 平岡和久「多国籍企業と国際租税摩擦―米国の外資系企業課税問題を中心として」大阪市大論集 第65巻、p53
- 10. 伊藤邦雄, 蜂谷豊彦「資本コストの日米比較―企業の投資行動と競争力へのインパクト」通産研究レビュー1993年 5 月, P 145
- 11. 山川博樹「プロフィット・スプリット法―その適用に関する論点整理と展望(上)」国際財務 Vol. 16 No. 1, P 32
- 12. 国際租税研究グループ「比較対象利益比準法とプロフィット・スプリット法」国際税務 Vol. 13 No.
 11. P 23
- 13. 岸英彦「独立企業間価格差の算定方法に関する考察」税務大学校論叢29巻
- 14. 飯野公央「移転価格税制の変遷と合衆国経済」立命館経済学第42巻第2号, P93
- 15. 川端康之「アームズレングスの周辺問題―財務会計とミクロ経済からの展望」民商法雑誌101巻 6 号, P 820
- 16. 国際税務研究グループ「使用資本を基準とする移転価格の算定方法」国際税務 Vol. 15 No. 2. P 47
- 17. 中島隆信, 渡邊幸則「シャドウ・プライス法に基づく利益分割法試論」国際税務 Vol. 17 No. 10, P 26
- 18. 国際租税研究グループ「無形資産の移転価格算定方法」国際税務 Vol. 14 No. 7, P 36
- 19. 平石雄一郎「移転価格税制に関する最近の米国の判例」租税研究 1990年1月, P81
- 20. 川端康之「移転価格税制と経済分析」総合税制研究 No. 2, P 63
- 21. 中里実「無体財産権に対する transfer pricing についての経済分析」租税研究 1991年9月, P47
- 22. 高橋隆幸「無体資産取引の独立企業間価格の算定方法―移転価格税制における米国レギュレーション 改正案の検討と利益スプリットによる算定方法の提唱」商学論叢(中央大学)第34巻第2・3号, P 255

- 23. 中村雅秀「多国籍企業の移転価格と『IRC 第482条白書』」証券経済182号, P 175
- 24. 大河原健, 河野辺雅徳「経済理論アプローチによる移転価格の検討」国際税務 Vol. 18 No. 10, P 40
- 25. Alan M. Rugman "Inside The Multinationals" Croom Helm Ltd. 1981, 江夏健一, 有沢孝義, 中嶋潤, 藤沢武史 (共訳)「多国籍企業と内部化理論」ミネルヴァ書房 1983年 3 月
- 26. United States General Accounting Office (GAO) "INTERNATIONAL TAXATION-Transfer Pricing and Information on Nonpayment of Tax" 1995年4月
- 27. United States General Accounting Office (GAO)" INTERNATIONAL TAXATION-Updated Information on Transfer Pricing" 1993年 3 月
- 28. United States General Accounting Office (GAO)" INFORMATION ON TRANSFER PRICING" 1994年 9 月
- 29. Fred C. de Hosson "Transfer Pricing for Intangibles: A Commentary on the White Paper" Kluwer Law and Taxation Publishers 1989
- Treasury Department and Internal Revenue Service "A Study of Intercompany pricing: SEC. 482
 WHITE PAPER on Intercompany Pricing" October, 1998
- Internal Revenue Service "Intercompany Transfer Pricing Regulations Under Section 482" July,
 1994
- 32. OECD Committee on Fiscal Affairs "Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations" July, 1995
- 33. Richard E. Caves "Multinational Enterprise and Economic Analysis" Cambridge University Press, 1982. 岡本康雄, 週佐喜和, 長瀬勝彦, 姉川知史, 白石弘幸・共訳「R.E.ケイビス 多国籍企業と経済分析」千倉書房 1992年10月
- Harlow Higinbotham, Laurent Guerard, and Donald Jankowski "An Economic Perspective on the Best Method Rule: Intercompeny Transfer Pricing Under the New Section 482 Regulations" Tax Notes International, March 22, 1993, P 731.
- 35. Fred C. de Hosson "Transfer Pricing for Intangible A Commentary on the White Paper" Kluwer and Taxation Pubhshers 1989.
- Alan M. Rugman and Lorraine Eden "Multinationals and Transfer Pricing" Croom Helm Ltd, 1985.
- 37. Harlow N. Higinbotham, David W. Asper, Phihp A, Stoffregen & Raymond P. Wexler, "Effective Application of the Section 482 Transfer Pricing Regulations", 42 Tax Law Review 293 (1987).
- 38. Stephen Young, Neil Hood and James Hamill "Foreign Multinationals and the British Economy: Impact and Policy" Croom Helm, 1988.
- Michel Taly "Comparison of CPM and TNMM Transfer Pricing Methods: A Point of View" Tax Notes International, January 29, 1996, P 351
- Ernst & Young International, Ltd., 1997, "Ernst & Young Transfer Pricing 1997 Global Survey"
 Tax Notes International, September 8, 1997, P 761

企業関係の租税特別措置の沿革と改革の方向

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 桐 谷 雅 夫

最近では、租税特別措置(以下、租特措と示す)は不公平税制として批判が多いが、産業政策の一手段として果たしてきた役割は、小さくはない。そこで本稿では、租特措の問題点を捉えつつ、各時代に産業政策としてとられてきた変遷を明らかにし、最後に、今後の在り方を検討し、中小・ベンチャー企業(以下、VCと示す)対策の措置の必要性を指摘する。

第一節「租特措の概要」では、定義・性格・効果等を明らかにした。租特措は、「負担公平の原則を犠牲にしながら、租税の軽減免除という誘因手段で、特定の経済政策目的を達成しようとする目的をもつ規定」と定義でき、政策目的と財政目的の性格を併せ持ったものである。租特措には、財政肥大化の回避、受益内容が未公表、弾力的利用が可能等、企業と政策当局双方に利点があり、積極的に活用されてきた。租特措による税の軽減免除は引当金・特別償却・税額控除・特別控除等の方法があるが、その主な効果として、引当金や特別償却等では課税繰延(資本蓄積)効果が認められ、税額控除では完全免税効果が認められる。

第二節「租特措の変遷」では、各時代に創設された租特措の変遷・背景を明らかにした。戦後復興期には、シャウプ勧告後の法人税率引上げに対する緩和策、あるいは財政補助金の代替策として租特措は拡大され、特に産業機械設備の合理化を促進するため機能した。高度経済成長期には、重化学工業化推進のために活発的に利用され、波及効果の大きい化学工業を中心とした新産業の設立・技術導入のための措置が設けられたり、急速な技術革新による陳腐化資産の償却を加速的に行うために、特別償却に関する措置が多く設けられるなどし、企業の資本蓄積を高めた効果は大きかったといえる。また、国際化が進み、開放経済に移行する段階においては、国際競争力強化のための措置が設けられ、さらに、昭和50年以降は、低成長期による企業側の課税繰延効果の減少、財政危機等を背景にして整理・縮小が行われたが、同時に、高度経済成長の負の側面に対処するための公害対策、エネルギー対策、住宅対策等を目的としたものが創設され、本格的な改革は進んでいないといえる。このように、政策税制としての租特措は、戦後の復興から高度経済成長にかけては一定の効果をあげてきたが、同時に、不公平税制である、補助金等と比較して議会の統制が確保されていない、既得権化し長期化しているといった問題点も指摘できる。現在の日本のように低成長期になると、税制の中立性も同時に強く求められており、今後の改革が必要であるといえるだろう。

そこで第三節「租特措の改革の方向」では、上記のような問題点を見直しつつ、今後必要な措置を検討する必要があるとした上で、(1)手続き上の改革、(2)租特措の対象の改革の2つの観点から検討を行った。

(1) について、財政民主主義の観点から、毎年の租特措の実態を明らかにする必要性を指摘し、アメリカの租税支出(Tax Expenditures)の分析を行った。「何を租税支出としてリストアップするのか」といった問題点が残されているが、租特措が公表されることは、特定分野における租特措の集積の状況といった現状が明らかとなり、政策立案者のみでなく国民の税制監視の基礎資料

としても有用な情報であるといえる。

(2) について、今後は、VC対策の租特措の拡充・創設が必要であるとした。現在の日本の不況は、景気の循環論的な見方だけでは説明できず、キャッチアップ型経済の限界、産業の空洞化、国際的競争の激化、大企業を中心とした社会構造等に問題がある。こうした状況を打破するには、将来の新産業を生み出す必要があり、VCに対して、イノベーションの担い手・就業機会創出の担い手・地域経済発展の担い手等としての役割・期待が高まっており、VC対策の優遇税制の必要性があるといえる。

現行の政策でも、VCへの税制上の優遇措置は存在する。設備投資促進のための措置として、「中小企業者の機械等の特別償却(措置法45の2)」、試験研究促進のための措置として、「増加試験研究費の税額控除(措置法42の4)」等が挙げられる。これらの措置による租税の軽減・免除の方法は、特別償却・税額控除といった内容であるが、VCは資金繰りのため銀行報告用に黒字決算にする必要性から、費用を多く計上することが困難であり、また、先に資金が流出し、その後優遇される措置では、インセンティブのタイミングが遅く、投資の誘因としては不充分である。他に、創業間もない企業が利益を計上しにくいことや、赤字法人比率が6割を超える現状を考えると、企業利潤が発生して減免の特典が利用できる現行措置には限界があるといえる。実際、現行の企業関係の租特措による減収額(平成10年度)は、企業全体の減収額は3,560億円だが、そのうち中小法人の減収額は1,560億円であり、企業数における中小企業の割合が99%を超える現状を考慮すると、現行のVC優遇措置が十分に活用されているとはいえない。また、閉塞感を打破するには、新たな発想・経営スタイルを持って市場に参入する新規企業が求められているが、現在の日本では、廃業率が開業率を上回っており、産業構造の新陳代謝がうまく機能していないといえる。

そこで、起業を促すための税制が必要であると考え、①欠損金の繰越・繰戻、②株式譲渡益課税等の優遇措置の拡充が必要であると考える。①について、現制度では繰越5年・繰戻1年であるが、諸外国の状況と比較した場合や、新規企業が累積損失を解消して黒字転換に要する期間が5年以内の割合が6割程度である現状を考慮すると、欠損金の繰越期間の延長は必要であろう。また、②についても、現行制度では一定の企業に投資した個人投資家のキャピタル・ロスについて、3年間にわたるキャピタル・ゲインとの損益通算を認める措置(エンジェル税制)が講じられているが、他の先進諸国では、一定の金額の範囲内で他の一般所得との損益通算を認める制度となっており、税制の国際的整合性の観点からこの税制の拡充は必要である。また、リスクの高いベンチャー企業に投資したことに対する評価として、エンジェル税制が拡充されることは、更なる投資のための資金の拡大へと、つながることが期待できる。

これまでの産業構造の転換が求められ、新たな産業の出現が期待されている時代では、税制を 積極的に利用して、産業構造の変化を進める必要があるといえる。そこで、これから必要とされ る「環境・エネルギー対策の産業」、「高齢化対策の産業」、「科学技術の振興」といった時代の要 請に適合した政策目的に資する企業の活動を支援していく必要があるといえ、VC 税制が構築さ れる必要があるだろう。

[主要参考文献]

〈書籍〉

- ·大蔵省財政史室編『昭和財政史(昭和27~48年度)租税』(東洋経済新報社 1990)
- ・清成忠男『ベンチャー・中小企業優位の時代』(東洋経済新報社 1996)
- ・佐藤 進・宮島 洋『戦後税制史[第二増補版]』(税務経理研究会 1990)
- ・武田昌輔『21世紀を支える税制の論理―第3巻―企業課税の理論と課題』(税務経理協会 1995)
- ・中小企業庁編『中小企業政策の新たな展開―中小企業政策研究会最終報告より―』(同友館 1999)
- ·中村秀一郎『21世紀型中小企業』(岩波新書 1997)
- ・中谷 巌『日本経済「混沌」からの出発』(日本経済新聞社 1998)
- ・不公平な税制をただす会編『国民のための税制論』(勁草書房 1984)
- ・淵上勇次朗『日本経済発展のプロセス〔増補改訂版〕』(晃洋書房 1998)
- ・(財) ベンチャーエンタープライズセンター『ベンチャー企業に係る税制上の問題点とその改善策について』(〈財〉機械振興協会・経済研究所 1995)
- ・山内 進『租税特別措置と産業成長―租税特別措置の効果分析―』(税務経理研究会 1999)
- ・和田八束『租税政策の新展開』(文眞堂 1986)
- ・和田八束『租税特別措置―歴史と構造―』(有斐閣 1992)

〈論文〉

- ・中村芳昭「租税政策手段としての租税特別措置とその法的規制」(『経済集志』第64巻 第4号 1995)
- ・和田八東「租税特別措置の概念について」(『立教経済学研究』36巻 1982)
- ・泉美之松「税法上の特典の廃止論と水平的公平」(『税経通信』1985.11)
- ・小野浩孝「中小企業の現状と課税のあり方」(『租税研究』1997. 8)
- ・井上久彌「租税特別措置の整理合理化と企業の租税負担率」(『税経通信』1985. 4)
- ・小野浩孝「中小企業の現状と課税のあり方」(『租税研究』1997. 8)
- ・田近栄治・油井雄二「日本の企業課税の形成と改革―内部資金供給型から負担軽減・中立的税制への転換―」(『税経通信』1999. 1~1999. 2)
- ・忠 佐市「アメリカの租税支出論議」(『税経通信』1981.3)
- ・中里 実「経済的手法の法的規制に関するメモ―公共政策の手法としての租税特別措置・規制税・課徴金―」(『ジュリスト』 No. 1042~No. 1045 1994. 4. 1~1994. 6. 1)
- ・畠山武道「租税特別措置―日米比較―」(『租税法研究』第18号 1990)
- ・森信茂樹「ベンチャー支援と税制のあり方」(『租税研究』1999. 10)
- ・柳 裕治「租税特別措置改革の課題」(『法律のひろば』1997. 4)
- ・山田雅俊「税制改革案と中小企業」(『税理』 Vol. 42 No. 3 1999. 5)
- ・和田八束「租税特別措置見直しの課題」(『税経通信』1997. 11)

〈洋書文献〉

- · McDaniel / Surrey, "International Aspects of Tax Expenditures", Kluwer Law and Taxation, 1985
- The Committee on Fiscal Affairs, "TAX EXPENDITURES a review of the issues and country practices", Organisation for Economic Co-operation and Development, 1984
- · BUDGET OF THE U.S. GOVERNMENT (FISCAL YEAR 1992)

連結納税制度の導入に関する検討

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 久保田

盂

本稿は、連結納税制度の機能・計算方法や諸外国の企業集団税制の特徴から出てくる連結納税制度の問題点を明らかにし、日本的経営システムの変化、企業の再編成、税制の中立性の確保から連結納税制度の必要性を検討した。

I節「日本的経営システムの危機と改革への視点」では、企業管理の監視主体がメインバンクに限られ、バブルの時期にその監視機能が低下し、経営規律が下がり低収益のものまで経営を拡大したこと等を挙げ、日本的経営システムの危機の背景を述べた。

次に、日本型経営システムの変化を促す手段として、活発な日本的 M&A 活動等を招く持株会社を挙げる。その導入によって、経済力の過度集中等の危険性が指摘されているが、反面、事業再編成が容易になり、戦略的に資源配分の効率化を行うことになり、メインバンクが担っていた監視機能を持株会社が代行することができることを示した。

Ⅱ節「連結納税制度の導入」では、連結納税制度の機能・計算方法や諸外国の企業集団税制について考察した。連結納税制度の機能は、赤字・黒字を繰り返す子会社の場合は、欠損金繰り延べ・繰り戻し制度の持つ損益通算効果を補完する関係にあり、赤字体質・赤字基調の子会社の場合は、子会社の赤字をいずれ親会社が投資評価損、債権償却等の形で負担することになる赤字を発生年度毎に親会社の利益と通算するものだといえる。

連結納税制度の計算方法としては、①個々の会社の申告納税額を単純合計したものを連結納税額とする経団連の税額合算方式、②親会社は自らの所得に子会社株式の保有割合に応じた子会社の所得(欠損金)を合算した所得に対して計算した税額から、子会社が納税した税額を保有割合に応じて控除して、納税するタックス・ヘイブン税制の考え方を応用した簡便方式、③所得(欠損金)の全額合算と個別欠損金繰越によるリキャプチャー(戻入れ)修正計算を、親会社だけで調整するという方式について検討した。どの方法も簡便であるが、①の方式は、これまでの納税実務を変えることなく、早急な導入が可能であり、②と③の方式は、子会社の対象範囲が広くなり、少数株主の問題が生じた時に必要となる。各国の税制の態様については、導入における経緯、子会社の対象範囲、租税回避行為に対する規定、その他の税制と関係について特徴を明らかにした。①アメリカの税額計算の特徴は、「内部取引損益繰延処理」や損失の二重控除防止や利益の二重課税排除のために子会社株式の簿価を修正する「投資価額修正」、②フランス・オランダの特徴は対象範囲が95%(仏)・100%(蘭)であるため、連結納税制度の利点である、損失を通算することのできない少数株主が生じないこと、③イギリスの特徴は、グループ間の任意の欠損振替を認めていること(グループ・リリーフ)、④ドイツの特徴は、ドイツのコンツェルン形態を基礎とした租税制度と考えられる機関制度(利益移転契約)などが挙げられる。

Ⅲ節「日本への導入に当たっての論点」では、日本型連結納税制度のモデルを検討する上で、1996年の法人課税小委員会や諸外国の企業集団税制の特徴からでてくる連結納税制度の問題点を考察した。法人税は、単体課税が基本であり、法人税制の根幹にこれまでと異なる考え方を採り

入れるものである (課税客体の問題)。その結果、特定の納税者の税負担軽減になり、さらには全体として相当巨額の税収減にもなりかねない (税収額の問題)。関連する諸制度をみると、証券取引法上、上場会社等の連結財務諸表制度は、その充実の過程にあるが (連結財務諸表との関係)、商法には連結決算がなく、株主・債権者等の利害調整や情報提供は個々の法人格を基に行われている (商法との関係)。また、配当の決定や株価形成が企業群全体の利益を基に行われているという状況には至っておらず、一方、関連子会社への資産処分により親会社が決算対策を行うといったことも指摘されている。企業経営は、上場会社等を例外とすれば、単独決算重視で行われているのが現状で、株主利益を重視した企業群一体としてのものになっているとの認識は定着していない。

以上の問題点の中で、財政状態が悪化し、歳入に占める公債収入の割合が高くなってきた現在において、導入による巨額な減収が日本における連結納税制度の導入を遅らせている大きな原因となっている。1997年の法人税の繰越欠損金残高は65兆円、赤字法人割合は64.8%と高く、連結納税制度の導入時による税収への影響は巨額になるといわれている。大蔵省によると、法人税の減収見込み額について、「制度の仕組みや企業の行動次第だが、1兆円程度になる」との見方を示している。そこで、連結納税制度の産業界への影響と法人税の減収額の推計を試み、導入した場合に見られる特徴を考察した。当面の対象となるであろう持株比率100%子会社については、1997年では資本金1億円以上の子会社の約4割を占め、対象範囲となる会社が多いことを示した。また、鉱業、石油、普通鋼、建設、鉄道、スーパー、保険、重電の子会社が大きな赤字額を出しているため、企業グループ内での損益を通算する額が大きい業界といえることが分かった。資本金1億円未満の100%子会社の場合は、企業数は1億円以上の100%子会社の2倍あり、1社当たりの赤字額は小さいが、総合計は大きい。連結納税制度の利点を受ける業界は、上記の子会社と必ずしも一致せず、業界の規模・状態によって、結果が変化する。

対象範囲を80%以上の子会社とした場合、法人税の減額の推計は、3,000億円から大きくても7,000億円程度のものになった。この時の法人税に対する割合は、2%から5%となり、1998年における法人税の基本税率の引き下げ(37.5%→34.5%)と同じぐらいか少し大きな値となる。そして、1990年・1993年も同様に推計し、好景気の時には、連結納税制度による法人税の減額は小さく、税収に大きな影響を与えるものではないが、不景気のときには、税収は一時的に大きく減額するが、その分企業にとっては減税として働き、不景気を乗り越えるための再編を促す方向に働くことになることが分かった。

法人所得課税は、企業の内部留保や収益率に直接的に影響を与え、企業の立地の魅力を大きく 左右する。子会社形態を通じて新規事業分野への展開や既存事業の再構築を行う時、組織形態選 択の自由度を広げ企業活力の強化により、経済の活性化に繋がることになる。

企業経営の再編成を税制が阻害することのないようにグループ戦略の実態上の発展を見ながら, 連結納税制度を一般化していく改革が必要である。

[参考文献]

雑誌論文

阿部泰久・井上隆「税額合算方式による日本型連結納税制度の導入」『税経通信』 99. 2

居林次雄「連結納税 経団連型を中心に考察」『税理』 Vol. 42 No. 4

井上久弥「連結納税制度の個別研究の報告」『租税研究』 93. 11

井上久弥「連結納税制度導入の論点」『租税研究』 95. 12

井上久弥「企業集団税制の本質問題」『経理情報』 97. 5. 10

井上久弥「連結納税制度導入の動向と課題」『税研』 1997. 5

岸田雅雄「企業集団税制と NTT の分割・持株会社化」『経理情報』 97. 2. 20

岸田雅雄「連結会計・連結納税と商法改正」『税経通信』 97. 12

木村弘之亮「ドイツにおける企業グループ税制」『租税研究』 98. 1

下谷政弘「企業集団・企業グループ・系列」『ジュリスト』 No. 1104 1997. 1

中里 実「持株会社と連結納税制度」『租税研究』 96. 8

中田信正「米国の連結納税制度について」『租税研究大会記録42』 1991. 1

中田信正「連結納税制度導入に関する検討課題」『租税研究』 96. 12

野田秀三「大蔵省が連結納税制導入に消極的な理由とその背景」『税理』 Vol. 39 No. 15

村松司叙「純粋持ち株会社解禁とグループ経営」『税経通信』 97. 4

山篠隆史「イギリス・グループリリーフ制度について」『租税研究』 98. 3

吉田和男「金融ビッグバンと税制の対応」『税理』 Vol. 40 No. 6

書籍

青山監査法人『総解説・連結納税制度』日本経済新聞社 1998. 7

井上久弥『連結納税制度の研究』日本租税研究協会 1992. 6

井上久弥『連結納税制度の個別問題研究』日本租税研究協会 1993. 10

井上久弥『企業集団税制の研究』中央経済社 1996. 9

武田昌輔『企業課税の理論と実務』税務経理協会 1995. 8

東洋経済新報社『日本の企業グループ』東洋経済新報社 92.95,99

日本総合研究所『図解 企業税制の論点』日本総合研究所 1999. 6

ポール・シェアード『メインバンク資本主義の危機』東洋経済新報社 1997. 7

山本守之『実践研究・法人税改革』税務経理協会 1998. 5

外国文献

European Taxation, JAN, 1988

Fred w. peel Jr., Consolidated Tax Returns (3rded.), Callaghan&CO. 1990

Gordon, P. and S. J. Gray, European Financial Reporting United Kingdom, Routeledge, 1994

高度経済成長期日産自動車の積極的投資と過大資本化

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 桑 原 伸 策

この論文においては、日本の代表的産業である自動車産業の発展について戦後の「高度経済成長期」における日産自動車の発展を通して、日産の「積極的投資と過大資本化」について有価証券報告書に基づいて1960~1969年間の解析をしたものである。この論文により、日本の大企業の企業体質の一端が明確になると確信する。

わが国自動車産業は戦後わずか20数年という短期間のうちに飛躍的な拡大を遂げたのである。 戦後日本の「高度成長」の過程で自動車産業はほとんど「不況知らず」の産業であったのである。 市場の拡大テンポが急速で,交通機関の自動車化が急激に進んだことにより,各メーカーは激 しい市場競争を繰り返しながら発展したのである。1955年以降自動車生産は本格化し、特に乗用 車の量産によって巨大メーカーの生産力は、飛躍的に増大し市場の独占体制は強化されたのであ る。この時期政府は、この「戦略産業」育成のために長期にわたって、輸入制限と高率関税、外 資抑制などの徹底的な「保護政策」をとったのである。1956年10月に実施された乗用車の「貿易 自由化」に至るまで保護政策に守られて自動車独占はシヴィアな国際環境の影響を受けないこと になったのである。その間に自動車メーカーは意欲的な設備投資を強行し「合理化」と「量産 化」を着々と進めるのである。1968年において国内乗用車市場の特徴的なことは,トヨタと日産 の勢力が圧倒的になっているとはいえ市場占有率があまり高くないことである。こうした状況に おいて、自動車メーカーは、企業体質の強化と「業界再編成」を迫られることになるのである。 1960~1969年の間にトヨタと日産はアメリカへの輸出も含めて生産を増大させたのである。「生 産」と「売上高」の急速な上昇が国内においてはトヨタと日産だけに見られたのである。1960~ 1969年の間にトヨタと日産は「売上高」を10倍以上にしたのである。日本の自動車産業において は優勝劣敗が1960年不況を契機に明確になるのである。

この時期に日産は次のような「企業戦略」をとったのである。投資に関しては産業の成長の初期段階において、出来るだけ投資を拡大し、ライバルの投資意欲をくじき、自社を有利なポジションに近接し、「先行メーカーの利益」を確保すること。この戦略は結果的に企業収益に関して、「短期的利潤極大化」よりは「成長率極大化とシェアー拡大」という形態をとったのである。この時期の日本の自動車メーカーの寡占的競争形態や投資行動は、成長期に出来るだけ大きな収益と安定したシェアーを確保するというのが第一の目標であったのである。したがって日産におけるこの企業戦略がどのように推移したかについて1959~1969年間の「高度経済成長期」の10年間にわたる同社の有価証券報告書を分析し「総資本の推移」、「売上高の推移」と日産の資本形成上の問題点である「資本構成の特徴」と「資本余剰金の状況」又「高利潤の源泉」そして「金融資本型経営」等について結論を出したのである。結論としてはこの時期の日産の企業戦略は、積極的な事業展開であり、巨額な投資を行い、先に述べた国内と輸出を含めて「成長率極大化」ないし「シェアー拡大」という目標を設定することになったのである。現実に日産は1960~1969年間の事業拡大が非常に大きくなっているのである。日産は財務諸表により見るかぎり「成長率極大

化とシェアー拡大」には成功したのである。しかし,財務内容についてみると相対的にトヨタと 比較して収益が小さくなっているのである。有価証券報告書の分析は「日産」「トヨタ」を1959 ~1969年の10年間に渡り行い,財務諸表各項目における内容について2社を比較し日産における 財務諸表より読み取れる同社の企業体質を明確にしたのである。尚1960~1969年にわたる事業拡 大路線に関係するその後のトヨタ,日産の事業推移を見ることにより1974年以降の日産の経営不 振の原因が、過大投資の表面化と財務内容の悪化にあることが明確になるのである。1973年以降 におかれている日本の自動車産業を「資本金」と「売上高」「税引き後利益」「配当」などの財務 内容を中心に分析すると、トヨタと日産についてその差異は、以下の通りである。トヨタは1969 年5月期の決算以来5年間の売上税引き後利益を見ると,量産体制の整備やマイカーブームの波 に乗って、業績を順調に伸ばしたのである。しかし、それは1973年11月期までで、1974年5月期 から「売上高」と「税引き後利益」はともに低下し、バランスシートでは「現金」「売掛金」「受 取手形」などの流動資産が減っているのである。固定資産でも,投資有価証券が減少しているの である。又負債では,「支払手形」「買掛金」「短期借入金」「納税引当金」などの流動負債が減少 しているのである。「社債」「長期借入金」などの固定負債はいずれも前期比で減少しているので ある。このようにトヨタは1974年5月期から純利益こそ大幅減になっているが「長短借入金」な どの流動固定負債が前期比で減少しているのである。又「価格変動準備金」「特別償却引当金」 などの引当金科目は前期並に推移し資本的な余裕が十分の健全経営をしているのである。結論と してトヨタの1960~1969年の事業拡大路線にはその後過大資本の表面化はないのである。又財務 内容の悪化もないのである。日産については以下のように推移しているのである。1973年決算以 後日産の最近の業績は自動車販売の低下もあって好調とはいえないのである。年間の売上は,約 1兆2,000億円。純利益の落ち込みが目立つのである。日産は1974年9月期の業績は2期連続の 減益決算となるのである。1974年 9 月期の売上高は6,602億円で,前期比5.4%増で,経常利益は 前期比58.1%減の108億円,税引き後利益は同40.7%減の85億円となったのである。貸借対照表 では「現金」「預金」「受取手形」等有形固定資産が増え「短期借入金」は期中に207億円増加し たのである。自己資本比率は36%と前期比1.4%悪化したのである。そして過大資本の表面化と 財務内容の悪化を明確にしたのである。尚日産によると1975年以降の短期予測では年間1兆 3,000億円の売上を目標にし、国内の需要減が続くようだとこれは輸出などで補うことになるの である。だが,利益の減少は続くのである。生産は年間200万台体制の維持となっている。その 後日産は1994年以後「赤字」となり、1999年3月ルノー社との資本提携で、経営再建に取り組む ことになるのである。日産は1998年資金繰りが悪化し、経営破たんもささやかれたのである。 1999年10月にグループ全体の14%にあたる21,000人の削減を柱とする再建計画「リバイバルプ ラン」を正式に発表したのである。「部品素材」の取引先をほぼ半減させるとともに「所有株」 の大半の売却を検討し、「系列取引」を抜本的に見直すのである。「生産」「販売」「購買」「財 務」まで全部門に渡り日本の産業界では例がない徹底したリストラに踏み切ることで2001年3月 期の黒字化を目指すことにしているのである。この結果,国内生産能力は240万台から30%減ら して165万台に設定しているのである。1,294社に達する「金融機関」と「部品メーカー」などの 「所有株」は「カルソニック」や「ユニプレス」等中核部品4社を除いて売却を検討するのであ る。販売効率化を狙い国内に94ある販売会社は2割削減するとともに、約3,000ケ所の販売拠点 は1割減らすなどの合理化に取り組むのである。日産の世界市場の販売シェアーは、1991年の6.6%をピークに下降を続け1998年には4.9%までに落ち込んでいるのである。

前記したように「高度経済成長期の日産自動車の積極的投資と過大資本化」の推移と、同社の 1973年~1974年以降の財務内容の悪化と過大資本の表面化について、その相関関係を明確にした のである。

〔参考文献〕

A. ディンケヴィッチ『戦後日本の経済』 合同出版社 1959

伊藤光晴『現代経済の現実』岩波書店 1998

伊藤光晴・近藤完一共著『日本産業の再編成』朝日新聞社 1970

稲葉秀三『激動30年の日本経済』実業之日本社 1965

大来佐武郎『日本の経済政策』 有紀書店 1964

鎌田慧『トヨタと日産(自動車王国の暗闇)』講談社 1993

小林孝雄『競争と革新(自動車産業の企業成長)』東洋経済新報社 1994

小宮隆太郎『日本の産業政策』東京大学出版会 1997

坂本和一・下谷政引編『現代日本の企業グループ』東洋経済新報社 1990

島田克美『国際経済と日本』学文社 1989

都留重人『日本の資本主義』岩波書店 1995

中川信義編『イントラ・アジア貿易と新工業化』東京大学出版会 1997

中村孝俊『日本の大企業』岩波新書 1962

中山伊知郎(監修)『日本経済の成長』東京大学出版会 1960

中村隆英『日本経済その成長と構造』東京大学出版会 1997

野田一夫『日産自動車』 蒼洋社 1980

橋本寿郎『戦後の日本経済』岩波新書 1995

樋口展洋『戦後日本の市場と政治』東京大学出版会 1991

宮本憲一『昭和の歴史〔経済大国〕』小学館 1994

『樋口リポート 経済戦略会議報告』日刊工業新聞社 1999

吉川弘之監修『メイドインジャパン (日本製造業変革への指針)』ダイヤモンド社 1994

日産自動車編『日産自動車社史 1964~1973』日産自動車 1975

日産自動車有価証券報告書(1960~1969) 日産自動車(1960~1969)

日産車体編『日産車体50年史』日産車体 1999

牧野昇編『日本経済事典 クロニクル』 1996

日本興業銀行調査部編『日本産業読本』東洋経済新聞社 1997

トヨタ自動車有価証券報告書 1960~1969 トヨタ自動車

株式キャピタル・ゲイン課税について

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 田 中 さやか

キャピタル・ゲインに対してはそれを課税の対象とすべきか、課税の対象としてどのように課税すべきか長い間議論されてきた。本稿では、今後個人金融資産に対する課税が重要性を増すと考えるため、個人における株式のキャピタル・ゲイン課税の今後のあり方について検討を行っていく。

第1章においては、キャピタル・ゲイン課税の必要性とその課税の困難性について述べている。キャピタル・ゲイン課税については、課税そのものに批判的な見解が存在するが、キャピタル・ゲインには何よりも担税力があること、他の資産所得(利子、配当など)とのバランスを考慮しても課税すべきものである。キャピタル・ゲインはその課税にあたって様々な困難性を伴うが、ここでは、①未実現キャピタル・ゲイン課税②凍結効果③インフレ調整④平準化措置⑤キャビタル・ロス⑥法人税との二重課税問題⑦納税者番号制度を取り上げ、これらについて考察している。第2章においては、日本におけるキャピタル・ゲイン課税の沿革と現行制度の問題点について述べている。1950年に、戦後シャウプ勧告により、株式キャピタル・ゲイン課税は総合課税化されたが、徴税技術の問題や資本蓄積促進ないし資本市場育成という政策目的のため、1953年には非課税に改められた。その後不公平税制の是正の声が高まる中、1989年に原則は申告分離課税とし源泉分離課税も認めるという方法で原則課税に改められたが、この課税方法については、みな

第3章においては、諸外国のキャピタル・ゲイン課税を紹介し、アメリカ・イギリスについてはその沿革と最近の動向、スウェーデンについては主に1989年の税制改革委員会報告書の内容を検討している。アメリカはキャピタル・ゲイン課税については所得税創設当初から何らかの形で課税を行ってきたが、イギリスではキャピタル・ゲインに対して永らく非課税措置を採用した後課税に転換した。このようにキャピタル・ゲイン課税に対して異なる沿革を持つ国を取り上げ、比較した。また、スウェーデンでは新しい税制として二元的所得税を採用し、その上でキャピタル・ゲインに対して課税を行っているが、この制度がどのような背景の中で採用されたか明にしていく必要がある。

し差益率や選択課税という方式など公平性の問題が指摘されている。

アメリカにおけるキャピタル・ゲイン課税は、株式の保有期間により長期・短期に分けられ、 短期キャピタル・ゲインは他の所得と同様に課税し、長期キャピタル・ゲインには何らかの優遇 措置を設けてきた。長期・短期の区別なく総合課税されたのは、レーガン税制改革によって、税 率構造が2段階となりフラット化された時である。しかし、近年税率構造が累進的なものに戻る と、長期キャピタル・ゲインには低税率適用という制度を採っている。

イギリスにおけるキャピタル・ゲイン課税は、長い間非課税措置が採られていた。これは、イギリスにおいては伝統的に所得源泉説が採られ、キャピタル・ゲインのような一時所得は、課税所得とされなかったためである。その後、キャピタル・ゲインも所得に含められ、分離課税されるようになり、サッチャーの税制改革時には総合課税化された。この時もアメリカと同様に税率

構造はフラット化されている。イギリスにおける特徴は、アメリカのように保有期間により長期・短期に分けることはないが、高い非課税枠が設けられていること、現在廃止になったがキャピタル・ゲインに対して完全にインデクセーションがなされていたことである。

スウェーデンにおけるキャピタル・ゲイン課税は、イギリスと同様にキャピタル・ゲインを課税所得とみなしていなかったため、長い間制限されていた。しかし、1991年の税制改革により、二元的所得税が採用され、資本所得と勤労所得が分けて課税されることになり、強化された。この二元的所得税とは、1990年代前半にスウェーデンをはじめ北欧諸国で採用された税制である。全ての所得を資本所得(利子、配当、キャピタル・ゲインといった金融所得と不動産所得等)と勤労所得に分け、資本所得に対しては、勤労所得の最低税率と同じ水準の単一税率により課税し、他方勤労所得に対しては、所得再分配の観点や、税収確保の観点から、累進税率を課す。このような税制が導入された理由としては、①資本所得に重税を課すと様々な租税回避行為が生じて税収が上がらなかったこと、②海外への資金シフト問題への対応、③資本所得内での中立性を高めることが挙げられる。

第4章においては、これまでの検討を踏まえ、日本の今後のキャピタル・ゲイン課税を考察している。どのような方向で課税を行っていくかを考える上では、「公平・中立・簡素」といった原則が要求され、これらをバランスよく満たした税制を考える必要がある。また現在は海外への資金シフトが簡単に行える状況でもあるため、これに対応した税制も要求される。現行の所得税は、基本的に包括的所得税論を採用しているといわれる。したがって、理論的には株式キャピタル・ゲイン課税も分離課税ではなく、総合課税されるべきである。しかし現状のまま総合課税化すると、納税者番号制度の導入など執行体制の問題と最高税率が国・地方合わせて50%近くに及ぶという負担面での問題がある。

アメリカ及びイギリスの経験を見ると、総合課税化されたのは税率構造がフラット化された時期に限定されている。しかし、税率構造については、財源問題や所得の再分配の観点からある程度累進的であるべきと考える。そこで、今後の株式キャピタル・ゲイン課税のあり方として二元的所得税を提案したい。つまり、キャピタル・ゲインに対して総合課税を志向しながら、実施上分離課税にするという視点ではなく、勤労所得と資本所得については別の税制を構築する中で、キャピタル・ゲインに対して課税を行っていくという視点に立つ。そこで資本所得の適正な把握のため、納税者番号制度の導入、各種支払い調書の提出制度などの把握体制強化を図る。また、キャピタル・ロスについては、同じ資本所得の中で通算できるようにし、制限額を設けた上で次年度以降への繰り越しも検討していく。税率については勤労所得の最低税率が資本所得の税率となるため、所得再分配を積極的に考慮する必要がある。

今後, さらに高齢化社会が進展する日本において, 1200兆円ともいわれる個人金融資産にその 財源をもとめざるをえない。そこでは確立された税制が要求される。

〔主要参考文献〕

石 弘光編「わが国における資本所得課税の実態」日本経済研究センター [1990]

石 弘光「利子・株式譲渡益課税論」日本経済新聞社 [1993]

岡沢憲美・奥島考康「スウェーデンの経済 福祉国家の政治経済学」早稲田大学出版部 [1994]

岡沢憲芙「スウェーデンを検証する」早稲田大学出版部 [1996]

尾崎 護「G7の税制」ダイヤモンド社 [1994]

金子 宏編「所得税の理論と課題」税務経理協会 [1996]

渋谷博史「レーガン財政の研究」東京大学出版会 [1992]

渋谷博史「現代アメリカの連邦税制史」丸善株式会社 [1995]

田中穂編「図説 日本の税制 平成11年度版」財経詳報社 [1999]

富水秀和「世界各国の証券税制」税務研究会出版局 [1997]

藤岡純一「現代の税制改革」法律文化社 [1992]

藤田 晴「所得税の基礎理論」中央経済社 [1992]

水野正一編「資産課税の理論と課題」税務経理協会 [1996]

宮島 洋「租税論の展開と日本の税制」日本評論社 [1987]

青木寅男「クリントンの税制改革」日税研論集第28号 [1994]

秋山義則「アメリカのキャピタル・ゲイン課税をめぐる論争と租税政策」経済学論集中央大学 [1986]

井上久弥「キャピタル・ゲイン課税の意義と論拠」税経通信 Vol 43. no 12 [1988]

今西芳治「株式のキャピタル・ゲイン総合課税論」税経通信 Vol 43. no 7 [1988]

内山 昭「サッチャーの税制改革の展望とその特質」九州国際大学論集 [1989]

貝塚啓明「イギリス税制の特徴」大阪経済学 [1985]

貝塚啓明[キャピタル・ゲイン課税を論評する」税経通信 Vol 43. no 12 [1988]

成田 純「イギリスの証券税制改革―その財政・金融的意義」証券経済[1993]

新美一正「わが国おける証券税制の改革に向けて」証券投資月報 [1996/11]

野口悠紀男「キャピタル・ゲイン課税の課題」税経通信 Vol 43. no 12 [1988]

野村容康「アメリカのキャピタル・ゲイン課税制度」証券レビュー [1999/10]

八田 斎「アメリカ税制改革の概要」税経通信 Vol 41. no 13 [1986]

本間正明「ビッグバンと金融関係税制」資本市場 [1998/2]

森信茂樹「EU の税制調和と金融課税」租税研究 [1999/7]

横田信武「アメリカのキャピタル・ゲイン課税」早稲田商学第351. 352合併号 [1992]

吉牟田勲「キャピタル・ゲイン課税の沿革と背景」税経通信 Vol 41. no 13 [1986]

山本守之「キャピタル・ゲイン課税の方法(2)」税経通信 Vol 43. no 12 [1988]

Johan Salaback「スウェーデンにおける最近の税制改革」租税研究 [1991/1]

J. A. Kay and M. A. King The British Tax System Fourth Edition. [1986]

Joseph A. Pechman The Rich, The Poor, And The Taxes They Pay [1986]

Statistics of income

Tuland Revenue Statistics

OECD Economic Surveys: Sweden

保険ビッグバンに伴なう自動車保険料率の現状と課題

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 谷 川 敏

損害保険制度および損害保険市場の大改革の目的は、「適正な競争を通じ、安価で良質の保険 を、簡便な方法で健全な損害保険会社から購入できる機会を多くすること」にある。そのことが 可能となるように、損害保険制度および損害保険市場を整備し直すことが保険ビッグバンにほか ならない。しかし、その動きは、我が国の保険業界・監督官庁が主体的にその必要性を認識し実 行しようとしたものではなく、アメリカを中心とする保険の規制緩和を推進する諸国による外圧 を主因とするものであった。ただ、その流れは規定の事実となっており、競争のなかで損害保険 会社の健全性を維持確保しつつ、消費者(契約者)の必要とする保険をいかに効率的に提供して いくかが損害保険市場の重要な課題と考えられる。

しかし、純率(純保険料)による競争を認めない伝統的保険理論の立場からは、このような損害保険とりわけその料率の大幅な自由化に対して否定的な見解が多い。伝統的保険理論の立場からの批判は次ぎの二点である。第一に、料率競争の促進は、損害保険の特殊性(「原価の事後確定性」)ゆえに、ともすれば料率の過当競争を招き、損害保険会社の破綻・倒産の危機が生じるというものである。第二に、リスクに即し厳密に算出された保険料による料率競争(私保険原理の徹底した追及)と社会的に必要とされる保険の入手可能性(availability)・購入可能性(affordability)とは、損害保険市場に於いてはしばしばトレード・オフの関係に立つため、任意自動車保険の無保険車問題を引き起こすということである。

確かに損害保険料率が将来の事故発生確率に基づいて決まる以上「原価の事後確定性」が存在することは否定できない。しかし、始めから料率競争を行なわないというような非競争的な事前的規制システムによるのでなく、損害保険企業の支払い能力保全のために、標準責任準備金の積み立てやソルベンシー・マージン比率等を監督当局が常時監視することにより、支払い不能を予防するという早期警戒制度(early warning system)の活用、および最終セーフティー・ネットとしての損害保険契約者保護機構などの事後的規制システムを以て、損害保険会社の健全性を維持確保することが可能であると考えられる。また、伝統的保険理論が指摘する任意自動車保険の無保険車問題の発生も大きな問題である。しかし、我が国の場合、自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)で一定限度のカバーが可能であり、本稿で触れたイギリスのように、無保険車の走行を監視することや法的システムを構築することこそが肝要であり、任意自動車保険の無保険車問題を以て直ちに競争を制限すべきだとする理論は妥当性を欠くと思われる。

以上のように考えるならば、市場メカニズムに依拠しつつ、いかに損害保険会社の健全性維持確保と契約者保護のルールを確立するかが最大の課題というべきである。

市場メカニズムに依拠した損害保険会社の健全性維持確保と契約者保護のルールの確立を目指し、1996年(平成8年)の新保険業法の施行によって、法律レベルでは競争促進に向けてのフレームができたが、今後、契約者利益・競争促進・損害保険会社の健全性維持確保を目的としたルールの具体化・精緻化がより必要となる。

そこで本稿では、以上のような基本的認識のもと、自動車保険に焦点を絞ってこれらの問題を 考察した。

第Ⅱ章「自動車保険料率の規制緩和の沿革と現状」においては、始めにこれまでの日本の自動 車保険料率規制緩和の実施状況を、次いで規制緩和を受けた自動車保険市場での新しい動きを概 説した。

第Ⅲ章「イギリス・アメリカに於ける自動車保険料率規制にみる無保険車問題対応と健全性維持確保規制」においては、イギリス・アメリカの自動車保険料率規制下に於ける無保険車の取り扱いを明示し、次いでイギリス・アメリカの損害保険会社の健全性維持確保が、どのように行なわれているかを呈示した。

第Ⅳ章「伝統的保険理論と保険料率規制の在り方」においては、伝統的保険理論に於ける保険の特殊性、保険料率算定の原理、料率の合理的細分化の考え方を整理し、それを批判的に検討した。

第 V章「保険ビッグバンに伴なう自動車保険料率の課題と解決の方向」においては,以上の第 II 章から第 IV 章の議論を踏まえて,保険ビッグバンに伴なう自動車保険料率の規制緩和・自由化の問題点(①健全性維持確保対応・②無保険車対応)と解決の方向性に対して私見を述べた。すなわち,先ず①我が国の健全性維持確保対応として,事前的規制システムから事後的規制システムに進むべきこと,そのための損害保険会社の標準責任準備金の厳格算定,ソルベンシー・マージン比率の厳格監視,最終セーフティー・ネットとしての損害保険契約者保護機構について考察を行なった。つづいて,②リスク細分化の結果として無保険車が発生するメカニズムを分析し,無保険車対応として,いかにすれば妥当なリスク細分化ができるかを検証した。次いで,無保険車対応としてアメリカで行なわれている分担市場(shared market)の分析およびイギリスの無保険車対応を検証した。そしてこれらをもとに,我が国の無保険車対応を呈示した。

2001年を目途とするビッグバン(金融大改革)は既に最終局面へと進み、保険を含めた金融システム改革は急速に動き出している。こうした中で、我が国の社会的風土・文化を勘案しつつ、自動車保険についても自由化・規制緩和のメリットを最大限生かす方法をたとえ試行錯誤であっても探って行かなければならない。この場合の判断基準は、本当の意味での契約者(消費者)にとっての利便性の追及であることは議論の余地がないが、その際損害保険の継続性、供給の安定性をどう位置付けていくかという点が重要な要素となる。つまり、保険料率規制の必要性を認めながら、それを極小化していくなかで市場原理をいかに働かせるか、市場メカニズムに依拠するための方策を最大限いかに講ずるかが重要なのである。

〔参考文献〕

日本語文献

鈴木辰紀, 1995, 『保険論(第8版)』成文堂.

鈴木辰紀、1983、『保険の現代的課題』成文堂、

鈴木辰紀, 1981, 『自動車保険論』成文堂.

鈴木辰紀, 1999,「自動車保険制度の課題」『損害保険研究』.

越智 隆, 1994,「米国保険監督行政における料率抑制の問題―規制緩和と再規制の実態と問題点―」 『損害保険論集』損害保険事業総合研究所. 越智 隆, 1992,「米国保険事業のソルベンシー監督規制問題」『文研論集』No. 100, 生命保険文化研究 所.

越智 隆、1988、「保険料率の算定と規制に関する諸問題」『東京国際大学論叢』第38号、

越智 隆, 1992,「米国における損害保険料率監督の実態と動向―行政体制とコンシューマー対応の面を中心として―」『東京国際大学論叢』.

越智 隆, 1990,「損害保険事業の適性利潤と担保力―「総合収益」と「レバレッジ」をめぐる諸問題―」 『損害保険論集』損害保険事業総合研究所.

越智 隆, 1983,「摘害保険の適性料率と付加保険料」『保険学雑誌』.

上田和勇, 1994, 『保険市場と消費者―英米の実態と教訓―』成文堂.

上田和勇、1997、『英国の保険マーケティング―日本への教訓―』保険毎日新聞社、

上田和勇, 1995, 「規制緩和と保険業―英・米自動車保険市場における料率競争の実態と教訓―」『保険学 維誌』.

高尾 厚, 1994, 『保険構造論(第3版)』千倉書房.

高尾 厚, 1990,「モラル・ハザードの経済分析—保険経済学の新たな展開に向けての予備的考察—」『保 険学雑誌』第489号.

高尾 厚, 1991,「モラル・ハザードと「動機両立制」―保険学の新たなパラダイムを求めて―」『国民経済雑誌』第143巻第2号.

水島一也, 1999, 『現代保険経済 第6版』千倉書房.

水島一也,1974,『保険の競争理論』千倉書房.

日吉信弘, 1966, 『直販保険会社』保険毎日新聞社.

日吉信弘、1999、「英国の自動車保険ノン・スタンダード・リスク」『損害保険研究』

堀田一吉,1995,「残余市場の経済分析―米国自動車保険市場の課題―」『三田商学研究』38巻5号.

堀田一吉,1997,「残余市場の機能と自由競争―自動車保険の効率性と公平性をめぐって―」『保険学雑誌』558号.

堀田一吉、1998、「自由競争の進展と残余市場の創設問題」『損害保険研究』.

堀田一吉, 1996,「アメリカ社会と保険―アメリカ人の保険意識と保険本質論考―」『保険研究』48集.

上山道生、1997、『損害保険ビッグバン-21世紀への課題と対応』東洋経済新報社.

上山道生、1998、「金融ビッグバンと保険業―損害保険の保険料率の自由化について―」『保険学雑誌』.

上山道生、1997、「損害保険産業における規制緩和の経済効果」『損害保険研究』.

蔦島 健、1995、「損害保険株式会社のソルベンシー確報のあり方」『損保企画』。

松本 隆, 1998, 「損害保険料率算出団体に関する法律の改正 (平成10年7月1日施行) について」 『保険学雑誌』.

前川 寛, 1996,「リスク細分型自動車保険の―考察」共済と保険.

竹濱 修, 1999, 「損害保険料率算出団体に関する法律」, 関西保険業法研究会.

須田 晄, 1998,「保険ビッグバンの経済学」『保険学雑誌』.

尾上和宜、1991、「米国における自動車保険制度」『損保企画』第464号.

東京海上編, 1990, 『損害保険実務講座 6 自動車保険』有斐閣.

自動車保険料率算定会編,1994,『自動車保険論(第5版)』損害保険事業総合研究所.

日本損害保険協会・業務開発室, 1991, 『保険監督法制海外調査報告書・米国編・増補改訂版』.

損害保険事業総合研究所・研究第1部, 1997, 『諸外国'欧米' における損害保険の自由化状況・第一回報告』.

アクチュアリージャーナル,1999,『ワークシショップ③リスク細分と保険料』.

日本損害保険協会,1995-1999,『損害保険ファクトブック』.

保険研究所, 1995-1999, 『インシュアランス損害保険統計号』.

東洋経済新報社、1995-1999、『週刊東洋経済・損害保険特集』。

自動車保険料率算定会,1995—1998,『自動車保険の概況』.

保険研究所, 1995-1999, 『インシュアランス・損害保険版』.

保険審議会報告,1994,『保険業法等の改正について』.

英語文献

- K. J. Arrow, 1971, "Insurance, Risk and Resource Allocation" Theory of Risk-Bearing, Markham Publishing Comp.
- G. M. Dickinson, 1990-1995, "Concepts of Probability and Risk" Kluwer-Harrap Handbooks.
- F. H. Knight, 1965, "Risk Uncertainty and Profit", Harper & Row.
- Raja · Bouzouita, L. Bejtelsmit · Vickie, 1997, "The Impact or Rate Regulation on the Residual Market for Automobile Insurance", Journal of Insurance Regulation 15.
- K. J. Meier, 1988, "The Political Economy of Regulation", The Case of Insurance, State University of New York Press.
- Banks · McDowell, Deregulation, 1989, "Competition in the Insuranse Industry", Quorum Books.
- Mark Browne, 1997, "Health Insurance for the Uninsurable: State High Risk Pools", Journal of Insurance Regulation 15.
- J. R. Chamberlin, 1985, "Assessing the Fairness of Insurance Classification", Research in Law and Economics 7.
- Stephanie D. Esters, 1996, "Auto Residual Market Share Dropping", National Underwriter.
- Henry Grabowski · William N. Evans, 1989, "Price and Availability Tradeoffs of Automobile Insurance Regulation", Journal of Risk and Insurance 56.
- Scott E. Harrington, 1987, "A Note of the Impact of Auto Insurance Rate Regulation", Review of Economics and Statistics 69.
- Scott E. Harrington, 1990, "The Relationship between Voluntary and Involuntary Market Rates and Rate Regulation in Automobile Insurance", Journal of Risk and Insurance 57.
- Susanne Sclafane, 1996, "Auto Residual Market still a Burden", National Anderwriter.
- Sharon Tennyson, 1997, "The Impact of Rate Regulation on Automobile Insurance Markets", Journal of Insurance Regulation 15.
- R. Schmalensee, 1984, "Perfect Information and the Equitability or Competitive Prices", Quarterly Journal of Economics 99.
- A. M. Best Company, Best's Insolvency Study Property, 1990-1998, Casualty Insurers.
- Martin Laurence, 1997, "Actualite et devenier du courtier"

法人事業税改革

――外形標準課税を中心にして――

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 堤 豊 通

シャウプ勧告に端を発する法人事業改革の外形標準課税問題は、約50年の歳月を経た現在も実 現されていない。

昨年12月の自民党税制調査会の2000年度税制改正論議の開始の前日において、自治省は法人事業税で課税ベースを所得以外に広げる外形標準課税を2000年度に導入することを断念している。ようやく景気回復の兆しが見え始めたこの時期に、赤字法人課税につながる外形標準課税の導入に対する経済界を中心とした批判が集中したため、自治省も来年度導入は困難との判断を余儀なくされた。その批判とは、全国の法人の65%に達する赤字法人に外形標準課税が適用されれば、その税額がそのまま負担増になり、雇用や投資への影響を無視できないとする赤字法人の税負担を懸念しているものである。

これまでの外形標準課税問題の議論は、所得型付加価値を外形基準の最有力候補に掲げて積み 重ねられてきた。しかし、上述したように、外形標準課税の導入には赤字法人課税に対する批判 が常にかかわってきており、実現できない大きな要因の一つになっている。

そこで、今一度、最有力候補とされる所得型付加価値の正当性と赤字法人課税のあり方について検討していくことにする。そして、理論的で実践的な外形基準の私案を仮定した上で、その外形基準の実証をすることにより、これまでの法人事業税改革と赤字法人課税の議論と実証に一つの素材を与えることになればと考えるものである。

第一章「事業税の歴史」では、シャウプ勧告までの事業税の沿革、シャウプ勧告、そして税制 調査会の動きを追いながら、事業税と赤字法人課税のかかわりを整理している。

事業税の原点を探れば、わが国の明治政府が導入したフランスの収益税体系の一つである営業税の出生からも明らかなように、資本・労働・土地というあらゆる生産要素によって営まれる事業活動に対する課税である。つまり、導入当初は外形課税であった。ところが、1924年(大正15年)に課税標準が所得課税に切り替わったのである。この変更は事業税の原点を根本から覆す結果になった。この経緯には、第一次世界大戦後の不況下における「収益なき課税」あるいは「所得なき課税」という赤字法人課税の批判が影響していたのである。

これに対してシャウプ勧告は、応能原則に基づく課税は国税に、応益原則に基づく課税は地方税にという税源配分基準に立脚しながら事業税改革を主張したものであり、事業税が地方税であり応益原則に基づくべきであることを明確にするとともに、勧告では課税標準に付加価値を提案した。その内の加算法による付加価値とは、単に利益だけでなく、利益と利子、賃貸料および給与支払額の合計とされた。この加算法による付加価値は、事業税をその原点にもどって改めるとすれば最も適切なものといえる。なぜなら、資本に対する報酬である利益に、労働に対する報酬である賃金、土地に対する報酬である賃貸料、資金の借入に対する支払利子を加えたものだからである。しかし、応益原則であることから赤字法人にも税負担を求めることが問題とされ、ついには廃案に追い込まれることとなったのである。

税制調査会の動きをみても、1964年の「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申以来、応益原則にもとづく加算法による所得型付加価値を外形基準とする改革案を最有力としてきているけれども、税制改正論議においては、その都度赤字法人課税の問題により退けられ、その批判への配慮の必要性を意識したものが受け継がれてきている。このように、事業税の歴史は赤字法人課税によって阻止され続けているのである。

第二章「外形標準課税の検討課題」では、付加価値における検討と赤字法人課税のあり方について検討をしている。

付加価値については、消費税あるいは地方消費税という消費型付加価値が導入されるに当たり、外形標準課税としての所得型付加価値との関連が税制調査会でも長年議論されてきたわけであるが、まず、この二つの付加価値については事業税の性格に視点を置いて見ていくべきであると考える。事業税は、その原点にもあるように事業活動に対して課されるものであり、その活動に携わるあらゆる生産要素を課税ベースとすることに意義が見い出せる。しかし、消費型付加価値は、結局のところ消費者の負担能力を表すものとして用いられるのであり、事業活動は何ら反映されていないことになる。したがって、事業活動を示す指標としてはシャウプ勧告の所得型付加価値が最適であろう。

また、課税のインパクトという視点から見てみると、要素市場で課税される所得型付加価値は 価格の構成要素として認められる。つまり、費用として価格の構成要素となる。これに対して、 生産物市場で課税される消費型付加価値は価格の構成要素とは認められないため、価格とは区別して表示されることになる。このことからも所得型付加価値は事業活動を反映しているといえるのである。

赤字法人課税のあり方については、まず、地方税としての応益原則に視点を置いて見ていくべきであると考える。赤字法人も、黒字法人と同様に公共サービスを受益している以上、公共サービスの対価として税負担を課されることは、受益に応じた公平な税負担の観点からは当然のことである。加えて、事業税を公共サービスの対価として構成した場合には、事業税の負担は生産要素に対する費用となり、赤字であるがどうかにがかわりなく支払わなければならない性質のものである。

また、赤字法人課税を問題とする以前に、法人自体のあり方を見る必要性もあると考える。法人は元来営利を目的として設立されるわけであり、出資者自らの意志によるものである。したがって、企業としての収益性の低さ、負担能力の弱さには自らの責任もあるのではないかと思われるような事業活動をしていてはならない。純粋に事業活動を展開する法人でなければならないのである。

第三章「外形標準課税の意義」では、理論的で実践的な外形基準を仮定して、実証している。 私案の外形基準は加算法による付加価値であるが、付加価値の構成要素である利潤において特 徴がある。まず、事業税を事業活動に対する課税とする立場から、主として企業の財政状態およ び経営成績を正しく認識して導き出されることになる、企業会計上の利益としての税引前当期純 利益をもちいるべきである、と考えた。この場合、利益計算における企業の任意性が問題となる という指摘もあるが、任意性は企業会計原則で認められている範疇のものであり、違法性はない と考える。また、利潤においてマイナスが生じた場合には、生じた利潤のマイナスも事業活動を 行った結果として捉え,マイナスで加算することにした。

このような方法により、欠損金額を赤字法人の付加価値額に反映させて、事業活動に対する課税であるという本来の事業税の性格を歪めることなく、それでいて赤字法人においては税負担を 軽減する結果がもたらされる外形基準を仮定した。

シミュレーションでは、最終目的である黒字法人と赤字法人のそれぞれの一法人当たりの税負担額を算出している。そして、すべての業種別・資本金別において、赤字法人の税負担額が黒字法人の税負担額を下回る結果を得たのである。

赤字法人課税に関連しては、重森暁氏に代表される法人事業税の改革による税負担の変動に対する緩和に固執した、所得に課税される現行の法人事業税と所得型付加価値で課税される新しい法人事業税の併用案が見受けられる。しかし、このような併用案は事業税の本来の性格を歪めるに過ぎないため正当化できるものではない。

法人事業税改革の外形標準課税の導入の実現は時間の問題という段階にあるようだが、応益原則としての性格、税負担の公平化など外形標準課税の導入のもつ正当性を貫いたものであることを願っている。特に、赤字法人課税問題によって歪められたものにならないことを願っている。

[参考文献]

《雑誌論文》

木下和夫「事業税改革の方向」『大阪大学経済学』 1961年10月

柏井象雄「附加価値税」『経済学論究』 1962年 4 月

藤田武夫「地方税制改革の基本問題」『経済通信』 1964年10月

石田直裕「事業税の外形標準課税をめぐる諸問題」『租税研究』 1997年1月

林宜嗣「事業税の外形標準化について」『租税研究』 1998年8月

林宜嗣「構造改革と事業税の外形標準課税」『税経通信』 1999年9月

林宜嗣「地方分権化と地方税財政システム」『税経通信』 1998年10月

林宜嗣「地方分権時代の税制」『租税研究』 1998年5月

田近栄治・油井雄二「法人事業税の外形標準化」『税経通信』 1999年3月

田近栄治・油井雄二「法人事業税の改革」『税経通信』 1997年12月

田近栄治・油井雄二「日本の企業課税の形成と改革」『税経通信』 1999年1~2月

和田八束「事業税」『税経通信』 臨時増刊 1986年12月

関口智「シャウプ勧告の附加価値税の源流」『地方税』 1998年10月

矢野秀利「外形標準課税は説得力がない」『税経通信』 1999年9月

今井勝人「法人住民税について」『武蔵大学論集』第40巻第5・6号 1993年3月

金子宏「事業税の改革(外形標準化)を考える」『地方税』 1999年8月

牛島正「公益法人・赤字法人課税」『税経通信』 臨時増刊 1986年12月

梅原英治「法人事業税の外形標準課税問題の検討」『経済』 1998年9月

井堀利宏「外形標準課税の意義とその必要性」『税務弘報』 1999年10月

右山昌一郎「企業の経営に与える影響とその対応」『税務弘報』 1999年10月

片山善博「事業税の外形標準課税及び平成10年度税制改正について」『租税研究』 1998年6月

神野直彦「法人事業税改革の理論」『税経通信』 1998年9月

神野直彦「外形標準課税導入への評価・課題」『税経通信』 1999年8月

神野直彦「地方法人事業税の歴史的・国際的検討」『税務弘報』 1999年10月

阿部泰久「事業税の外形標準化は、経済全体にマイナス」『税務弘報』 1999年10月

安生徹「企業の活力を奨励する税制に向けて」『税務弘報』 1999年10月

戸田藤男「行財政改革の徹底的実施が前提」『税務弘報』 1999年10月

宮口定雄「中小法人への配慮を行い十分な検討が必要」『税務弘報』 1999年10月

塩崎潤「最近の事業税のいわゆる外形標準化改革案の一断面」『税経通信』 1998年9月

松本睦「地方応益負担税としての事業税の位置づけ――外形標準課税問題を中心として」『六甲台論集』 39(2) 1992年7月

川窪俊広「法人事業税への外形標準課税の導入に向けて」『地方税』 1999年8月

林正寿「事業税の外形標準化と産業別事業税負担額の変化」『横浜市立大学論叢』第43巻5号 1992年

《書籍》

佐藤進『付加価値税論』税務経理協会 1973

藤田武夫『現代日本地方財政史(下巻)』日本評論社 1976年

重森暁『現代地方自治の財政理論』有斐閣 1988年

金子宏『租税法』弘文堂 1982年

戸谷裕之『日本型企業課税の分析と改革』中央経済社 1994年

木下和夫編著『租税構造の理論と課題』 税務経理協会 1995年

武田昌輔編著『企業課税の理論と課題』税務経理協会 1995年

橋本徹編著『地方税の理論と課題』税務経理協会 1995年

橋本徹『現代の地方財政』東洋経済 1991

神野直彦・金子勝編著『地方に税源を』東洋経済新報社 1988年

木下和夫『税制調査会』税務経理協会 1992. 11

佐藤進『地方財政総論』税務経理協会 1993

正橋正一『事業税』税務経理協会 1996年

山田雅俊・中井英雄・岩根徹・林宏昭『財政学』 有斐閣 1992年

島田晴雄編著『法人課税改革』東洋経済新報社 1998年

成松洋一『法人税セミナー』税務経理協会 1998年

福田幸弘『シャウプの税制勧告』 霞出版社 1985年

Report on Japanese Taxation, Volume II. By the Shoup Mission. General Head Quarters Supreme Commander for the Allied Pawers. Tokyo, Japan. September 1949. (『シャウプ使節団日本税制報告書』 II 巻 東京 1949年)

タイにおける貧困と所得分配

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 中 村 美智子

世銀レポート「東アジアの奇跡」において、タイは「急速かつより公平な」経済成長を遂げた国のひとつであるとされている。その特徴としてあげられているのが、経済の平均成長率の高さと所得分配の不平等度の低下である。確かに、タイ経済は80年代後半から高成長を続け、89年には12.2%、90年には11.6%と2桁台の成長となっている。また、それに伴って一人当たり平均所得も着実に上昇を続けたことで、貧困ラインによるタイの貧困率は大幅に減少している。特にバンコクやバンコク周辺においては、88年から92年にかけて、貧困率は14.7%から5.0%へと減少するという著しいものであった。しかし、貧困の減少と同時に、実は所得分配の不平等が拡大してきていることがジニ係数の増大によって指摘されるようになると、さらにそれは地方間(バンコク・バンコク周辺部、北部、東北部、中部、南部)格差の問題としても論じられるようになってきた。とりわけ、バンコクの突出した高平均所得と、地方(特に東北部)の低平均所得は、不平等として強調されてきた点であるといえる。そのようにして貧困に加えて所得分配の不平等が問題にされるのは、貧困が絶対的なものとして貧困率によってとらえられる一方で、相対的なものとして他者との比較でとらえられるという面もまた、もっているからである。そして、所得格差は経済問題であるというだけでなく、都市の人口集中やスラム等の社会問題とも密接に係わるものでもある。

この論文の目的は、タイの貧困と所得分配の不平等が、それぞれの地方や地域(都市部・衛生区・農村部)でどのように変化してきているのか、そして格差問題の中心となる部分がどこにあるのかについて明らかにすることである。

第1章では、まず「貧困」とは何か、そしてどのような指標で貧困を測定するのかについて考えた。ここでは「貧困」が、ある生活水準、つまり「最低限の生活を満たしていない状態」であるとしたうえで、その「必要」をはかる指標として、「効用」「基本財」「潜在能力」を用いるそれぞれの考え方について検討した。「潜在能力」というセンの新しい貧困概念は、他の貧困指標が捉えきれない貧困の側面を的確に捉えることのできる、優れたものであるが、その概念が及ぶ範囲の幅広さのために、実際の計測・集計が非常に困難であるという重大な欠点をもつ。したがってこの論文では、所得が「潜在能力」を決定する重要な構成要素のひとつであることから、所得を指標として用いることにした。

第2章では、所得分配の不平等度をあらわす尺度について、数式を展開して詳しくみていった。 不平等度の尺度が満たすべきとされる性質をもつものとして、ジニ係数とタイル係数をとりあげた。特にタイル係数は、ある集団の不平等度を、その集団を構成する要素集団について各集団内と集団間の不平等度に分解することが可能であり、タイの地方・地域別集団の格差分析において有用であることが示された。

第3章では、1章・2章の内容に基づいて、実際に統計を用いてタイの貧困について検討した。 貧困率は全国的に大幅な減少がみられ、1988年の48.8%が1992年には36.5%と低下している。地 域別にみると農村部の貧困率が高く、それぞれ同年で55.7%、42.4%である。貧困者の地域別シェアをみても、農村部が同年で82.2%、84.2%を占め、絶対数でも圧倒的に多い。一方、地方別にみると東北部の貧困率が特に高く、農村部での貧困率は1992年で56.2%にもなる。貧困が最も深刻な問題となっているのは、東北農村部であることがわかった。

第4章では、タイの所得分配の不平等について、既存研究と合わせて最新の統計からタイル指数を算出して格差の分析を行なった。タイの所得格差についてジニ係数でみると、70年代に一時平等化がみられたが、全体としては60年代から80年代にかけて不平等度は拡大してきたといえる。90年代では、ジニ係数は緩やかに低下してきているが、高所得者層の所得シェアにはほとんど変化がなく、不平等の改善があったという評価はできない。タイル係数からは、バンコクを除いた場合の地方間・地域間格差の、全国の格差に対する寄与度が大きいこと、農村部の格差における地方間格差の寄与度が大きいこと、そして東北部の格差における地域間格差の寄与度が大きいうえに、90年前半にはそれが拡大傾向にあることがわかった。また、バンコクを含めた分析を行った結果、90年代では地方間格差が拡大してきていることも明らかとなった。

以上のことから、タイの貧困問題は改善されてきているとはいえず、また、その問題の中心は 東北農村部にあると結論できた。さらに、バンコクにおける経済的集中が依然として続いている ことにも注意が必要である。

〔主要参考文献〕

青木昌彦(1979)『分配理論』 筑摩書房

アジア経済研究所・朽木昭文(ほか)編(1997)『テキストブック開発経済学』 有斐閣

アトキンソン, A.B. (1981) 『不平等の経済学』 佐藤隆三・高川清明訳 時潮社

池本幸生(1987)「経済発展と所得分布」(『アジア経済』 No. 28— 5)

(1992)「タイにおける地方開発政策と地方間格差」(野田容助・佐藤由利江編『アジア諸国の地域経済構造』)

池本幸生, キティ・リムスクル (1987) 「タイにおける所得分布と地方間・地域間格差」(『アジア経済』 No. 28—4)

石川経夫(1991)『所得と富』 岩波書店

市村真一編(1977)『東南アジアを考える』 創文社

絵所秀紀・山崎幸治編(1998)『開発と貧困 貧困の経済分析に向けて』 アジア経済研究所

絵所秀紀(1994)『開発と援助』 同文舘

加茂利男・遠州尋美編(1998)『東南アジア サステナブル世界への挑戦』 有斐閣

河邊宏編(1988)『発展途上国の都市システム』 アジア経済研究所

北原淳編(1987)『タイ農村の構造と変動』 勁草書房

(1989)『東南アジアの社会学 家族・農村・都市』 世界思想社

小島麗逸・幡谷則子編(1995)『発展途上国の都市化と貧困層』 アジア経済研究所

小沼 正(1980)『貧困 その測定と生活保護』 東京大学出版会

佐藤 仁(1997)「開発援助における生活水準の評価 アマルティア・センの方法とその評価」(『アジア 研究』43巻3号)

佐藤由利江(1992)「アジア諸国の地域経済構造」(野田容助・佐藤由利江編『アジア諸国の地域経済構造』)

シュルツ, T. W. (1981)『貧困の経済学』土屋圭造訳 東洋経済新報社

庄司洋子編(1997)『貧困・不平等と社会福祉』 有斐閣

末廣 昭 (1995)「タイにおける拡大首都圏と地方経済圏」(『総合的地域研究』第9号)

鈴村興太郎 (1998)「機能・福祉・潜在能力 センの規範的経済学の基礎概念」(『経済研究』第49巻3号)

世界銀行(1990)『世界開発報告』

セン,アマーティア(1988)『福祉の経済学 財と潜在能力』鈴村興太郎訳 岩波書店

- 〃 (1977)『不平等の経済理論』杉山武彦訳 日本経済新聞社
- (1999)『不平等の再検討 潜在能力と自由』池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳 岩波

書店

高梨和紘編(1995)『タイ経済の変容と政策課題』 文真堂

高橋一生編(1998)『グローバリゼーションと貧困』 国際開発高等教育機構

高山憲之(1980)『不平等の経済分析』 東洋経済新報社

〃 (1981)「貧困計測の現段階」(『経済研究』第32巻4号)

田中治彦(1994)『南北問題と開発教育』 亜紀書房

田坂敏雄編(1998)『アジアの大都市1 バンコク』 日本評論社

鳥居泰彦(1979)『経済発展理論』 東洋経済新報社

中村尚司(1996)「豊かさと貧しさ 社会経済指標の検討」(『総合的地域研究』第15号)

新津晃一編(1989)『現代アジアのスラム 発展途上国都市の研究』 明石書店

野上裕生(1996)「クズネッツ仮説の40年」(『アジ研ワールド・トレンド』17号)

初岡昌一郎・連合総合生活開発研究所編(1998)『社会的公正のアジアを目指して』 日本評論社

浜田文雅編(1993)『アジアの経済開発と経済分析』 文眞堂

林光洋 (1990)「タイの社会経済発展・上」(『世界経済評論』 Vol. 34 No. 10)

(1990)「タイの社会経済発展・下」(『世界経済評論』 Vol. 34 No. 11)

速見佑次郎(1995)『開発経済学 諸国民の貧困と富』 創文社

松本邦愛(1998)「タイにおける経済的不平等構造の分析」(『早稲田社会科学研究 別冊』)

溝口敏行・松田芳郎編著(1997)『アジアにおける所得分配と貧困率の分析』 多賀出版

谷沢弘毅 (1992)「タイにおける地域間格差」(『アジア経済』No. 33-6)

山形辰史(1991)「貧困とそのメカニズム」(『国際開発ジャーナル』)

山崎幸治(1996)「発展とは何か 生活水準,社会厚生と価値判断」(『アジ研ワールド・トレンド』 16 号)

吉原久仁夫(1999)『なにが経済格差を生むのか』 NTT 出版

渡辺利夫・足立文彦(1992)『図説アジア経済』 日本評論社

渡辺利夫(1989)『アジア経済をどう捉えるか』 日本放送出版協会

Ikemoto, Yukio (1992) "Income Inequality in Thailand in the 1980s", Southeast Asian Studies Vol. 30

ILO (1996) "Macroeconomic Policies and Poverty: The Thai Experience", http://www-ilo-mirror. who. or. jp

Krongkaew et al. (1992) "Rural Poverty in Thailand: Policy Issue and Responses", Asian Development Review No. 10 Vol. 1

Ravallion, Martin (1994) Poverty comparisons, Harwood Academic Publishers

" (1998) Poverty Lines in Theory and Practice; LSMS Working Paper No. 133, The

World Bank

Ravallion, Martin "Can high-inequality developing countries escape absolute poverty?"

TFRC (1996) "Income Distribution ... Hopeless for the poor" http://tfb. co. th

Yamklifung, Prasert (1987) "Economic Development and Rural-urban Disparities in Thailand", Southeast Asian Studies Vol. 25 No. 3

National Statistical Office, Statistical Yearbook Thailand 各年版

National Statistical Office, Household Socio-Economic Survey http://www.nso.go.th

電子決済における国際標準

――クレジットカード会社を中心に――

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 長 屋 克 彦

世界中で様々な電子決済の実験が行われている。欧州では IC カードが広く普及し、米国では電子商取引への取り組みが盛んである。その中においてクレジットカード会社が開発した電子決済の規格である SET と EMV が国際標準であるといわれている。この論文では SET、EMV という規格がどのような要因で国際標準になったのかを考える。

電子決済はネットワーク外部性が働く性質がある規格である。互換性、汎用性を持つことが普及するためには必要である。

標準には2つある。デファクト標準とデジュール標準である。デファクト標準は民間企業が市場において相互の競争を通じて設定する任意の標準や規格である。デジュール標準はISO 規格や JIS 規格のような公的な標準化機関で作成される標準や規格である。エレクトロニック分野におけるデファクト、デジュール標準の特徴をもとに SET と EMV を見ていく。

まず、デファクト標準としては一般に強者同士の提携が必要である。クレジット・カード会社においても VISA とマスターという世界で90%というシェアを持つ企業の提携であった。そして、これは、他の企業を押しのけて優位に立つための一時的な提携であり、その後、IC カード分野では VISA が JAVA カード、マスターが MULTOS の開発を行っている。VISA とマスターは競争を回避することによりクレジット・カード決済を電子決済での主流にするための提携をしたのである。

コンソーシアム型を選んだのは STT と SEPP である。両者違う規格での競争を行うとサンタ・コスト (埋没費用) とスイッチング・コスト (切替費用) を将来, どちらかが背負うことになる。これは, 長期化すると膨れ上がる傾向があるためそれを回避するための戦略である。

最高の性能を持った規格が競争で勝つとは限らない。例えば SET とサイバーキャッシュでは、セキュリティ技術としての性能は変わらない。問題はクレジットカード会社の既存のシェアと世界中に張り巡らされているネットワーク、そして、信用である。また、デジキャッシュ社の「E―キャッシュ」はブラインド署名という匿名性を持つ以上、他の電子決済よりも性能が優れているがその技術を採用する企業はいない。それは顧客情報が得られないからである。このように技術重視だけでは競争には勝ち抜けないのである。VTR の規格競争が良い例である。

電子決済はネットワーク外部性が働く分野である。そして、これは早くから取り組んだ企業に有利に働くという性質がある。「QWERTY 現象」や人々の予測が働くからである。この性質を利用するために競争を回避して提携したのである。

SET は SETCo 社で運営されている。SET の開発を分担しているのが Support Community と技術アドバイザーに参加費用を払って、参加しているソフトウェア企業である。 2 つのコミュニティにソフトウェア企業を参加させることにより事実上の囲い込みを行っている。

SET の国際標準に反対する流れがなかったのは銀行はクレジットカード利用による手数料が増えることと消費者、店舗にとってはセキュリティが強化されるメリットがあるからである。ま

た、企業にとっても金融 EDI が可能となるというメリットがある。

次にデジュール標準から EMV 規格について考えてみたい。IC カードは欧州では広く普及しているがアメリカではまだ普及していない。JAVA, EMV が ISO 規格として認められたのは欧州でその規格が普及しているからである。ISO の決定は一国一票であり CEN が結束して19票を行使すると欧州に有利な決定ができる。

ISO における TC の幹事国になるということは自国企業の規格を ISO 規格にするのに有利な要因である。また企業自らがリエゾン団体として ISO に参加して新しい規格を提案することも重要であり、アメリカは官民協力のもとで、実際に ISO 規格化に力を注いでいた。

デジュール標準とデファクト標準はまったく別なものではなくデジュールのためにはデファクトを取る必要がある。

電子決済には普通のエレクトロニック分野にはない貨幣的な問題がある。それは、①利用者保護の問題、②発行体の問題、③偽造の問題、④法制上の問題、⑤プライバシーの問題などである。これらの要因により消費者による淘汰が行われる前に政府による淘汰が起きてしまう。

電子決済においてもデファクト標準,デジュール標準をとるための戦略は有効である。SET と EMV という規格はその性能の良さだけではなくその戦略が有効であったといえる。しかし,電子決済が貨幣的な性質を持ち政府による規制で採用されない場合が存在する以上,規制の範囲内で有効な戦略を行うことが重要である。

[参考文献]

- ・磯部朝彦,『電子マネーとオープンネットワーク社会』,日立総合計画研究所,1996.10.31
- ・伊藤穣―・中村隆夫、『デジタル・キャッシュ』、ダイヤモンド社、1996. 7.11
- ・伊藤元重,「貨幣が人を差別する」、『週刊ダイヤモンド』1997. 1. 18
- ・井上英也,『エレクトロニック・コマース入門』, 日本経済新聞社, 1998. 2. 9
- ・岩下直行・谷田部充子,「金融分野における情報セキュリティ技術の国際標準化動向」日本銀行金融研究所,『金融研究』1999. 4
- ・岩村 充. 『電子マネー人門』, 日本経済新聞社, 1996. 11. 11
- ・大野和幸,『電子マネーがインターネットを踊る』,週刊東洋経済1995.11.11
- ・岡田 定,「電子商取引をめぐる諸問題」,『経営情報研究』vol.4 no.1
- ・岡田 定・岡田仁志,「電子マネーの実験に見る効果と課題」,『経営情報研究』vol.5 no.1
- ・栗原 裕,「電子マネーの現状と展望」,『国際金融』1033号1999. 10. 1
- ・近 勝彦,「電子マネーの社会経済的考察」, 研究報告編集委員会商学討究, 『商学討究』 第47巻第4号
- ・「平成11年版金融情報システム白書」,『財経詳報社』1999. 2
- ・須藤 修・後藤玲子,『電子マネー』, ちくま新書, 1998. 9. 20
- ・寺崎友芳「エレクトロニック・コマース (EC) の産業へのインパクトと課題」, 日本開発銀行, 『調査』第246号, 1998. 8
- ・東京商工会議所,『電子決済に関する研究会報告書』, 1997. 2
- ・中尾 久,『企業のグローバル・スタンダード戦略』,中央経済社,1999.7.20
- ・中北 徹,『世界標準の時代』,東洋経済新報社,1997.7.24
- ・中北 徹,「ネットワークと標準化」,東洋大学経済研究所,『経済研究年報』第23号,1998.6
- ・鍋山 徹,「わが国産業の課題と展望」,日本開発銀行,『調査』第232号、1997、9
- ・日本規格協会,『ISO 規格の基礎知識』,宝文社,1998.9.7

- ・日本銀行金融研究所、「金融業務における国際標準化の動向」、『日本銀行月報』 1992. 8
- ・服部素子,「技術の標準化をめぐる最近の動向」, さくら銀行,『経済情報』1998. 6
- ・藤田昌宏・河原雄三,『国際標準が日本を包囲する』,日本経済新聞社,1998.8.17
- ·山田英夫,『デファクト・スタンダード』, 日本経済新聞社, 1997. 7. 22

貿易と海外直接投資に関する日中経済関係

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 西 谷 健

本論文,「貿易と海外直接投資に関する日中経済関係」では,1978年末の中国共産党第十一期 第三回全体会議において改革開放政策が決定され,それら政策が具体的に推移し始める1980年から現在に至る期間において,日本企業の対中国直接投資の推移,日中貿易の動向の変化を基軸として,日中経済関係の構造の変遷について分析し論じる。そのような方法で分析を行う理由は,中国の改革開放政策実施以後,日中経済関係において,日本政府から中国に対する政府開発援助と日系企業による海外直接投資の開始という新要素が追加され,日中両国の分業関係を新たにすることとなるからである。

本論文では、1980年から現在までの期間を80年代と90年代に期間を区分し、それぞれの期間に おいて、製造業分野における日本企業の対中国直接投資の動向を把握するとともに、日中貿易の 輸出入される商品を詳細に分析することで日中間の分業関係がどのような性格を有するのかを明 らかにし、更に対中国直接投資が日中貿易の構造に対して及ぼした影響について分析を加える。 その結果、改革開放以前からの日中経済関係に、工業製品とプラントの対中国輸出と石油に代表 される一次産品・原料品の対中国輸入という伝統的な農工間での垂直的分業関係に変化が生じた ことが明確になる。80年代前半では日本企業の対中国直接投資は活発でなく、投資も非製造業分 野が中心であったが,88年頃を境にして,製造業分野の投資が拡大し始める。80年頃から増加し 始めた繊維,電機,機械業種を中心とした製造業分野の海外直接投資は,引き続き90年代になっ ても大幅に拡大し95年頃にそのピークを迎える。このような製造業分野の直接投資の拡大は,日 中貿易における商品構成にも一定程度影響を及ぼすこととなる。その影響の仕方は,80年代後半 を画期に,それまで日本国内で耐久消費財が生産され中国に輸出されていたものが,より安価な 労働費用を有する中国国内での生産によって代替され、同時に日本を含め第三国へと輸出される こととなる。そして、対中国直接投資の増加は、すなわち中国での生産への代替の発生は、その 生産の立ち上げに期には生産設備や資本財の輸出が拡大し、かつ中国現地で調達できない中間製 品、中間部品の輸出が拡大することが確認される。このような中国からの工業製品の完成品の輸 入が拡大すれば同時にその中間製品が拡大する構造は、日本企業が労働集約的な工程を中国に分 担させていることの表れでもある。しかしながら,戦後に中華人民共和国が成立してから伝統的 な農工間の垂直的分業関係が80年代半ばまで継続していたことからすれば,画期的であるとも言 える。90年代の後半に至ると,日中貿易は,日本が資本財や工業製品の完成品でなく中間製品の 輸出が増加し,他方中国からの輸入商品構成も一次産品・原料,衣類に代表される労働集約的な 工業製品の輸入額が減少し、電気機械の輸入が増加始めるようになり、より水平的な分業関係へ と展開していることが明らかとなる。

このように日中貿易の構造が変遷してきた要因の一つとして、製造業分野における日本企業の対中国直接投資が指摘できるが、その直接投資も1995年頃を境に投資が一巡するとともに、現地志向的な性格を帯びるようになる。このような変化は、これからの日中貿易関係にある程度の影

響を及ばすと考えられ、中国現地生産の立ち上げに必要な資本財や生産設備の輸出が若干減少するとともに、生産が軌道に乗ることで経常的な生産活動に必要かつ現地で調達不可能な中間製品の輸入がある程度増加することとなると推察される。

〔参考文献〕

池田誠他編『世界のなかの日中関係』、法律文化社、1996年。

石原亨一編『中国経済の国際化と東アジア』, アジア経済研究所, 1997年。

石原亨一編『中国経済と外資』, アジア経済研究所, 1999年。

岩田勝雄『反成長政策への転換』,新評論,1998年。

北村かよ子編『東アジア産業構造高度化と日本産業』、アジア経済研究所、1997年。

島田克美他編著『現代アジアの産業構造と国際分業』、ミネルヴァ書房、1997年。

内藤昭『中国の市場経済化と日中経済競争』, 学文社, 1998年。

中兼和津次『中国経済発展論』, 有斐閣, 1999年。

丸山惠也他編著『アジア経済圏と国際分業の進展』、ミネルヴァ書房、1999年。

個人所得税における課税単位の問題点と改革の方向

――配偶者控除および配偶者特別控除について――

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 西 山 毅

近年,給与所得者世帯の夫婦に対する課税の取り扱いで,配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが議論されている。その背景のひとつとしては,女性のライフスタイルの多様化がある。女性の多くが結婚後,家庭に入り専業主婦となり,夫婦として一つの家計単位を生涯持続していた社会から,結婚後も勤め続ける女性の増加,未婚率・離婚率の上昇などにより家族の形態が多様化している社会への移行は,かつてよりも,相対的に税制の水平的公平を重視する必要を生じさせていると考える。また,もう一つの背景は,人口の高齢化という社会環境の変化がある。将来的に,若年労働力の慢性的不足が予想され,女性の労働力が期待されるため,女性の労働参加を阻害しない税制がより強く求められると考える。いかなる税制が望ましいかは,社会的通念に大きく依存しているため,一概にどの税制が絶対的に正しいとはいえないが,本論文は,税制の条件で,望ましいとされる水平的公平・中立性の観点から夫婦に対する課税について問題点を明らかにし,課税単位,配偶者控除および配偶者特別控除を検証考察し,現在,将来にわたって望ましい,夫婦に対する税制を提案する。

第1節「わが国の課税単位問題の歴史的経緯」では、現在に至るまでの夫婦に対する課税の実際の変遷と政府税制調査会の議論の歴史的経緯を明らかにした。わが国の所得税法では戦前から、世帯単位課税が採用されてきた。しかし、シャウブ勧告は、①合算課税は納税者個人間に負担の不均衡をもたらす、②世帯分割の誘因となる、③同居の判定などが困難で税務執行を複雑化する、などの理由で合算制度の廃止を勧告した。これを受けて1950年の所得税法以来、基本的には個人単位課税が採用されている。1961年、事業所得者世帯とのバランスから、給与所得者世帯の妻にも夫の仕事を手伝う内助の功を評価しようという気運が高まり、それまでとは違って専業主婦に扶養控除とは独立した別の人的控除、すなわち、配偶者控除が認められ、1987年、配偶者特別控除が創設された。

第2節「課税単位」では,個人課税の理想的な課税ベースに関して,様々な考え方が存在するが,比較的広い支持を受けてきた包括的所得概念を前提として課税単位を考察した。課税単位は,包括的所得概念の包括性が貫徹される限りにおいて,つまり,現金価値に換算することが困難である家計内の移転と家事労働による帰属所得を正確に捕捉できるのであれば,個人単位方式こそあるべき課税単位であると考える。なぜなら,現実の所得課税制度の下で合算課税方式を正当化するために主張される理由は,包括的所得概念が個人単位主義の下で貫徹されれば,すべて崩れるからである。

上記の問題を認識したうえで、個人単位方式と世帯単位方式の選択について、どちらが相対的に優位であるかを世帯間の公平、個人間の公平、結婚に対する中立性、就労に対する中立性の基準で評価した。世帯間の公平においては、世帯単位方式が優位であるが、個人間の公平、結婚に対する中立性、就労に対する中立性においては、個人単位方式が優位である。とくに、中立性をより重視し、個人単位方式を採用すべきと考える。

第3節「配偶者控除および配偶者特別控除」では、まず、配偶者控除および配偶者特別控除の問題点を次のように明らかにした。①税負担の世帯間のバランスの問題。特に配偶者が低い所得で働く場合は、自分の所得において基礎控除を受けたうえに、さらに夫の所得から配偶者控除などを受けるという二つの人的控除を享受する状況になる問題。②いわゆる主婦の103万円の壁と呼ばれる労働調整の問題。③配偶者控除および配偶者特別控除の課税ベースの減少による税収減の問題。

配偶者控除および配偶者特別控除の理論根拠を次のように検証考察した。内助の功の概念については、専業主婦と同じように家事を行っている共働き夫婦が評価されずに、専業主婦の内助の功だけが行政によって評価されるのは、水平的公平の観点から問題がある。また、事業所得者とのバランスの問題、クロヨン問題についても、単身者・共働き世帯は考慮されずに、専業主婦だけが考慮されるのは水平的公平の観点から問題がある。このように、専業主婦だけが、税制上の優遇策を享受することは、当然、単身者・共働き世帯を相対的に不利に扱うことになるので、水平的公平の観点から考察した結果、配偶者控除および配偶者特別控除の理論根拠は成り立たないと考える。

また、配偶者控除および配偶者特別控除を廃止した場合、試算では約2兆円の税収増となる。次に、第2節の課税単位選択の基準をベースに、モデル①―現行制度モデル、モデル②―配偶者控除および配偶者特別控除を廃止するモデル、モデル③―配偶者控除および配偶者特別控除を廃止したうえで、妻が自分の所得から基礎控除を控除するか、夫の所得から自己の基礎控除を控除するかを自由に選択できるモデル、参考として、モデル④―二分二乗モデルを比較検討し、モデル②が望ましいという結論に至った。ただ、専業主婦の担税力の問題を考慮すると、モデル③が、望ましい。

したがって、わが国の夫婦に対する税制については次のように提案する。①個人単位方式を継続する。②配偶者控除および配偶者特別控除を廃止する。③妻が自分の所得から、基礎控除を控除するか、夫の所得から自己の基礎控除を控除するか自由に選択できる制度にする。

以上,本論文は,望ましいとされる水平的公平・中立性の観点から給与所得者世帯の夫婦に対する税制の問題点を明らかにし,現在,将来にわたり,家族形態の多様化に適応し,かつ女性の労働参加を阻害しない,税制を提案したものである。

〔参考文献〕

一単行本一

- 1. 飯野邦彦『所得課税の理論と政策課題』税務経理協会 1998年
- 2. 貝塚啓明『財政学』第2版 東京大学 1996年
- 3. 金子宏編『課税単位及び譲渡所得の研究』有斐閣 1996年
- 4. 金子宏編『所得税の理論と課題』税務経理協会 1999年
- 5. 北野宏『税法の基本原理』中央経済社 1968年
- 6. 木下和夫『税制調査会』税務経理協会 1992年
- 7. 木下和夫『租税構造の理論と課題』 1996年
- 8. 全国婦人税理士連盟編『配偶者控除なんかいらない!?』日本評論社 1994年
- 9. 都村敦子著「税制および社会保障制度における家族の取り扱い」 東京大学出版会 金森久雄・島田 晴雄・伊部英男編『高齢化社会の経済政策』 1992年

- 10. 大田弘子著「女性の変化と税制」日本経済新聞社 野口悠紀夫編『税制改革の新設計』 1994年
- 11. 野水鶴雄『要説 所得税法』税務経理協会 1996年
- 12. 八田達夫『消費税はやはりいらない』東洋経済新報社 1994年
- 13. 馬場義久『所得課税の理論と政策』税務経理協会 1998年
- 14. 樋口美雄著「『専業主婦』保護政策の経済的帰結」八田達夫・八代尚弘編『「弱者」保護政策の経済分析』日本経済新聞社 1995年
- 15. 樋口美雄『パネルデータからみた現代女性』東洋経済新報社 1999年
- 16. 藤田晴『所得税の基礎理論』中央経済社 1992年
- 17. 古郡柄子『女性と税制』東洋経済新報社 1999年
- 18. 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社 1986年

一雑誌文献—

- 1. 飯野靖四「所得税における『妻』の座の取り扱い」『女性と社会保障』 1982年
- 2. 大田弘子「女性と税制」『税研』 1997年
- 3. 貝塚啓明「二分二乗制の是非と妻の座」『税経通信』 1985年
- 4. 辻山栄子「家事労働の評価」『女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会報告書』 1996年
- 5. 富田安信「女子の労働参加と税制の関連について」『今後の勤労者税制のあり方に関する調査研究』 1993年
- 6. 中里実「課税単位(二分二乗等)のあり方」『税経通信』 1985年
- 7. 中里実「女性の社会進出と租税法」『女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会報告書』 1996 年
- 8. 藤田晴「配偶者特別控除の再検討」『税経通信』 1987年
- 9. 三木義一「『いらない』なんて本当にいえるのか?」 『法律時報』 1994年
- 10. 八代尚弘「働く女性の増加と税・社会保険制度」『女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会報告書』 1996年

一外国文献—

- 1. Institute for Fiscal Studies [1978], The Structure and Reform of Direct Taxation; Report of a Committee Chaired by Proffessor J. E. meade, George Allen and Uuwin
- 2. Morris, C. N. and Warren, N. A. [1981], "Taxation of the Family", Fiscal Studies, 1981 March Vol. 2, no. 1
- 3. Report of the Royal Commission on taxation, Vol. 3 [1966]

職業能力開発システムとしてのリカレント・モデル

――プロフェッショナルスクールにおける日本型リカレント・モデルの検証―― 立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 平 尾 智 降

高度成長期以後、日本の職業能力開発は、企業内教育訓練と学校教育の効率的分離によって形成されてきたと言ってよい。均質的な高い基礎学力を付与する学校教育とOJTを中心とした企業内教育訓練で育成された労働力が戦後の奇跡的な経済成長を支えてきたと言っても過言ではないであろう。

しかしながら、不断の技術革新、産業構造の変化、国際競争の激化などを背景に展開する昨今の雇用流動化の流れの中においては、従来の学校と企業の効率的分離によるフロント・エンド・モデルのシステムでは一定の限界を有するようになってきた。そこで、学校から企業への単線的な労働力の流れを変革し、教育と労働の入口を多様にする職業能力開発システムとして期待されるのが、リカレント・モデルである。職業能力開発における学校と企業の効率的分離から「学校と企業の効率的融合」への変革が、今後の職業能力開発システムに求められる重要課題と考えられ、それを成し得る一手段としてリカレント(回帰)という方法が存在するのである。

以上の意識的背景から、次の二点を本稿の課題として設定する。第一は、リカレント・モデル の持つ職業能力開発システムとしての意味の考察である。本稿では、リカレント教育誕生の地で あるスウェーデンのリカレント・モデルと大学院レベルの専門職教育について先進的展開をみせるアメリカのリカレント・モデルとの比較から、仮説として〈日本型リカレント・モデル〉なる ものを提示する。第二に、日本の専門職人材としての大卒ホワイトカラーの職業能力開発について、職業能力開発機関としてプロフェッショナルスクールが果たす役割と可能性を展望する。

リカレント教育の誕生とその背景を認識した上で、労働市場政策としてのリカレント教育を明らかにするために、1970年代のスウェーデンの労働市場政策とリカレント教育戦略を例に挙げ、その整合性と補完関係を検証した。そして、①大学進学率抑制による労働力の需給調整、②高等教育機関でのハイタレント・マンパワーの育成、③人的資源の地域間移動の促進施策としての大学の地域分散、という三点から1970年代のスウェーデンにおいてリカレント教育が積極的労働市場政策の一面として展開したことを示し得た。

また、国際比較によって、スウェーデンのリカレント・モデルは各種の社会制度が、アメリカのリカレント・モデルは専門職労働市場の存在がその展開を保障するものであることが判断できた。加えて、1970年代のスウェーデンではハイタレント・マンパワーの職業教育訓練として、アメリカではプロフェッショナルスクールにおける専門職教育として、リカレント・モデルが展開していることから、日本におけるリカレント・モデルも高等教育機関を中心としたホワイトカラー労働者の職業能力開発システムと位置付ける必要があり、リカレント・モデルがホワイトカラーの職業能力開発システムとして有効性を持つことが確認できた。

次に、OJTを中心とする企業内教育訓練と新規学卒労働市場の確固たる存在により、日本においてはリカレント教育が展開し得なかったことを指摘し、そこに新たな職業能力開発システムであるリカレント・モデルを組み込んでもその構造に規定されると考えられることから、内部労

働市場展開の規定を受ける〈日本型リカレント・モデル〉を仮説として提示した。そして,いくつかの調査・研究から,近年増加する高等教育機関への回帰の内実が「現在の職場との雇用関係を維持したまま大学院へ回帰し、大学院修了後は同じ職場の同じ職階に戻っていく」ことにある〈日本型リカレント・モデル〉を裏付けた。

さらに、アメリカにおけるプロフェッショナルスクール展開を概観し、第一専門職学位と専門アクレディテーションという特徴点を認識した上で、今後の日本における大卒ホワイトカラーの職業能力開発システムとしてプロフェッショナルスクールを土壌に展開するリカレント・モデルを労働市場との関わりで三つの型に類型化した。第一に、先に提示した日本型リカレント・モデルを維持するものとして「現日本型維持タイプ」を類型化した。第二に、雇用流動化と内部労働市場展開との拮抗から展開し、今後の日本のリカレント・モデルの核心となるものとして「内部労働市場職務変更タイプ」を類型化した。その要因は、大卒ホワイトカラーの量的拡大による管理職のポスト不足とホワイトカラー職務の見直しからくる労働力の専門職化である。第三に、「本格的リカレントタイプ」をその基盤整備に憂慮しながらも、新産業分野において創出される新たな雇用吸収力に対応するリカレント・モデルの型として類型化した。但し、この三類型については、本稿ではその可能性を示したに過ぎず、その展開は外部環境により変化する流動的なものであり、今後の展開を詳細に裏付ける実証研究を行う必要がある。

最後に、本稿の分析は主として労働力の供給サイドからのものであった。しかしながら、今後の課題としては、その需要側からの分析が必要になると考えられる。今後の内部労働市場の変遷を如何にとらえるかが、この問題においては極めて重要である。そして、需要側からの分析視点として、職業能力の社会的標準化や企業の人事制度における評価の基準・項目・内実との関係でリカレント・モデルを検証する必要がある。また、労働市場の整備として展開する職業紹介事業との関わりにおいてリカレント・モデルを考察することも必要であろう。職業能力開発及び労働市場の問題としてリカレント・モデルを取り上げる場合、この点は欠かし得ない論議であると思われ、今後の発展的研究が期待される。

[主要参考文献]

天野郁夫「OECD とリカレント教育」財団法人日本国際交流センター『生涯教育の現状と課題―欧米諸 国の実態から―』総合政策研究機構 1979年

市川昭牛「スウェーデンの生涯教育」財団法人日本国際交流センター『生涯教育の現状と課題―欧米諸国の実態から―』総合政策研究機構 1979年

伊藤正純「スウェーデンのリカレント教育―その狙いと離脱―」理想社『思想』No.658 1996年 乾彰夫『日本の教育と企業社会』大月書店 1990年

猪木武徳「法律職の市場構造について―専門職の「内部化」の二つの流れ」『日本労働協会雑誌』No. 355 1989年4月号

氏原正治郎「教育と労働市場」大河内一男他編『教育学全集14—教育と社会—』小学館 1976年

氏原正治郎・高梨昌『日本労働市場分析 上・下』東京大学出版会 1971年

加護野忠男「日本における経営者教育」日本労働研究機構『日本労働研究雑誌』No. 401 1993年 6 月号 加瀬和俊『集団就職の時代』青木書店 1997年

苅谷剛彦他著「新規学卒労働市場の制度化過程に関する研究」東京大学社会科学研究所紀要『社会科学研究』 第49巻 第2~3号 1997年

川口秀人「新規学卒-括採用が特徴づける我が国の雇用慣行」労働省労働統計調査局 『労働調査統計月報』 No. 597 1998年

経済企画庁国民生活政策課『総合社会政策を求めて一福祉社会への論理―』大蔵省印刷局 1977年 経済審議会編『経済発展における人的能力開発の課題と対策』大蔵省印刷局 1963年

小池和男『アメリカのホワイトカラー』東洋経済新報社 1993年

小池和男『大卒ホワイトカラーの人材開発』東洋経済新報社 1991年

式部信「労働市場とジョブ構造」森田桐郎編著『国際労働移動と外国人労働者』同文館 1994年

白石弘幸「学校教育と内部労働市場」信州大学経済学部『信州大学経済学論集』第30号 1993年

隅谷三喜男・古賀比呂志『日本職業訓練発展史〈戦後編〉』日本労働協会 1978年

大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学』 1998 在

高梨昌『生涯学習と学校教育改革』エイデル研究所 1992年

高梨昌「職業訓練・学校教育と労働市場政策」日本労働研究機構『日本労働研究雑誌』No. 370 1990年 8月号

舘昭「アメリカの大学院における専門職教育」民主教育協会『IDE 現代の高等教育』 1993年 7 月号

日本経営者団体連盟『新時代の「日本的経営」』 1995年

日本労働研究機構『欧米における学校から職業への移行期の指導・援助』調査報告書 No. 102 1997年

日本労働研究機構『企業内における教育訓練経歴と研修ニーズ』調査報告書 No. 108 1998年

日本労働研究機構『国際比較:大卒ホワイトカラーの人材開発・雇用システム:日英米独の大企業(2)』調 査報告書 No. 101 1998年

日本労働研究機構『スウェーデンの職業教育・訓練制度』資料シリーズ No. 71 1997年

日本労働研究機構『大学院修士課程における社会人教育』調査報告書 No. 91 1997年

文部省『日本の成長と教育―教育の展開と経済の発展―』帝国地方行政学会 1962年

矢野眞和『高等教育の経済分析と政策』玉川大学出版部 1996年

山田礼子「アメリカにおけるプロフェッションの概念とプロフェッショナル教育の実際」北海道大学高等 教育機能開発総合センター『生涯学習研究年報』第6号 1999年

山田礼子『プロフェッショナルスクール』玉川大学出版部 1998年

労働省編『職業能力開発基本計画』(各人の個性を活かしつつ変化への対応を図る職業能力開発の実現を 目指して)大蔵省印刷局 1996年

労働問題リサーチセンター『社会人大学院の実像発見』大蔵省印刷局 1996年

ロバート・エバンズ・Jr.「学歴と職業」天野郁男他編『教育は「危機」か―日本とアメリカの対話』有信堂 1987年

Albert Tuijnman "Recurrent Education, Earnings, and Well-being: A Fifty Longitudinal Study of a Cohort of Swedish Men" Almqvist & Wiksell International, Stockholm Sweden 1989

Bernard Berelson "Graduate education in the United States" McGraw-Hill, New York 1960

Clifton F. Conrad, Jennifer Grant Haworth, Susan Bolyard Millar "A silent success: master's education in the United States" Johns Hopkins University Press, Baltimore and London 1993

C. Wright Mills "WHITE COLLAR: The American Middle Classes" Oxford University Press, New York 1951 (邦訳: 杉政孝訳『ホワイト・カラー―中流階級の生活探究―』東京創元社 1957年)

Frederick Harbison, Charles A. Myers "Education, Manpower and Economic Growth: Strategies of Human Resource Development" McGraw-Hill, New York 1964 (邦訳:川田寿・桑田宗彦訳『経済成長と人間能力の開発』ダイヤモンド社 1964年)

- Gary S. Becker "HUMAN CAPITAL: A Theoretical and Empirical Analysis, with Special Reference to Education" Columbia University Press, New York 1975 (邦訳:佐野陽子訳『人的資本』東洋経済 1976年)
- Lester C. Thurow "GENERATING INEQUALITY: Mechanisms of Distribution in the U. S. Economy" Basic Books, New York 1975 (邦訳:小池和男・脇坂明訳『不平等を生み出すもの』同文館 1984年)
- OECD "Unemployment compensation and related employment policy measures: General report and country studies, Canada France Germany Sweden U. K. U. S." 1979
- OECD "The challenge of unemployment: A report to labor ministers" 1982
- OECD CERI "Recurrent Education: a strategy for lifelong learning" 1973
- OECD CERI "Recurrent Education: trend and issues" 1975
- OECD CERI "Recurrent Education: Policy and Development in OECD Member Countries JAPAN" 1976
- OECD CERI "Recurrent Education: a revived agenda" 1986
- Philip J. O'Connell "Adults in training: An international comparison of continuing education and training" OECD CERI unclassified document 1999
- Theodore W. Schultz "THE ECONOMIC VALUE OF EDUCATION" Columbia University Press, New York and London 1963 (邦訳:清水義弘訳『教育の経済的価値』日本経済新聞社 1964年)
- Motohisa Kaneko "Higher education and employment in Japan" Research Institute for Higher Education, Hiroshima University 1992
- Reiko Yamada "Structural difference of Japanese Professional Graduate Programs and American Professional Schools" *Journal of Higher Education and Lifelong learning* Vol. 5, Center for Research and Development in Higher Education Hokkaido University 1999
- Ronald Dore and Mari Sako "How the Japanese learn to Work" Second edition, The Nissan Institute / Routledge Japanese Studies Series 1998
- Rubenson, Kjell "Recurrent Education Policy in Sweden: A Moving Target" International Review of Education Vol. 40 No. 3 1994
- Vladimir Stoikov "The economics of recurrent education and training" International Labor Office, Geneva 1975

中国の政策金融の現状と課題

――戦後日本の経験を踏まえて――

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 華 ジュエ

1949年に新中国が成立してから78年までほぼ30年間で、中国は社会主義集権国家の道を歩んできた。このため、人的資源、物的資源すべて中央計画経済体制の下に置かれていた。この体制の下、国民経済における拡大再生産の源泉力は個人、企業など経済主体の貯蓄ではなく、財政であった。1978年の鄧小平の復活により、対外改革開放政策が定められ、個人、企業の余剰が認められ始めた。経済発展とともに、個人、企業の貯蓄が増え、次第に財政に代わって、国民生産の原動力になった。貯蓄の増加によって、以前にはただ財政の出納係であった金融機関の役割も大きくなり、金融機関の整備も進められた。90年代に入ると、四つの国有専業銀行以外に、株式制銀行、地方銀行なども設立され、さらに1994年に、国家開発銀行、輸出入銀行、農業発展銀行など特定政策目標を実現させるための政府系金融機関も新設された。

一般的に言えば、市場の不完全性が「政策金融」存在の理由である。先進国と比較して、途上国ではインフラの不完備により市場のメカニズムが十分に機能できない為、政府の市場を補完する役割が高く期待されている。しかし、現実に政府は万能なものではなく市場を是正する事ができたとしても、それに伴う社会的コストを発生させてしまう事もある。つまり、「政府の失敗」も存在している。如何に「政府の失敗」を最小限に抑える事も政府の責務である。

中国の金融市場を見ると、寡占的な金融市場にもかかわらず、金融機関はあまり寡占利潤を得ていない。その原因は、金融市場を寡占している国有専業銀行には経営の独立性がなかったからであった。政治的圧力を受け、回収不能のプロジェクトへの融資も行う他、商業金融機関にとって負担し難い長期金融も財政と分担しなければならない。このような「政策金融」と「商業金融」の両方を背負っている金融機関は将来における競争体制の中で明らかに不利である。そのため、1994年に国有専業銀行が負担している「政策金融」を分離する事が決定され、新たな政府系金融機関――政策銀行が設立され、産業政策に従い特定の産業への資金配分が期待されている。「特定産業の促進は、一般的にはうまく機能しなかった」と『東アジアの奇跡』は結論したが、日本、韓国など強力な官僚と高度に専門的な公的金融機関を有する国が優先産業や企業を助成する為実行した融資政策に対しては成功を認めた。つまり、これらの国は「政府の失敗」を最大限に防げたことが認められている。

戦後の日本を取り巻く経済状況は現在の中国と類似性がある。それは基礎産業や社会資本整備が民間資本形成より遅れていた事である。この局面を打開する為、民間金融機関は規制の下に置かれ、資金供給を長期化し、希少と思われる長期性資金を優先部門に割り当てるため、政策金融が大きな役割を果たした。一方、新中国は成立以後、一貫して重工業に資金が重点的に割り当てられ、基礎産業及びインフラ整備への投資が軽視された。その結果、電力、輸送などが中国の最大の"ボトルネック"となった。国有専業銀行の商業銀行化につれ、長期資金を必要とするこれら産業への融資は新設された政策銀行に期待されている。日本の社会、政治体制は中国と大きく異なるが、他の先進国と比較すると、日本の経済発展プロセスには政府の役割が大きかった。

1992年の中国共産党の第十四回大会において経済改革の方向として決議された「社会主義市場経済」とはアメリカのような民間企業や消費者主導型の市場経済ではなく日本のような行政主導型市場経済と考えられる。この意味で、本論文では日本の政策金融を成功させたメカニズムについて整理をし、戦後の日本と同様な課題を抱えている中国にとって参考すべき点を考察した。

第一章では、先進国と比較して、途上国では金融市場の整備自体が不十分であるため、政府がいくつかの面で市場に関与し、「政策金融」を実施する事によって社会厚生を改善する必要があると考え、その理由を述べた上、世界銀行レポート「東アジアの奇跡」の政策金融に対する評価を参考にし、政策金融を成功させる条件について考察した。

第二章では、日本の政策金融を入口――郵便貯金、国民・厚生年金などの国民零細資金、中間――資金運用部、出口――政府金融機関に区分した上で、それぞれの役割を分析した。また、(内堀 [1999])(吉野「1991」)の意見に基づいて日本における政策金融成功の前提条件を1、金利規制、2、直接金融、3、金融市場の「非国際性」の三点にまとめた。

第三章では、現在中国の金融市場の寡占的で非効率的な状況を説明し、中国の政策金融機関 ——国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行の役割をそれぞれ説明し、特に94年に設立された中国国家開発銀行を例にして、現在中国の政策金融機関の運営メカニズムを整理した。

第四章では、成立して間もない中国の政策金融には資金源の拡大問題及び運用上にともなう高いリスクの問題などの課題が残され、それを克服する為、日本の経験を生かすことを考察した。 郵便貯金を政府資金に取り入れる事によって資金源を拡大し、明確な基準を用い、法的な整備を早期に実現するなどの措置で資金運用のリスクを軽減する方法を提議した。

21世紀の中国経済には大きい変動が予想される。金融・資本市場の開放とともに、健全な商業金融が存在しなければならない。ただし、商業金融の補完として働く政策金融を更に充実し、機能を強化する必要性についても決して看過されてはならない。

[主要参考文献]

日本語文献

青木昌彦 他編(1997) 『東アジアの経済発展と政府の役割――比較制度分析アプローチ』

日本経済新聞社

池尾 和人 (1998)「政府金融活動の役割:理論的整理」

岩田一政・深尾光洋編 『財政投融資の経済分析』第二章 日本経済新聞社

池尾和人·岩佐代市(1993)『金融』有斐閣

井手一郎・林 敏彦 (1992)「金融仲介における公的部門の役割」

堀内昭義・吉野直行編『現代日本の金融分析』 東京大学出版会

伊藤正昭著(1989)『産業と地域の経済政策』学文社

井上 徹 (1998)「寡占的金融市場と公的金融仲介」

井上 徹・鵜瀞 由己編著 『わが国公的金融の役割』第一章 日本評論社

上原一慶編(1994)『現代中国の変革――社会主義システムの形成と変容』世界思想社

内堀節夫著(1999)『公的金融論——日本の財政と金融の縮図』白桃書房

奥田英信·黒柳雅明編著(1998)『入門開発金融』日本評論社

大蔵省財政史室編(1983)『昭和財政史――終戦から講和まで』13巻 東洋経済新報社

神奈川大学経済貿易研究所・杭州大学東亜経済研究所編(1998)『日中の経済構造と発展経路』白 桃書房 小島麗逸著(1997)『現代中国の経済』岩波新書

河野惟隆著(1993)『財政投融資の研究』税務経理協会

香西泰・寺西重郎編(1993)『戦後日本の経済改革――市場と政府』東京大学出版会

公的金融と民間金融のあり方に関する研究会 (1979) 『公的金融と民間金融の在り方に付いて』 (中間報告)

鈴木淑夫著(1993)『日本の金融政策』岩波新書

世界銀行(1994)『東アジアの奇跡』白鳥正喜 監訳 東洋経済新報社

戴相龍编 (1999)『中国金融読本』中央経済社

武田隆夫・林健久編著(1982)『現代日本の財政金融』Ⅱ 東京大学出版会

竹原憲雄著(1988)『戦後日本の財政投融資』文真堂

田中壽雄著(1986)『社会主義の金融と銀行制度』東洋経済新報社

谷内 満著(1994)『アジアの成長と金融』 東洋経済新報社

寺西重郎著(1991)『工業化と金融システム』東洋経済新報社

(1985)『日本の経済発展と金融』岩波書店

友行啓子著(1998)『「図説」中国経済入門』 蒼々社

中川幸次著(1979)『体験的金融政策論』日本経済新聞社

南部稔著(1991)『現代中国の財政金融政策』多賀出版

日本開発銀行編(1963)『日本開発銀行10年史』日本開発銀行

同 (1975)『日本開発銀行25年史』日本開発銀行

日本興業銀行調査部・産業調査部編(1997)『中国 2001 年の産業と経済』東洋経済新報社

日本貿易振興会・アジア経済研究所(1997) 『21 世紀アジアの発展条件――日本の新たな協力のあり 方』日本貿易振興会

日向野幹也(1986)『金融機関の審査能力』東京大学出版会

樋渡展洋 著(1991) 『戦後日本の市場と政治』 東京大学出版会

樊勇明・岡正生著(1998)『中国の金融改革』東洋経済新報社

深尾光洋(1998)「財政投融資制度の概観と問題の所在」

岩田一政・深尾光洋編『財政投融資の経済分析』第一章 日本経済新聞社

増井喜一郎編(1998)『図説 日本の財政』平成10年度版 東洋経済新報社

宮脇淳 著 (1995)『財政投融資の改革』東洋経済新報社

郵便貯金に関する調査研究会(1981) 『公的部門の金融活動のあり方と郵便貯金の役割』

吉野直行・古川彰 著 『金融自由化と公的金融』日本評論社

中国語文献(図書)

中国財政与金融編書組編(1985)『中国財政与金融』北京大学出版社

劉 隆亨 編(1995)『中国銀行法講座』 改革出版社

夏徳仁 著(1998)『金融綜論』東北財経大学出版社

中国金融学会編(1996)『中国金融年鑑 1995』中国金融年鉴编辑部

中国金融学会編(1997)『中国金融年鑑 1996』中国金融年鉴编辑部

中国金融学会編(1998)『中国金融年鑑 1997』中国金融年鉴编辑部

中国金融学会编(1999)『中国金融年鑑 1996』中国金融年鉴编辑部

中国经济年鉴社(1997)『中国经济年鉴1997』中国经济年鉴出版社

中国财政年鉴编辑委员会编(1998)『中国财政年鉴 1997』中国财政杂志社

中国語文献 (雑誌)

曹晓东·贺学会「政策性金融的抑制效应分析─ 对中国金融改革进程的另一种解释」『财经 理论与 实践』1999.1

城市金融研究所課題組「国有企業一銀行債務重組的基本思路与主要設想」『経済研究』1997.8

黄志凌「转軌中暴露的風険与風険包囲中的转軌」『财贸经济』(京)1998.9 F62

蒋志鋼「国家開発銀行信貸風険分析」『経済改革与発展(京)』1998. 8.17-21

刘士堂「中国进出口银行与商业银行的关系界定及其合作方式探讨」『四川金融』1998.5

刘云龙「发展我国政策性金融业务的思考」『现代财经』1998.10

王兰军「社会主义市场经济条件下的政策金融与商业金融协调研究」『财经问题研究』1999.1

吴建光·杨子健「信贷资金管理体制改革与国有银行管理方式调整」『国际金融』1998.6

王彬生・夏杰长「防範破産企業中の銀行風険」『経済管理』1998.2

张杰「中国的货币化进程,金融控制及改革困境」『经济研究』1998.8

張士学「国有商業銀行風険根源探析」『農村金融研究(京)』 1998. 7.8-12

「みなし配当」課税の問題点の検討と改革の方向

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 村 上 幸 恵

我が国の現行税制の下で,みなし配当は原則課税されている。みなし配当とは,利益の配当等 について、実質的に配当を行なったのと同様の経済効果があると認められる場合に課税対象とさ れるものである。その発生形態は,法人税法第24条,所得税法第25条に,株主等に対して(1)金銭 等の交付がある場合と、(2)金銭等の交付がない場合についてそれぞれ規定がある。特に(2)の場合 に発生するみなし配当については、株主に実質的な利益がないのに課税される点は理解し難い。 本稿では、(2)の発生形態として規定されている、①利益又は剰余金をもってする株式の消却(以 下、利益消却)(2)利益積立金額の資本又は出資への組入れ(以下、利益等の資本組入れ)(3)解散によ り残余財産の一部を分配した後における継続又は合併による消滅,のうち特に問題がある①と② のケースをとりあげた。本稿の目的は、みなし配当の課税根拠を租税論的に検討し、従来の課税 論・非課税論の対立を解消させることにある。そこで、以下の通り検討を行なった。第一節「我 が国における『みなし配当』課税の概要」において,みなし配当の問題点を指摘し,第二節「課 税論と非課税論」では,従来の議論を踏まえてその問題の所在を明らかにした。そして,第三節 「所得性からの検討」と第四節「法人の本質からの検討」において、第二節で明らかにした問題 を具体的に検討した。第五節「租税特別措置(「上場会社等に利益をもってする株式の消却の場合のみ なし配当の課税の特例」)導入からの『みなし配当』の検討」では、租税特別措置導入の背景にあ るみなし配当課税の弊害を指摘し、導入前後の税額の比較を行なった上で、みなし配当を非課税 にすることの意味を明らかにした。以下、本稿の議論のポイントを示す。

利益等の資本組入れの際に発生するみなし配当の課税根拠として、次の七つがある。①有価証券譲渡益課税(以下、譲渡益課税)が昭和28年に非課税となったことにより、法人の留保所得に対して課税する。②利益等の資本組入れは、現金による配当とそれによる新株の引受けを一つの行為に結合したものと同様の経済効果を有する。③利益等の資本組入れ時に、新株の評価額まで価値が増加していることを根拠に、包括的所得概念の下では所得の対象とされる未実現利益に課税する。④現行税制上有利な譲渡益への転換に対処するために、未実現利益の段階で所得として認識する。⑤法人擬制説の立場から、二重課税調整を根拠に利益等の資本組入れ時に配当とみなす。⑥法人実在説の立場から留保利益の分配が行なわれた際に株主の収益として認識する。⑦法人の資本と所得の区別は課税関係が決済されているか否かにより区別されており、利益等が資本に組入れられる時点で課税関係を決済する目的で配当とみなす。これらは、大きく分けると、みなし配当を所得としてとらえる考え方(①、②、③、④、⑥)と、法人擬制説に基づく二重課税調整機能としての考え方(⑤、⑦)である。以下、それぞれについて検討を行なう。

まず①については、譲渡益は昭和63年の改正により、現在は原則課税されているため、みなし配当の課税根拠とは考えにくい。また、②については、株式配当の本質について以前から税法が支持する利益配当説と、商法の多数説である株式分割説(株式配当は未処分利益の資本金への振り替えにすぎず、株主の持分に実質的な変化がないため株式分割と同じであるという考え方)の対立があった

が、平成2年に株式配当を株式分割の一形態とする商法改正が行われ、従来の株式配当の規定が 削除され株式分割説が認められたため,もはや現実適合性がない。③については,現行税制は実 現ベースでの課税を基本としており、他のキャピタル・ゲイン課税との公平を保つためにも利益 の実現時に課税すべきである。④は③の政策的理由として位置付けられ、政策的理由が認められ る場合にのみ未実現利益に対する課税が認められるというものである。しかし、譲渡益の税率は 平準化措置を講じた上で低く設定されているにも拘らず,別途みなし配当として課税することは かえって不公平になる。現行の譲渡益課税制度の不備を理由としてみなし配当課税を行なうこと は、問題の棚上げにすぎず、我が国の税制を首尾一貫したものにするという点からもみなし配当 を行なう必要性のない税制の確立が先決である。また、譲渡益として課税が行なわれる場合の課 税繰延べにの問題については,現行税制の下では一定程度は不可避的に生ずるものである。収益 の認識基準としての実現主義が発生主義の例外として認められているにも拘らず,発生主義的な 視点からの議論を行なうこと自体が矛盾している。⑤については,単に課税技術的側面からみな し配当に対する課税を行なっているにすぎず、株主の担税力を全く考慮していない点が不合理で あるといえる。そして,⑥の議論と併せて検討を行なうと,みなし配当の課税根拠は法人実在説 と、法人擬制説の立場が混在しており、非常に分かりにくい税制になっている。また、近年の配 当課税についての議論にはこのような法人の本質からではなく,課税することにより経済に与え る影響を考慮する動きが強まっており、企業が利益消却を行う際や、今後実施が予定されている 企業再編の際に、みなし配当がその実施を妨げる点も考慮していく必要があるだろう。⑦につい ても⑤と同様に株主の担税力を全く考慮していない点が不合理であり、譲渡益課税が完全なもの であるならば、わざわざ資本組入れ時に課税する必要はない。

以上,みなし配当の課税根拠には不合理な点が多いことを明らかにしたうえで、(株)デンソーの自己株式の利益消却の実施状況(平成10年)を素材に、みなし配当を課税にした場合と非課税にした場合の税額を比較し、非課税にした場合でもみなし配当として課税されるはずであった部分は基本的には譲渡益として捕捉されることを明らかにした。これにより、みなし配当の課税・非課税の問題は、租税論的観点からは課税のタイミングの違いにすぎず、従来の課税論・非課税論の対立を非課税論に統一することが、国際的整合性も考慮に入れ、国内税制を首尾一貫した矛盾のないものにし、経済の活力を生む税制となることを明らかにした。みなし配当を非課税に改めることにより譲渡益課税制度の改革にも拍車がかかると思われるが、譲渡益課税制度の改革の具体的方法については本稿の目的としていないため別の機会に譲ることとする。

[主要参考文献]

〈雑誌論文〉

- 1. 大島隆夫「利益積立金の資本組入れに対するみなし配当課税の意義」『商事法務』No. 1273 1992
- 2. 金子宏「租税法における所得概念の構成(--)」『法学協会雑誌』第83巻第9号, 1966
- 3. 金子宏「アメリカの連邦所得税における『株式配当』の取扱い」『租税法研究』第1号, 1973
- 4. 金子宏「商法改正と税制」『商事法務』No. 1223、1990
- 5. 佐藤孝一「株式配当論」『企業会計』, 1952
- 6. 塩崎潤「株式配当の課税問題」『産業経理』第18巻第3号, 1958
- 7. 竹内昭夫「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否(上・下)」『商事法務』No.1258, 1259, 1991

- 8. 武田昌輔「民商法と課税問題(5)~(8)」『會計』第141巻第1号~4号, 1992
- 9. 丹波康太郎「株式配当の課税問題」『国民経済雑誌』第85巻第1号, 1952
- 10. 土田三千雄「株式配当の性格」『企業会計』第9巻第13号, 1957
- 11. 原田満範「みなし配当課税の論理と制度」『税経通信』, 1993
- 12. 広瀬郁雄「税法上のみなし配当課税をめぐる諸問題」『産業経理』第52巻第1号, 1992
- 13. 吉川満「株式の利益消却にかかるみなし配当課税の凍結」『商事法務』No. 1406, 1995
- 14. 吉牟田勲「利益等の資本組入れの課税特別措置と問題点(上・下)」『商事法務』No. 1253, 1255 1991

〈書籍〉

- 1. 石弘光著『利子・株式譲渡益課税論』日本経済新聞社, 1993. 11
- 2. 大島隆夫編『戦後法人税制史』創立50周年記念出版 税務研究会, 1996
- 3. 太田昭和監査法人公開事業部編『自己株式消却の資本戦略とみなし配当のすべて』三訂版 ぎょうせ い. 1999. 7
- 4. 金子宏編著『所得税の理論と課題』税務経理協会, 1996. 3
- 5. 久保欣哉著『株式配当論』千倉書房, 1960. 5
- 6. 竹内昭夫著『剰余金の資本組入』東京大学出版会, 1962. 9
- 7. 武田昌輔著『企業課税の理論と課題』税務経理協会, 1995. 8
- 8. 武田隆二著『簿記Ⅲ株式会計』税務経理協会, 1991. 9
- 9. 垂井英夫著『自己株式の消却』財経詳報社,1996.5
- 10. 富永秀和著『世界各国の証券税制』税務研究会出版局, 1997. 2
- 11. 中里実著『金融取引と課税―金融革命下の租税法―』有斐閣, 1998
- 12. 藤田晴著『所得税の基礎理論』中央経済社 1992. 11
- 13. 水野正一編著『資産課税の理論と課題』税務経理協会 1995. 11

〈外国語文献〉

- 1. Eisner v. Macomber, United States Reports, Vol. 252, 1920
- 2. Georse R. Husband, The Entity Concept in Accounting, The Accounting Review, 1954
- 3. Henry C. Simons, Personal Income Taxation, 1938

日本の消費行動と消費者像について

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 村 上 世 和

かつての経済成長期における,物的生産力の拡大化と効率化は所得と消費の増大に大きく貢献 した。しかし,バブル崩壊後の不況から察するに,その好循環を支えた要因が大きく変化してき たのではないかと思われる。ゆえに,本論文の目的は,見落とされがちであった需要・消費者の 立場から,経済・社会を改めて俯瞰することである。

日本では、家計消費支出は国内総支出の半分以上を占め、不況化の下支え役も期待されていた。 しかし、バブル崩壊以降の所得・資産の伸びの鈍化や雇用環境の悪化などにともない、長期的な 消費不振が続いている。これは、過去の所得水準の向上や高い雇用水準などに影響を受けていた 消費決定が徐々に変化してきたことを意味するのかもしれない。

また、当面の不況による影響もさることながら、高齢化社会の急速な到来という環境の変化を考慮に入れなければならない。1970年に7%であった老齢人口割合は1995年に14.6%という、欧米諸国の2倍の早さで高齢化が進行しており、2025年には27.4%にも達するという予測も存在する。この急速な高齢化も、消費者像を考える上では重要な要素となる。

さらに、消費者を取り巻く問題である、消費者信用や消費者対策などにもふれておくことにした。

第I節においては,一定水準の所得が継続的に確保されるようになると,支出は過去の習慣に強く依存するようになることがわかった。また,バブル期には,この高支出が高支出を決めていく過程を,資産効果が一層増幅させたとおもわれる。いいかえれば,消費者の時間的視野が常に過去にあったともいえる。また,現在の不況の要因には,一時的な消費減だけではなく,年金財政の破綻や雇用不安という中・長期的な問題が強く影響しているのではないかということが理解できた。

第Ⅱ節においては、現在の就労状況は厳しいものが存在すること、資産格差が比較的高いことがわかった。しかし、意識調査や消費支出の分析などからは、現在の高齢者層が比較的安定した生活を営んでいると結論づけられた。また、ライフスタイル変化などが消費に変化をもたらすこともわかった。

第Ⅲ節は消費者の環境について若干記した。消費者信用・対策ともに必要であるとともに,消費者の側からの積極的な関わりが必要であると理解した。

結論としては、消費者の時間的視野は常に過去に向けられており、バブルの崩壊がもたらした 資産価値の低下・所得伸び率の鈍化・雇用環境の悪化などが、消費者の意識を大きく修正したの ではなかろうか。しかし、将来の消費者像を描きとるまでにはいたらなかった。しかし、単なる 数量的な拡大だけを消費者は望んではいない。この事実は将来の消費者像を理解する上での重要 な要素になると思う。なお、高齢化社会の到来自体はそれほど恐れることはないのかもしれない。 しかし、高齢者層の資産の再評価や高齢化社会への対応策のおくれは懸念さるべき要因である。 高齢者雇用の問題や年金問題の解決などによって、消費者心理を解きほぐしていく努力が必要と される。それと同時に、情報産業の発達への対応も望まれる点である。

〔主な参考文献〕

第I節

- ・牧厚志(1988)『家計貯蓄の分析』三菱経済研究所
- ・牧厚志(1989) 『消費需要の実証分析』 三菱経済研究所
- ・武藤博通(1999)『消費不況の経済学』日本経済新聞社

第Ⅱ節

- ・高山憲之編著(1992)『ストックエコノミー』
- ・高山憲之,有田富美子(1996)『貯蓄と資産形成』岩波書店
- ・武藤博通(1999)『消費不況の経済学』日本経済新聞社
- ・橘木俊詔,下野恵子(1994)『個人貯蓄とライフサイクル』日本経済新聞社
- ・橘木俊詔編著(1994)『ライフサイクルと所得保証』NTT 出版
- ・総務庁編(1998)『高齢化社会白書』大蔵省印刷局

第Ⅲ 節

- ·西村林(1999) 『現代消費経済論』 税務経理協会
- ・日本消費経済学会(1993)『消費経済学総論』税務経理協会
- ・小谷正守・出石康子(1993)『消費経済と生活行動』ミネルヴァ書房

教育の経済学

――教育支出における消費論的アプローチ――

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 柳 瀬 晴 彦

我が国において過熱した受験競争が問題となっている。そうした現状を踏まえて、初等教育段階から多大な教育支出を行なう親の行動をどのように解釈したらよいかという現実的な立場から、教育の投資的側面だけでは説明できない消費的側面を重視し本論文を進めていく。

欧米諸国と比べた日本の教育問題の特徴は、教育サービスへの需要が、子供自体よりも費用を 負担している親が主体として決められ、その結果、親が年少期の子供に過重な勉強を強いること にある。中学・高等学校の段階で、将来性のある子供に投資するのであればともかく、それが不 明な小学生やそれ以下の段階で進学校や学習塾等の受験教育に、多大の支出を行なうことは、将 来への投資としての価値は疑わしく、「教育投資」モデルは妥当し難いという面がある。教育を 個人が主体性を持つサービス需要として捉える教育投資モデルは、年少者の教育の分野には当て はまりにくい。これは、少なくとも小学校段階やそれ以下の段階では、肝心の教育を受ける子供 の主体性が大きなわけではないためである。

このため、年少期の教育サービスへの需要は、将来の高い所得を目的とした投資よりも、それ 自体の消費的価値を反映したものであり、しかも教育を受ける本人よりも、子供をブランド幼稚 園や小学校に通わすことで、親の満足度が高まるという「間接的な消費需要」とする見方ができ る。少子化が進むほど家族の子供の教育費負担は逆に増えることや、将来の可能性が不確実な年 少期に多大の教育投資を行なうことが、良く説明できる。

日本では大学入試を頂点とした受験体制が最大の問題となっている。これは、教育を通じた所得の再分配に大きな関心が払われている米国の場合と異なる。この背景には、日本における大企業と中小企業との間における労働条件格差の大きさと、固定的な雇用慣行の下での中途採用機会の乏しさ、等から生じる労働市場の二重構造がある。これが大企業の内部労働市場における形式的な平等主義とあいまって、その入り口である新卒採用時点で、凝縮された競争が発生することになる。その結果、戦後の家計所得の一般的な上昇の下で、大企業に選別されるための競争が、それに有利な銘柄大学の入学競争に転嫁され、さらにそれが有名高校への入学競争へと広がってきたことが、受験体制の根本的な要因となっている。

このような、選別機能を主体とした日本における教育への需要の大きさが、初等教育段階からの受験競争に拍車をかけ教育支出の増大に結びついている要因だと考えられる。しかし、今後の雇用流動化など社会環境の変化と、その背景をなす少子・高齢化の着実な進行の中で、教育への需要は大きく変化していくものと考えられる。親が教育費を負担し、子供が時間を費やし、企業がその成果を購入するという錯綜した状況から、年齢を問わず学生が自分自身で費用と時間を負担し、その成果を自ら活用するという普通のサービスに変わっていく。教育サービスの消費と投資の両面は、決して矛盾するものではなく、楽しみつつ能力を形成していく教育環境に今後なっていくことが望まれる。

過熱している受験競争を抑制するためには、社会全体が変わっていく必要がある。そこでは、

多様な価値観,多様な生き方が許容され,社会全体が多様化していくこと,多様性を受け入れていくような社会にならなければならない。

〔参考文献〕

荒井一博 [1995]『教育の経済学』 有斐閣

案浦崇 [1998]『教育の経済学』 学文社

井原哲夫 [1983] 『消費者の経済学』 東洋経済新報社

井原哲夫 [1995] 『愛は経済社会を変える』 東洋経済新報社

大石亜希子 [1998] 「子供のコストと少子化対策」 『経済セミナー』 1月号

経済企画庁経済研究所編 [1998] 『エコノミストによる教育改革への提言』

経済企画庁国民生活局編 [1997] 『平成 9 年度 国民生活選好度調査』

厚生省[1998]『人口動態統計年報』

三和総合研究所 [1999] [2005年あなたの暮らしはこうなる』 講談社

総務庁 [1998] 『家計調査年報』

田中敬文 [1998]「投資としての教育を考える」『経済セミナー』 1月号

永谷敬三 [1998]「塾なんか要らない」『経済セミナー』 7月号

西村周三 [1989] 『医療の経済学』 東洋経済新報社

高橋誠・新井富雄 [1996] 『デリバティブ入門』 日本経済新聞社

広田真一・川野孝治 [1998] 「学閥は存在するか」 『経済セミナー』 9月号

三菱総合研究所 [1999] 『少子高齢化の恐怖を読む』 中経出版

文部省 [1999]『青少年の生きる力をはぐくむ地域社会の環境の充実方策』1999年

八代尚弘編 [1999]『市場重視の教育改革』 日本経済新聞社

八代尚弘 [1999] 『少子・高齢化の経済学』 東洋経済新報社

八代尚弘 [1997] 『日本的雇用慣行の経済学』 日本経済新聞社

八代尚弘・原田泰編著 [1998] 『日本的雇用と国民生活』 東洋経済新報社

柳ケ瀬孝三・三上和夫編著 [1986]『教育費を見直す』 大月書店

Becker, G [1975] *Human Capital*, Columbia University Press(佐野陽子訳『人的資本』 東洋経済新報社、1976年)

Cigno, A [1991] *Economics of the Family*, Oxford University Press (田中敬文・駒村康平訳『家族の経済学』 多賀出版, 1997年)

現代中国通信発展史研究

――江蘇省・電話通信における実証的考察――

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 矢 部 真 伺

ここ数年間の中国経済は、「改革・開放」以降に見せた目覚ましいばかりの発展の勢いはさすがに失われてしまっているが、それでも経済は発展し、世界から注目を浴びている国家のうちの一つであることには間違いない。

ところで、現在に至る中国経済発展の一番の要因となったのはもちろん、1979年から実施に移された「改革・開放」政策ではあるのだが、その数ある中国経済発展の要因の中でもインフラの発展が果たした役割は本当に大きなものであったと思われる。というのも、道路にせよ、電気にせよ、インフラの整備なしには経済活動を行なうことは絶対に不可能であり、したがって、中国経済発展の直接の牽引車である外国資本を中国本土に投資させることも当然、不可能であったからである。

そこで、本論文ではインフラの中でも電気通信を取り上げ、中華人民共和国が成立した1949年から現在に至るまでの通信の発展、展開が現代中国にとっていかなる意義を有しているのか、という点ついて明らかにしている。とりわけ、電気通信の中でも私たちの生活に最も密着し、親しみ深い存在である電話に注目し、中国における電話業務の展開についての分析、考察を行なった。また、電話の発展を考察する際、本論文では江蘇省の電話業務における展開を中心的に扱っている。

というのも、一つには、「江蘇省は中国の中でも指折りの経済が発展している省であり、中国 経済の中でも重要な地位を得ているから」という理由があり、二つ目としては、ミクロ的な視点 (江蘇省)からマクロ的な存在(中国経済)における電話が果たした役割を研究テーマとして取り 上げるのには、「先進」と「後進」を域内にかかえこむ江蘇省における電話の展開を扱うのが適 当であろう、と考えたからである。

というわけで、本論文では、ミクロ的な事例研究・実証(江蘇省)を通じて、全体像(中国)における電話の展開、および、電話が果たした歴史的意義の解明を行なっている。

本論文の構成は以下の通りである。

第1章:はじめに

第2章:江蘇省における電話業務発展の概要および特徴

第3章:中国電話業務発展における特徴の要因分析 第4章:中国における電話の発展が持つ歴史的意義

第5章:おわりに

第1章では、本論文の目的と研究対象、および、研究対象への接近方法について述べている。 ここで、本論文の目的は、中華人民共和国が成立した1949年から主に現在までの中国における 電話業務の展開について分析、考察を行なうものであり、その接近方法として、江蘇省における 電話の発展を取り上げる積極的意義を述べている。

第2章では、江蘇省における電話業務発展、および、その特徴について考察している。江蘇省電話の発展の特徴を明らかにする際、この章ではまず、江蘇省に属する県・市の電話業務発展について一県ずつ述べている。次に、各県・市の代表例として、データが最も充実している金山県を取り上げて、最後に江蘇省全体における電話業務の展開についての概要を述べている。なお、この章の締めくくりとして、各県・市、かつ、省全体における発展の特徴を明らかにしている。その特長として、①曽ては「停滞期」とのみ評価された感がある56年、そして58、59年における著しい電話業務の発展および、それに続く形の60年代前半から数年間続く停滞期、②70年代後半からの電話業務の発展、③89年から2~3年ほど続くソフト面における電話業務成長(電話業務量、電話加入戸数)の伸び悩み、の3点を発見した。

第3章では、江蘇省電話展開から導き出された中国における3つの電話業務展開の要因について考察しており、第2章で挙げた3つの特徴は、それぞれ異なる要因から生じたものである。

第4章では、前章までに検証された3つの特長のうち、特に、中国に与えた影響が大きいと考えられる2つの特長について、その歴史的意義を分析している。

一つは、①の「56年,58年,59年における電話業務の著しい発展」が生じた要因についての歴史的意義を考察し、もう一つは、②の「70年代後半からの電話業務発展」の意義について考察を行なっている。この2つの特長は、中国にとって大変重要な意義のあるものであった。

最終章にあたる第5章では、本論文のまとめに相当する。

この章では、①の「56年、および58年、59年における著しい電話業務の発展」が中国にとって 政治的な意味を持っていることを示し、一方、②の「70年代後半からの電話業務の発展」につい ては、それが経済的な意味を有している、ということを改めて強調して、本論文の結論としてい る。

[主な参考文献,資料]

奥村哲, 1999年, 『中国の現代史』, 青木書店

毛利和子,1990年,『毛沢東時代の中国』『中国のマスメディア制度』,日本国際問題研究所

字野重昭, 天児慧, 1994年, 『20世紀の中国』, 東京大学出版会

小島麗逸,1990年,『民主化運動と中国社会主義』『経済改革十年と天安門事件』,岩波書店

井上隆一郎, 1996年,『中国の企業と産業』, 日本経済新聞社

山内一男, 1989年,「中国経済近代化への模索と展望」『中国経済の転換』, 岩波書店

姬田光義,阿部治平,上原一慶,高橋孝助,前田利昭,1982年,『中国近現代史』,東京大学出版会

朱学範ほか、中国研究所訳、1960年、『現代中国経済史』、合同出版社

ロバート・J・ソンダーズ,ジェレミ・J・ウォフォード,ビョン・ウェレニウス,岩下健訳,1985年,

『電気通信と経済開発』, 東洋経済新報社

斎藤優、神品光弘、宝斂一郎、1986年、『発展途上国のコミュニケーション開発』、文真堂

高井潔司,藤野彰, 1995年, 『上海·長江経済圏』 Q & A100, 亜紀書房

江蘇省地方志編纂委員会,1997年,『江蘇省志・郵電志』,江蘇人民出版社

上海市金山県県志編纂委員会,1990年,『金山県志』,上海人民出版社

宿遷市地方志編纂委員会,1996年,『宿遷志』,江蘇人民出版社

泗洪県地方志編纂委員会, 1994年, 『泗洪県志』, 江蘇人民出版社 泗陽県志編纂委員会, 1995年, 『泗陽県志』, 江蘇人民出版社 興化市地方志編纂委員会,1995年,『興化市志』,上海社会科学院出版社 靖江県志編纂辦公室,1992年,『靖江県志』,江蘇人民出版社 泰興県志編纂委員会,1993年,『泰興県志』,江蘇人民出版社 昆山市地方志編纂委員会,1990年,『昆山県志』,上海人民出版社 太倉県県志編纂委員会,1991年,『太倉県志』,江蘇人民出版社 呉江市地方志編纂委員会,1994年,『呉江県志』,江蘇科学技術出版社 張家港市地方志編纂委員会 公室, 1992年, 『沙洲県志』, 江蘇人民出版社 常熟市地方志編纂委員会,1990年,『常熟市志』,上海人民出版社 呉県地方志編纂委員会,1994年,『呉県志』,上海古籍出版社 無錫県志編纂委員会,1994年,『無錫県志』,上海社会科学院出版社 江陰市地方志編纂委員会,1992年,『江陰市志』,上海人民出版社 江蘇省宣興市地方志編纂委員会,1990年,『宣興県志』,上海人民出版社 金壇県地方志編纂委員会,1993年,『金壇県志』,江蘇人民出版社 ≪漂陽県志≫編纂委員会, 1992年, 『漂陽県志』, 江蘇人民出版社 江蘇省武進県県志編纂委員会,1988年,『武進県志』,上海人民出版社 その他、33冊にわたる江蘇省新県志

分権時代の個人住民税改革

---大都市圏自治体の財政危機の解決---

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 好 井 雅 晴

地方財政は危機的状況にある。この特徴のひとつは、最も富裕団体であるはずの大都市圏自治体を中心に財政状態が悪化していることである。これにはいくつかの理由があるが、全てにおいて、背景には日本の中央集権的税財政システムがあり、とりわけ大都市圏自治体財政に顕著に現れている。それは、大都市圏自治体には十分な税収があるにもかかわらず、地方財政調整制度による再配分で一人当たりの地方税と一人当たりの一般財源における逆転現象が生じていることである。この状況を打開し大都市圏自治体の財政状況を改善するためには、国税の一部を地方に移譲し分権型税財政システムを確立する必要がある。本稿では、大都市圏自治体の分権的税財政システムの確立に適した税源移譲案が、応能課税原則・垂直的公平に基づいた所得税・住民税の共通税化であることを立証し、更にその補強案を提示することにより、分権的税財政システムの確立に最適な形を模索する。

第1章「地方税における課題」では、まず、わが国の地方税制の基本原則が応益原則に基づいていることを批判し、応能原則に基づくべき可能性として以下のことを挙げた。①利益原則加味論では、租税と受益者負担金等が混同されうる、②公的サービスが複雑化・多様化し関連性が強まるにつれ、受益と負担とを直接的に一致させることは極めて困難、③地域住民の間の格差構造がある上では、地方税においても応能的な所得再分配機能が考慮されるべき、④資本と労働者の地域間流動が激しくなっていることやナショナル・ミニマム、シビル・ミニマムを実現しようとする動きの中では、応能原則による住民負担を求めることが現実的である。また、分権型税財政システムの確立に不可欠な課税自主権の必要性を述べた。

第2章「個人住民税の問題点と税源移譲案」では、応能課税原則の立場から個人住民税の問題点を論じ、近年提唱された税源移譲案を概観することによって、個人住民税の問題点および大都市圏財政危機を解決するために適合した改革案を模索する。

個人住民税の問題点として、垂直的公平に乏しいことが指摘できる。それはまず、課税最低限が、国税と区別された意味での地方税独自の原則としての負担分任の考え方により、所得税と比較してかなり低く設定されていることが挙げられる。またもう1つは、社会構造が動態的になり地域住民の流動が激しくなった現状においては地域住民の自治参加は困難であるにもかかわらず、なお均等割の制度が存在するためである。さらに、地方税の中で中核をなしている個人所得課税における配分割合が、実質的な配分割合と大きく乖離している問題もある。

この問題を踏まえ、分権型税財政システムを確立する5つの案を検討する。

- ① 地方交付税移譲案;主として地方交付税の増額によって財源の拡充をする。国の意向が入り込むことによる自主性の問題。
- ② 比例税率案;所得に対して一定の比例税率で地方所得税を課税し,更に所得階層に応じて 累進的に国税である所得税を上積みして課税する。都市部の税収を飛躍的に上げる場合に おける大衆課税の問題。

- ③ 新しい個人住民税;応能負担原則を明確にするために,累進性を強め,個人所得の税源を 国5:地方5に配分しなおす。税率構造が19段階の累進税率構造となる。
- ④ 所得税全面移譲案;所得税を全面的に地方に移譲する。地方交付税による調整が必要となる財政力の弱い自治体に対し交付すべき財源が削られる。
- ⑤ 所得税・住民税共通税案;所得税と住民税を共通税化し、自治体が課税徴収し、地方から 国へ地方6:国4で再配分し、法人住民税を国税化しその7割を交付税の財源とする案。 この案は、租税負担配分の原則である応能原則の徹底という立場から、地方税源を十分に 拡充できる。また、個人住民税における垂直的公平も達成し、③の「簡素」な税制の問題・④の交付税財源の確保の問題が解消されることから、③~⑤の3案の中で最も優位性 がある。
- 第3章「税源移譲シミュレーション」では、前述の②⑤と⑤の補強案を検証する。
- ① 比例税化シミュレーション;富裕層が比較的多い大都市圏自治体の税収の伸びを抑えることによって地方の税源を充実するという比例税化の特徴が顕著に表れた。また、この案で地方の税収と税率を高めた場合、大衆課税につながることは避けられない。これらのことから、比例税化案は大都市圏自治体における財政危機を解決するには不適切な案と判断した。
- ② 所得税・住民税共通税案;個人の担税力に応じて負担を求めることで所得再分配機能を果たすことができ、課税の公平である垂直的公平を満たしつつ、地方、特に大都市圏自治体の税収を高めることができるという点が肯定できる。しかし、シミュレートした結果は、大都市圏自治体の税収は期待したほどは伸びず、自治体によっては税収が減少するところもあった。また、大都市圏自治体以外への配慮に欠ける点も問題点として挙げられる。さらに、共通税化を行なったとしても財源が不足する自治体に対し財政調整が必要なのはもちろんだが、財政誘導の手段となっている交付税の総額が増額したという点についても疑問が残った。
- ③ 私案/②の補強案;②の問題点を踏まえ、共通税の配分割合の一律化・法人住民税の国税化の2点に修正を加えた。共通税の配分割合は地方の状況に応じて幅を持たせることとし、法人住民税は地方税のままとして置くことでの共通税化を行なった。これにより、②での利点である、現代的な意味での税負担の公平である応能原則の立場から、危機的状態にある大都市圏自治体の税源を拡充する立場を継承でき、しかも、同案では問題点となった地域間格差を拡大させることなく、大都市圏以外の自治体の税源をも拡充することができる。

これまでの検証により、大都市圏を中心とする地方財政危機を克服するには、所得税・住民税 共通税化のような大胆な税源移譲を行い、自治体の自主財源の拡充や地方へ課税自主権を附与す ることがもっとも有効であろう。

〔参考文献〕

地方に税源を 神野直彦 金子勝 有斐閣 1998 システム改革の政治経済学 神野直彦 岩波書店 1998 都市財政改革の構想 東京都新財源構想研究会報告集 山本正雄編 新地書房 1979 地方財政論 池上淳 重森暁 植田和弘 有斐閣ブックス 1992

地方分権化と地方税財政 和田八束編 日本評論社 1993

地方独自税源探索記 茨城県税源問題研究会 ぎょうせい 1999

地方税の理論と課題 橋本徹 税務経理協会 1995

現代の地方財政 橋本徹 東洋経済 1991

現代日本の税制 野口悠紀夫 有斐閣 1989

税制改革の新設計 野口悠紀夫 日本経済新聞社 1994

受益と負担の経済学 平野正樹・近藤学・宮原信吾 日本評論社 1999

地方税財政制度 矢野浩一郎 学陽書房 1994

租税の政治経済学 牛島正 有斐閣 1990

現代の地方自治 牛島正 有斐閣 1994

現代地方自治の財政理論 重森曉 有斐閣 1988

地方分権の検証 遠藤宏一・加茂利男 自治体研究社 1995

新・地方自治の財政学 高寄昇三 勁草書房 1998・12

現代イギリスの地方財政 高寄昇三 勁草書房 1995・11

現代イギリス地方税改革論 北村裕明 日本経済評論社 1998・10

税制改革の国際比較 日本地方財政学会 勁草書房 1995・12

分権化と地域経済 坂本忠次・重森暁・遠藤宏一 編 ナカニシア出版 1999・11

分権社会の政治経済学 重森暁 青木書店 1992・3

地方税制の諸問題 日本租税理論学会編 谷沢書房 1999・12

地方分権の焦点 自治体問題研究所編 自治体研究社 1996・8

シャウプの税制勧告 福田幸弘 シャウプ税制研究会 1985

現代日本地方財政史(上)(中)(下)藤田武夫 日本評論社 1976 1978 1984

都市財政改革の構想 山本正雄編 新地書房 1979

地方財政税制論 佐藤進 税務経理協会 1974

地方財政読本 佐藤進・林建久 東洋経済新報社 1994・7

現代地方財政論 島恭彦 有斐閣 1951・11

今後の税制のあり方についての答申 税制調査会 1977・10

地方税制改革の方向 和田八束 「都市問題」 1993・12

地方税制改革の若干の視点 野呂昭朗 「税」 1986・7

地方分権の推進と地方税 飯野靖 「地方税」 1998・3

地方税原則と地方税体系、橋本徹 「地方税制の基本的あり方に関する報告」 地方財政協会 1998

地方分権と地方税制のあり方 石田直裕 「租税研究」 1997・9

地方税制の問題点と改革の提案 石橋映二 「税制研究」 第38号1997

地方分権と地方税源の充実・強化 岡崎洋 「地方税」 1998・6

平成10年度地方税改正について 桑原隆広 「租税研究」 1998・4

地方分権と財源調整 米原淳七郎 「都市問題」 1993・12

税制改革における分権と地方税制 伊東弘文 「税」 1986・5

地方分権化と地方財政システム 林宜嗣 「税経通信」 1998・10

地方分権時代の税制 林宜嗣 「租税研究」 1998・7

地方税は応益負担に近づけよ 大田弘子 「地方税」 1999・4

分権改革を目前に個人住民税を考える 上田紘士 「地方税」 1999・3

地方財政白書 自治省編 平成11年版

地方自治便覧(1998) 地方財務協会 1999

個人所得指数 日本マーケティング教育センター 1998

国税庁統計年報 国税庁編 平成9年度 地方財政関係資料集 参議院地方財政 平成10年度 月刊地方税別冊地方税関係資料ハンドブック 「地方税務研究会」 1997 財政金融統計月報 大蔵省 1999・4 地方財政統計年報 地方財政協会 平成11年版 自治大阪 大阪府地方自治振興会 1998・12 1997・12 大阪府統計年鑑 大阪府統計協会 平成10年度

韓国経済成長過程における外国資本導入と企業発展

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 黄 孝 善

始めに 問題提起

本論文は、韓国経済発展における外資導入形態の変化と企業の発展を検討のテーマとする。韓国経済は1945年以後、技術、資本、市場を外国に依存しながら、韓国大企業(財閥)は自立的な側面を持って成長をした。そこで韓国の経済成長基盤と外国依存、特に外資導入を中心に検討する。

第1章 外資導入の基盤形成と企業形成

- 1. 米国の援助:開放以降,朝鮮戦争を経て米国による援助から外資に依存する構造がされたと考えられる。
- 2. 企業発展の基盤形成:同時に韓国国内では農業改革と帰属財産の払い下げが行われ、それによって利潤を上げた企業が次第に大企業(財閥)になる。

第2章 外資導入に対する依存構造の基盤形成

外資に対する依存構造は韓国政府の輸出主導経済成長戦略によりその基盤が構築された。

- 1. 政府による輸出主導型成長政策:輸出主導成長戦略は政府主導で外資導入政策により輸出指向の経済成長戦略。
- 2. 外債導入の背景:韓国経済の初期段階において先進国とのギャップを外資導入によって埋めながら成長するため。

第3章 外資導入政策

産業構造の高度化、輸出拡大により国際収支の改善、技術移転などの目的から投資拡大がその 目標であった。

第4章 外債増加と企業の投資資金形成

- 1. 外債増加:輸出主導成長戦略により、投資資金源として外資に対する需要が高まり、同時にオイル・ショックによる外債負担の増加。
- 2. 企業部門の投資資金形成:企業分野での投資資金は直接金融より間接金融の割合が高く、その理由は政府の輸出補助政策によって韓国企業の投資資金が形成されていたからである。

第5章 韓国企業の発展

1. 財閥成長の背景と発展

韓国財閥の発展は韓国政府から輸出目標達成のために金融、投資、外資導入などで支援されることから成長し始めた。

2. 韓国財閥経営の特徴

規模の拡大、多角化に対する強い指向性と創業者企業である。所有と経営が分離されていない のが特徴である。

3. 財閥の規模

1990年、韓国50大財閥の年間売り上げは韓国 GNP の1.03倍である。

4. 財閥の資金調達

韓国財閥は資金に対する依存度が内部資金に対する依存度より高く,1980年代一時期には1000%を越える水準であった。

5. 財閥に対する規制と批判

技術的なシナジー効果が薄い産業への進出。全体の負債率の高さと系列会社が相互持ち合いによって強く結びついてること。

6. 中小企業

韓国中小企業は1970年代中盤までは減少していたが、70年代以後回復し始め、80年代は中小企業振興策により回復傾向である。

第6章 80年代債務危機の克服と90年代の韓国経済

1980,90年代の韓国経済は外需だけではない内需による成長を経験した。

終わりに 今後の課題

1997年経済危機から回復した韓国の構造変化と韓国企業を研究していきたい。

[参考文献]

岩田勝雄『21世紀の国際経済』新評論 1997年

岩田勝雄『反成長政策への転換』新評論 1998年

金 昌男・渡辺利夫『現代韓国経済発展論』裕豊出版社 1997年

渡辺利夫『アジア経済の読本』東洋経済新報社 1994年

渡辺利夫『現代韓国経済分析』剄草書房 1982年

深川由起子『韓国・先進国経済論』日本経済新聞社 1997年

深川由起子『大転換期の韓国経済』Nanam 出版社 1998年

趙 淳『韓国経済の理論と現実』ソウル大学出版社 1995年

李 海珠『東アジア時代の韓国経済発展論』 1995年

金子敬生・安 元泰『東アジアの経済発展』 1986年

浦田秀次郎『貿易自由化と経済発展』アジア経済研究所 1995年

浦田秀次郎『21世紀のアジア経済』東洋経済新報社 1999年

岸 真清『経済発展と金融政策』東洋経済新報社 1990年

関 志雄『アジアの発展とリスク』野村総合研究所 1994年

李 海珠『東アジア時代の韓国経済発展論』税務経理協会 1998年

大西健夫『韓国の経済』早稲田大学出版部 1995年

平田 潤『検証アジア経済』東洋経済新報社 1998年

金 泳鎬『東アジア工業化と世界資本主義』東洋経済新報社 1989年

韓 福相『韓国の経済成長と工業化分析』勁草書房 1995年

康 行祐『南朝鮮経済論』青木書店 1986年

久保田順『韓国経済現状と「自立経済」への展望』文眞堂 1982年

涌井秀行『アジア工業化と韓国資本主義』文眞堂 1989年

服部民夫『韓国工業化,発展の構図』アジア経済研究所 1989年

矢島鈞次『韓国経済のすべて』日本経済通信社 1987年

小牧輝夫『国際化時代の韓国経済』アジア経済研究所 1991年

金 泳鎬『韓国経済の分析』日本評論社 1998年

板谷 茂『アジア発展のダイナミックス』勁草書房 1994年

伊東和久『発展途上国の金融改革と国際化』アジア経済研究所 1995年

大和総研『アジア経済とビジネス』 大和総研 1993年

世界銀行『東アジアの奇跡』東洋経済新報社 1994年

渡辺利夫『国際開発学と人間』三五館 1997年

本多健吉『韓国資本主義論争』世界書院 1990年

梅津和郎『北東アジアの経済発展と貿易』 晃洋書房 1994年

渡辺利夫『アジア NIES 総覧』エンタプライズ 1990年

野村総合研究所『世界に飛躍する韓国産業』1989年

環日本海経済研究所『東北アジア』環日本海経済研究所 1996年

山崎カヨル『周辺資本主義としてのアジア』植書房 1986年

JETRO『NIES, ASEAN の持続的成長』日本貿易振興会 1992年

小林謙一『韓国の経済発展と労使関係』法政大学 1991年

間部洋一『韓国経済力の読み方』日本実業出版社 1989年

間部洋一『東アジア再編と韓国経済』社会評論社 1989年

参考統計文献

韓国統計庁「韓国経済主要経済指標」1987年、1999年

韓国銀行「経済統計年報」各年版

韓国銀行「債務白書」1986年

経済企画院「主要経済指標」1991年

World Bank "World Debt Table" 1994

IMF "Balance of Payments Year Book" 各年版

"International Finance Statistics"

"Annual Report"

"Balance of Payments Statistics"

Asian Development Bank "Annual Report"

OECD "Economic Surveys"

"National Accounts"

United Nations "National Accounts Statistics Main Aggregates And Detailed Tables"

"International Trade & Development Statistics"

Korea Bank "Annual Report" 1959, 1960

中国生命保険業の現状と課題

---社会保障制度と関連して---

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程3回生 呉 永 欣

本論文は改革・開放以来の中国生命保険業の現状と課題に関する一考察である。論文は、急速に進む中国の少子・高齢化そして経済体制改革、国有企業改革、社会保障制度改革さらには金融制度改革などの時代背景を踏まえ、中国生命保険業の沿革と現状を整理・分析した上で、社会保障を補完する生活保障の提供と資金フローの金融仲介機能を果たす生命保険業の存在意義を問い、21世紀に向けての中国生命保険業発展の課題と対応について考察しようとするものである。

本論文の構成は、1)問題視角、2)生命保険業の沿革・現状、3)中国の社会保障制度改革 及び金融制度改革と関連づけての中国生命保険業発展の課題、4)今後、中国生命保険業の採る べき具体的対応策、から成る。

中国では、広大な国土や地域的多様性、経済体制改革、金融体制改革及び「一人っ子」政策による人口の高齢化などの点から、多様なリスク・マネジメントや生活保障が不可欠である。生命保険業は「社会の安定」「経済の発展」を確保する重要な産業として注目されつつある。それにもかかわらず、今多くの無視できない問題点を抱えている。第1では、なぜ中国の生命保険業について取り上げるかの理由を明らかにする。

第2では、1998年までの中国生命保険業の沿革と現状を概観する。生命保険業の沿革については、保険業の初期、停止期、再開期、発展初期、競争期に分けて考察する。生命保険業の現状については、関連法規、保険商品、販売対象、保険会社、市場競争、市場規模などを整理し、分析する。

第3では、生命保険業発展の課題を、国有企業改革などによって必然化される社会保障制度改革及び金融制度改革と関連づけて、その果たすべき生活保障機能と金融仲介機能をより掘り下げて分析する。3-1では、社会保障制度改革との関連で論じる、すなわち経済体制改革、「一人っ子」政策による高齢化が進行するにつれて、旧来の社会保障制度による年金・医療保険の完全支給が国有企業や財政の大きな負担となり、国有企業の経営不振の一つ大きな原因となってきた。さらに、90年代に入り専門銀行を中心に経営不振の国有企業向けに大量の不良債権が発生したが、これはインフレを高進させる最大の原因であり、金融システムの不安定を招き、経済体制改革、金融システム改革の妨げとなって、社会保障制度改革をさらに強く迫ることとなった。旧来の社会保障の支給額は、年金、医療、住宅などの保障を併せると、基準賃金の8-9割が支給され、国際的な水準の4-6割に比べ非常に大きい。中国の実情では、社会保障は高い水準での設定ができないため、このレベルを6割程度に引き下げざるを得ず、「社会の安定」を確保するために、生命保険業による社会保障制度を補完する役割が一層強く要求されている。

3-2では、金融制度改革との関連で論じる。諸先進国では、生命保険会社は重要な機関投資家であり、個人貯蓄を投資へと転換する媒介機関として、重要な役割を果たしている。ところが、中国では政府がインフレ抑制、国有企業改革などのために資金を統一的に管理しておきたいという意向が強く、また保険会社も成立してから日が浅く、安全な資金運用が確保されないおそれが

あり、民間生命保険業の資産運用に厳しい制限を行っている。今後、金融制度改革により金融資産の種類も急速に増加し、長期性を特色とする生命保険業は、投資収益が他産業より低い場合や、インフレの影響を考慮する場合には、収益見込みが低くなり、ビジネスとして困難な状況に置かれると予想される。

第4では、前述したことを受けて「社会の安定」「経済の発展」を確保する重要な産業としての生命保険業の採るべき今後の具体的対応策について検討する。経済体制改革は経済の活性化、効率化を図ろうとする改革であり、市場に競争を導入する改革でもある。その主な柱は国有企業改革である。従来の社会保障制度は「企業保障」であり、国有企業の経営不振の大きな原因となっている。また、近年社会保険金の支出は増大しつつあり、社会保険だけでは問題解決にならない。さらに、金融体制改革による資本・金融市場が急発展し、このような背景の下で生命保険業界は、社会保険を補完する役割および金融仲介者としての役割が求められることになる。

また、世界経済におけるプレゼンスを高めている中国が WTO に加盟することで、貿易の自由化や一層の市場経済化が促進され、特に銀行、生命保険、流通、通信の各分野の自由化や関税の引き下げなどが求められている。今後、中国にとっては、国内の生命保険業が国際競争にさらされ、厳しい国内調整を迫られることになる。そこで、重要な産業である生命保険業を一刻も早く競争力をつけ、大きく発展させていく必要がある。

中国の生命保険業が発展するために、高度な技術領域の開発と専門人材育成、生命保険業をめぐる法整備、対外開放問題などの生命保険市場をめぐる課題もある。さらに、中国の生命保険業がいかに生活保障産業として社会保険を補完するか、及び金融サービス産業として資本・金融市場の発展に寄与するかの課題もある。

本稿では、中国の生命保険業の発展状況を日本、アメリカ、及びロシアなどの諸国と比較し、 分析することができなかった。今後は、これら残された課題について検討していきたい。

〔参考文献・資料〕

- 1. 『生命保険入門』 住友生命総合研究所編 東洋経済新報社 1993年
- 2. 『日本の生命保険会社』住友生命総合研究所編 東洋経済新報社 1992年
- 3. 『中国保険』中国人民保険公司出版 1997年1・5・11・12月号
- 4.『証券市場週刊』1996年第15号
- 5. 『国際金融レポート』各年版 日本評論社
- 6.『中国統計年鑑』各年版 国家統計局編 中国統計出版社
- 7. 『中国金融年艦』各年版
- 8. 『北京年鑑』1996年版
- 9. 『中華人民共和国保険法』1995年
- 10. 『中国保険報』各年版
- 11. 山本孝之『図説 日本の生命保険』大蔵省銀行局保険課長 1990年
- 12. 藤本昭『中国21世紀への軟着陸』日本貿易振興会 1997年2月
- 13. 孫祈詳『保険学』北京大学出版社 1996年12月
- 14. 朱勇『社会福利的変奏—中国社会保障問題』中共中央党校出版社1994年
- 15. 山中直子「中国における国有企業改革の現状」『国際金融』1996年12月1日
- 16. 「中国金融市場の概要(9)保険市場(その2)」『国際金融』1997年12月

- 17. 『上海保険』上海市保険学会 1997年第6期
- 18. 『ANNUAL REPORT』中国人民保険会社 1996年版
- 19. 劉吉舫「客観認識我国保険業発展的潜力」『保険研究』1998年第3期
- 20. 陽小霊「上海市寿険業的経営状況及其発展前景」『保険研究』1997年第4期, 1998年第2期
- 21. 広海孝一『保険論』中央経済社 1985年
- 22. 張立崗「北京市保険市場的調査報告」『保険研究』1997年第7期
- 23. 呉軍「論我国寿険的険種創新」『保険研究』1997年第10期 16ページ
- 24. 梁濤『老年保障:中国的養老金体制改革』中国財政経済出版社 1998年
- 25. 許謹良「中国保険法と中国養老保険体制の改革」『中日保険法検討会論文集』上海財経大学
- 26. 鳥通元「商業保険と社会保険を区別するための「労働法」と「保険法」の意義」『中日保険法検討会 論文集』中国保険学会常務理事
- 27. 郭士証『中国社会保険:改革与採索』上海財経大学出版社
- 28. 楊継穂『挑戦新世紀―中国第3輪大改革』等編 四川人民出版社 1998年9月
- 29. 季衛東等『現代中国』1998年4月10日 柏書房
- 30. 今井理之「中国社会保障改革」『中国経済がわかる事典』日本実業出版社 1998年1月 今井理之「広がる所得格差」『中国経済が分かる事典』日本実業出版社 1998年1月
- 31. 李紹光『養老金制度与資本市場』中国発展出版社 1998年5月
- 32. 呉家紀「国有企業改革と株式化問題をめぐって」『日中経協ジャーナル』1998年4月
- 33. 友行啓子「中国の養老保険制度」『日中経協ジャーナル』経済企画庁調査局海外調査科 1997年 9-10 P 15
- 33. 張偉「中国の金融改革にかかわる諸問題」『商学論集』(中央大学)第37巻
- 34. 李偉「中国の国有企業改革と資本市場整備」『経営研究』1999年第49巻第1号
- 35. 渡辺長雄『混迷する中国経済』有斐閣 1991年
- 36. 『中国経済年鑑』各年版 中国経済年鑑編集委員会 中国社会出版社

上海瓦斯事業史の考察

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 3 回生 瀧 本 文 治

1812年、ドイツ生まれの工業家フレデリック・アルバート・ウィンザーが世界で初めてのガス会社「ガスライト&コーク」をロンドンに設立し、英国議会の免許を受けた。彼は、「都市ガス事業の祖」と称されている。ガス事業はライト・エネルギーとしてスタートし、後発の電気と照明に関して、シェア獲得の競合が繰り広げられ、ガスは電気に主役の座を明け渡し、次第にヒート・エネルギー分野へとその重点を移す過程は、時間差はあるものの、ヨーロッパや上海や日本でも同様な経緯がみられる。エネルギー分野で石油や電力についての先行研究は多くみられるが、ガス公用事業史に関する研究報告は殆ど無く空白の状況である。本論文では、次の基礎史料と一覧表に記載する参考文献をもとに中国上海市のガス事業が変化する様を浮き彫りにする事を目的とした。

一次史料 • 外務省外交史料館所蔵外交記録

本邦会社関係. 北支開発及中支振興株式会社 関係会社

大上海瓦斯股份有限公司(E. 2. 2. 1. 3 -13-21-3)

- ・営業報告書集成 第五集 819 T5510 同志社大学商学部所蔵マイクロフィルム 阪南大学図書館所蔵マイクロフィルム
- 二次史料・中国通信社調査部『上海瓦斯会社の組織と事業」(上海公共事業所 其ノ五), 1937年。
 - 興亜院華中連絡部『上海に於ける瓦斯事業の現況と其の将来』、昭和15年。

1953年7月1日「上海市煤気公司」となった会社の変遷を時系列的に辿ってみると次の通りとなった。

1865年,上海市に英商上海自来火房(英国系上海ガス会社)が設立され,11月1日,共同租界内の顧客や公共街路灯にガスが供給された。仏租界においても,1867年3月6日,法商上海自来火行(仏国系上海ガス会社)が租界にガス供給を開始した。フランス租界におけるガス供給専売特許が満期となった1891年4月1日,英国系上海ガス会社は正式に,フランス系上海ガス会社の経営を引き継ぎ,同社は,フランス租界で24年間経営した後に消滅した。

1882年, R. W. Little は、上海に上海電光会社(Shanghai Electric Co.)を設立し、9月1日に電力供給を開始した。以後、ガスと電気との最初は照明で、続いてエネルギーの熱源において熾烈な顧客獲得競争がおこなわれた。1891年以降、上海市の都市ガス事業は、英国系上海ガス会社のみによる経営であった。

1937年,日本による侵略戦争が全面化した。1938年9月,日本軍は国策会社たる大上海瓦斯株式会社を1938年12月に設立した。同社は、上海の呉凇張華浜徐家湾に土地を購入し、1940年11月,呉淞工場を完成してガスの供給を開始した。工場建設の目的は、上海に在住する日本人が増え、生活のためにガスが必要となったこと、および中山鋼鉄廠(今の上鋼一廠)や江南造船廠で戦争継続に必要な装備を製造するためにコークスが必要となったためである。続いて、1941年には、

太平洋戦争が勃発し、英米は対日宣戦布告を行った。日本軍は1941年12月8日に上海の租界に侵入した。この結果、上海ガス(株)の全ての資産は日本軍の管理下に置かれ、自主経営権を失った。太平洋戦争期間中、上海ガス(株)は日本軍に接収され大上海瓦斯株式会社によって経営管理された。

1945年8月15日、日本は無条件降伏をし、日本軍による上海市の都市ガス事業統制も終わりを告げた。戦争終結後、呉淞ガス工場は上海市政府に接収されて官僚資本の企業になった。一方、楊樹浦ガス工場の全設備は、上海ガス(株)に返還された。

1949年5月27日の上海市解放では、上海ガス(株)は市人民政府公用局の監督下で経営を継続 した。

1952年11月20日, 市人民政府は上海ガス(株)を収用した。12月12日に名称を「上海市煤気公司」とした。

1953年7月1日,上海市公用局は呉淞ガス工場を上海市煤気公司に合併し,上海市公用局の指導下で統一した経営管理が行われ,全市へのガス生産,輸送と供給サービスに責任を持つに至った。1957年1月には供給ガス熱量を3800 kcal/m³ に統一した。

以上の様に、1865年から1957年までの92年間、上海市煤気公司は数々の苦難を克服し発展して きた事が判明した。大きく区分すると次の様になる。

- ①上海市煤気公司は、租界内のガス灯(街灯,室内灯)にガスを製造・供給する目的で設立された。しかし、1930年代半ばで照明は後発の電気に取ってかわられた。そのため、厨房や暖房用燃料の供給に方向転換した。
- ②抗戦前期の上海市内には上海ガス(株),及び日本軍と密接なかかわりを持つ国策会社の大 上海瓦斯株式会社が存在した。
- ③抗戦後期の上海ガス(株)は大上海瓦斯株式会社に委託管理された。
- ④戦後,上海ガス(株)はもとの英国系経営者に返還された。大上海瓦斯株式会社は上海市政府に接収され、名称は呉淞ガス工場となった。
- ⑤上海解放で上海ガス(株)は市人民政府公用局の監督下で英国系経営者により経営されていた。
- ⑥1952年11月に上海ガス (株) は市人民政府に収用され、12月に名称を上海市煤気公司と改称 した。
- ⑦1953年7月, 呉淞ガス工場を上海市煤気公司に合併し現在に至る。

本論文は中国上海市のガス事業の変遷過程を明らかにする事に目的があった。その中でも特に、日本との関わりについて言及できればと期待をもって作成してきた。論文中の第二章と第三章で記述した通り、形の上では日本軍の管理下にありながら、実態としては経営体制に独自性を堅持していたと現時点では結論できる。

〔参考文献〕

・上海市公用事業管理局編『上海公用事業(1840―1986)』,上海人民出版社,1991年

- ・大阪市立大学経済研究所編『世界の大都市』(2,上海),東京大学出版会,1990年
- ・大阪ガス株式会社編『明日へ燃える―大阪ガス80年』、1986年
- ・NHK ドキュメント取材班編『ドキュメント昭和』(2,世界への登場),角川書店,1986年
- ・中共上海市滬湾区委党史研究室編『老話上海法租界』,上海人民出版社,1994年
- ・孫毓棠編『中国近代史工業史資料(一)上冊』, 文海出版社(復刻), 1956年
- ・東亜研究所編『諸外国の対支投資 中巻』, 1942年
- ・上海経済研究所『上海経済年鑑―昭和十八年度―』、昭和17年11月
- ·帝國瓦斯協会『帝國瓦斯協会雑誌(第貳拾七巻第壱号)』,昭和13年 帝國瓦斯協会『帝國瓦斯協会雑誌(第貳拾七巻第貳号)』,昭和13年
- ·中支那振興会社調查課『中支那振興株式会社関係事業会社現状 昭和十四年九月末現在』
- ・徐新吾,黄漢民主編『上海近代工業史』上海社会科学院出版社,1998年
- ・村松伸『上海・都市と建築』PARCO出版, 1991年
- ・高橋孝助, 古厩忠夫編『上海史』, 東方書店, 1995年
- ・木之内誠編『上海歴史ガイドマップ』大修館書店、1999年
- ·中央電訊社『時事通信 華中中日合営公司概況』民国33年7月5日
- ·陶希聖編『長江下游的日本経済独占組織—各種経済密約及密件—』
- ・時事資料社編『参考資料』, 1945年
- ・横松宗『新支那の建設工作』, 育英出版社, 昭和19年
- ・徐新吾, 黄漢民主編『上海近代工業史』, 上海社会科学院出版社, 1998年
- ・『上海経済年鑑 昭和18年度版』上海経済研究所, 昭和17年
- ・丁日初主編『上海近代経済史第一巻(1843-1894)』, 上海人民出版社, 1994年
- ·上海市公用局『十年来上海市公用事業之演進』,中華民国二十六年七月出版
- ・杉浦廣藏編輯『上海要覧』,上海日本商工会議所,昭和14年改訂版
- ・『華中現勢』、上海毎日新聞社、昭和15年版
- ·李超英演講『僞組織政治経済概況』, 商務印書館印行
- ·鄭伯彬『敵人在我淪陷区的経済掠奪』,国民図書出版社,民国33年
- ・中央電訊社出版委員会『華中中日合営公司概況』聯合印刷所,民国33年
- ・汪敬虞編『中国近代工業史資料 上冊』, 科学出版社, 1957年
- ・汪敬虞編『中国近代工業史資料 下冊』、科学出版社、1957年
- ・中共上海市煤氣公司委員会『上海煤氣工人運動史』,中共党史出版社,1993年
- ・上海煤気公司パンフレット